

# 先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

——先秦儒家系文獻を軸として——

小寺 敦

はじめに

「ゆずり」・「ゆずりあい」と聞いて、人々は何を連想するだろうか。公共交通機關での座席の譲り合い、道の譲り合い、何がしかのモノの譲り合いなど、いろいろあろうが、大概それらは美しい人間性を表すものとして想起される。「ゆずり」を實踐することがいかに人として麗しいものであるか、逆にそれを全く行おうとしない人物のことを想像してみればよい。「ゆずり」の行爲にはそれが行われるにあたって一定の規範があり、その規範は時代・地域によって様々ではあろうが、この習俗は人類社會全體でいついかなる時代にもみられるものである。このことは、これから議論していこうとする中國古代においても例外ではない。例えば、『孟子』では「ゆずり」あい（辭讓）の心が、人間の先天的な善性を示す四大要素（四端）の一つとされ、中國最古の文學作品ともいわれる『詩經』の中では、酒席において「ゆずり」を行わないことが身を滅ぼすに至ると歌われている。この種の儀禮的・エチケツ的な社會慣習上の「ゆずり」は、それらを記録した文獻の成書年代よりも更に古く遡ると考えられる。「ゆずり」を意味

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

する漢字は幾つかあるが、その代表的なものは「讓」である。「讓」に關連して、「禪讓」という熟語は多少の焦臭さをもつ。ただこの言葉も理念としては、平和的に君主の位を有徳の臣下へ「讓」というものであり、有徳の人が統治者になるのであるから、前近代の發想としてはまことに麗しいものである。このように、中國でも太古の昔より現代に至るまで、人々は一定の規範の下で「ゆずり」合つてきたし、今後も「ゆずり」續けることだろう。

だが、人間社會は個人にそういう美しい行爲のみを許すようにはほとんどできていない。また、ある概念を表す言葉が美しければ美しいほど、その言葉はその本來意味するところと對極にある行爲のために用いられることにもなりがちである。この「ゆずり」にもそういうことがあるのではないかと容易に推測される。

ところで筆者は、經書の一つである『左傳』の君位繼承に關係する記事について考察し、そこで現れる「讓」の語は「ゆずり」の意味を含むが、それが戰國時代的な意味合いの濃厚なものであることを推測したことがある。<sup>(1)</sup>この「讓」<sup>(2)</sup>は必ずしも美しい人間精神とはいえない要素を内包しているが、そこで推測に終わった指摘を更に詳細に詰めていく作業が、課題として殘されている。「讓」の語は傳世文獻に廣くみられるから、この語を網羅的に検討すれば、秦漢時代を遡る時期における「讓」<sup>(3)</sup>のあり方が見通せるのではないかと考えられる。そこでこの『左傳』における「讓」<sup>(4)</sup>は「ゆずり」の戰國時代的性格に關する問題を解決するための最初の作業として、検討対象を「讓」の語に限定し、『左傳』以外に先秦から秦漢にかけての成書が想定される主要な傳世文獻の用例を一つずつ検討する。<sup>(5)</sup>そしてそれら文獻個々における「讓」の語のあり方の傾向を探り、「讓」の語を媒介として文獻相互の關係性を見出すことを目指したい。したがって、議論の大半が史料考證に費やされることは避けられない。時として議論の流れが見にくくなることもあるだろうが、行論の必要上やむを得ないことなので、どうかご辛抱いただきました。

い。

## 一、これまでの研究の流れおよび検討作業の筋道概略

「讓」の語について検討する前に、まずそれに關連する研究状況について簡単に触れておくことにしよう。社會的習俗としての「ゆずり」そのものに關する研究は多くはなく、單なる「ゆずり」現象の指摘にとどまるものが大概である。

中國古代の「讓」ないし「ゆずり」について、近代以降の研究者による指摘の早期のものは、岡崎丈夫によるものである。<sup>(4)</sup> 彼は、『史記』本紀・世家・列傳冒頭に道德的な考えとしての「讓」がみられると述べている。

「讓」に關する研究では、「禪讓」の起源を扱うものが圧倒的に多い。近代以來、中國哲學・思想史研究者を中心として、堯舜禪讓の起源を巡って議論がたたかわされ、今日に至っている。顧頡剛らによる堯舜禪讓墨家起源論とそれへの反駁は有名であるが、近年では新出土史料による禪讓說儒家起源説も提出されており、「禪讓」をめぐる研究はますます活況を呈している。また、「禪讓」は、魏晉から北宋までの君位繼承の重要な一形式だったこともあり、政治史・制度史の分野を中心として、非常によく研究されてきた。<sup>(5)</sup>

こうした「禪讓」をめぐる思想史・政治史・制度史的研究が主流を占める中で、獨特な社會史的視点から春秋時代の「讓」を論じたのが高木智見である。<sup>(6)</sup> 高木は傳世文獻を中心に讓りについて検討し、讓る精神が時を越えてみられる極めて普遍的な徳目であることを認めながら、その自己抑制という消極的な徳目が人間間を結合する積極的な機能

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

を果たしていたとする。そして春秋時代以前は、兄弟一體の觀念に由來する讓りの精神が社會的機能を果たしていたが、戰國時代以降、祖先觀念・血族意識の衰退と共にそれまでの機能を果たせなくなつたとする。高木は中國史をつらぬく「讓」の普遍性と、春秋時代と戰國時代の間にみられる「讓」の特殊性を同時にみており、その研究は中國の「讓」に關する研究史上、畫期的なものといえる。

高木のいうところは首肯できる部分が少なからずある。ただ、史料上の記事をその記事の表現のまま素直に捉えながら研究をすすめる傾向があり、史料の扱いとして問題がないか氣になるし、序文で述べたような、私の以前の研究結果からすると、本當に社會變動に伴つて讓りの機能が衰退したのか、そもそも春秋時代以前に時代を遡つてそのような機能が本當に存在したといえるのか、などといった疑問もでてくる。

そこで、先秦から秦漢にかけての主要な傳世文獻に現れる「讓」の語について、網羅的に検討してみることにした。い。「讓」という漢字は、いくつかの意味をもつが、ここでは「ゆずり」の意味に繋がるもののみとりあげる。「ゆずり」といっても様々な意味合いがあり、十把一絡げに議論しても論點が見えにくくなるだけである。そこで、「讓」の意味内容から次のように分類することとする。まず、具體的に人がゆずることを示したものについて、儀禮的要素が強いものとそれ以外とに分ける。前者を「儀禮」（素朴な單なる辭讓・謙讓としての行爲、「揖讓」の作法など高度に様式化したものを含む）とする。後者については、何を「讓」るかによって、「君位」（國君だけではなく、世族の宗主なども含む）・「妻」（夫人の地位など）・「役職」（官職・稱號など）・「財産」（封邑も含む。但し封建という場合は「役職」に含める）・「その他」（「言」・「賞」など）に區分することとする。そういう具體性がないか、曖昧なものを「徳目」とする。以上、七種類のカテゴリーに分類することにし、「讓」の現れる場面ごとに検討していく。「讓」

の回数のカウントは、場面ごとに行われるため、その数字は「讓」の文字の個数ではなく、「讓」が話題とされる場面数を表すことになる。<sup>(10)</sup>

検討対象となる傳世文獻を何にするかは、本稿の結論を左右しかねない重要な問題である。一般的にいえば、確實に年代の基準となり得る文獻は、その成書年代の上限が明らかな『荀子』・『韓非子』・『呂氏春秋』といったところである。<sup>(11)</sup> 私の以前の研究成果からすれば、『左傳』もこれに準ずる。最近では『孟子』も使われることが多い。いずれにせよ、先秦秦漢期の文獻というものは、特定の一時期・一個人によって成書されるということはまずあり得ず、成書年代・成書集團の層を考慮に入れなければならない。<sup>(12)</sup> また、『詩經』はその成立の古さについては、一部の例外を除き、ほとんど疑う者はいない。そこでまずは成書の古さが議論され、その後、五經として儒家系の重要な文獻ともなる『詩（詩經）』・『書（尚書）』をとりあげ、續いて『論語』・『孟子』・『荀子』という戦國秦漢の成書が議論される儒家系の重要な文獻を扱う。

次に、本稿執筆の契機となった『左傳』をはじめ、『公羊傳』・『穀梁傳』といった春秋三傳を検討し、「讓」の古い形を探っていく足がかりとしたい。ここまでは漢代以降、儒家の經書ないしそれに準ずる扱いを受けるようになった文獻である。それから『左傳』と同様に春秋時代以前に關する説話記事の豊富な『國語』をとりあげ、成立年代はやや下る可能性を有しているが歴史關係の説話記事が多い『戰國策』もみていくことにしたい。

その後は、戰國時代に儒家と思想界を二分したといわれる墨家の『墨子』、道家系の『莊子』、法家系の『商君書』・『韓非子』・『管子』、その他重要な先秦秦漢の文獻である『晏子春秋』・『呂氏春秋』も検討する。最後に「讓」の語の出現頻度が非常に多い『禮記』をみることにする。以上で先秦時代を中心とする傳世文獻における「讓」の傾向が明



禮記	21	4	3	4	1						30	51
呂氏春秋		4				2						10
晏子春秋							2			1		6
管子								1		4		14
韓非子									1			13
商君書												1

二、儒家系主要文献の「讓」について—『詩』・『書』・『論語』・『孟子』・『荀子』—

ここからは早速、先秦時代を中心とする主要な傳世文献における「讓」の語についてみていくことにする。成書の古さが議論され、後に五經として儒家系の重要な文献になっていく『詩（詩經）』・『書（尚書）』、それに加えて戦國秦漢の成書が議論される儒家系の重要文献である『論語』・『孟子』・『荀子』をみていく。

まず最初に、一般に成立がかなり遡るとされる『詩』の「讓」についてである。用例はわずかに一個所である。<sup>(14)</sup>  
 （小雅角弓）民之無良、相怨一方、受爵不讓、至于已斯亡。

民の無良なる、一方を相怨む、爵を受けて讓らず、已斯に亡ぶるに至る。

「民」のよくないことについて、互いに怨みあうこととし、さかずきを受けても「讓」らず争いになり、ついに身を滅ぼすことになる、とあるように、ここは酒宴を歌っているから「儀禮」の「讓」とすべきだろうし、もともとの

先秦秦漢の傳世文献にみえる「讓」について

意味合いでの「讓」と考えられる。

『詩經』小雅角弓篇について、詩序は幽王を刺るとしているが、松本雅明がいうように東周期まで下るものかもしれない。<sup>(16)</sup>「讓」の語の古い意味はこういうところにあるのかもしれないが、酒宴における儀禮ということで、既に何がしかの制度的・慣習法的なものを背景に感じさせるものでもある。

『詩經』同様に成立の古さが議論になる『書』では、主に「禫讓」に關連して「讓」がみられる。<sup>(17)</sup>

(皋陶謨(僞古文は益稷)) 夔曰夏擊鳴球、搏拊琴瑟以詠、祖考來格、虞賓在位、羣后德讓。下管鼗鼓、合止祝敔、笙鏞以間。鳥獸跕跕、簫韶九成、鳳皇來儀。

夔曰(ここ)に鳴球を夏擊し、琴瑟を搏拊して以て詠すれば、祖考來格す。虞賓位に在り、羣后德に讓る。下管鼗鼓、合止する祝敔、笙鏞以て間す。鳥獸跕跕、簫韶九成、鳳皇來儀す。

席次について、「德」のある者に「讓」という。池田末利は「德」を「のぼる」と訓ずる。「儀禮」に分類できる「讓」である。

(堯典(僞古文は舜典)) 帝曰、格汝舜、詢事考言、乃言底可績三載。汝陟帝位。舜讓于德弗嗣。

帝曰く、「格(きた)れ汝舜、事を詢(はか)り言を考うるに、乃の言、績すべきを底(いた)すこと三載。汝、帝位に陟(のぼ)れ。」と。舜、德に讓りて嗣がず。

屈萬里は、舜が有「德」の人に「讓」って、堯の帝位を嗣ごうとしなかったとする。俞樾『尚書平議』四卷は、今文尚書で「弗嗣」を「不怡」に作るところから、舜が有德者に讓ったので、堯がそれを許さなかったとし、池田末利



もこれに従う。

(堯典(偽古文は舜典)) 舜曰、咨四岳。有能奮庸、熙帝之載、使宅百揆、亮采惠疇。兪曰、伯禹作司空。帝曰、兪。咨禹。汝平水土、惟時懋哉。禹拜稽首、讓于稷契暨臯陶。帝曰、兪、汝往哉。

舜曰く、「咨(ああ)、四岳。能く庸を奮(おこ)し、帝の載(こと)を熙むる有らば、百揆に宅り、采を亮にし疇を惠(したが)えしめん。」と。兪曰く、「伯禹を司空と作せ。」と。帝曰く、「兪(しか)り。咨(ああ)、禹。汝、水土を平らぐ、惟れ時れを懋(つと)めよ。」と。禹拜稽首し、稷・契暨び臯陶に讓る。帝曰く、「兪り、汝往けや。」と。

禹が舜からゆずられた帝位を、稷契・臯陶に「讓」ったことをいう。以上、「君位」の「讓」である。

(堯典(偽古文は舜典)) 帝曰、疇若予工。兪曰、垂哉。帝曰、兪。咨垂、汝共工。垂拜稽首、讓于殳斨暨伯與。帝曰、兪。往哉汝諧。帝曰、疇若予上下草木鳥獸。兪曰、益哉。帝曰、兪。咨益、汝作朕虞。益拜稽首、讓于朱虎熊羆。帝曰、兪。往哉汝諧。帝曰、咨四岳、有能典朕三禮。兪曰、伯夷。帝曰、兪。咨伯、汝作秩宗。夙夜惟寅、直哉惟清。伯拜稽首、讓于夔龍。帝曰、兪。往欽哉。

帝曰く、「疇(たれ)か予が工を若(したが)えん。」と。兪曰く、「垂なるかな。」と。帝曰く、「兪り。咨、垂、汝共工たれ。」と。垂拜稽首し、殳斨暨び伯與に讓る。帝曰く、「兪り。往けや汝諧にせよ。」と。帝曰く、「疇か予が上下の草木鳥獸を若えん。」と。兪曰く、「益なるかな。」と。帝曰く、「兪り。咨、益、汝、朕が虞と作れ。」と。益拜稽首し、朱虎・熊羆に讓る。帝曰く、「兪り。往けや汝諧にせよ。」と。帝曰く、「咨、四岳、能く朕が三禮を典(つかさど)る有らん。」と。兪曰く、「伯夷なり。」と。帝曰く、「兪り。咨、伯、汝、秩宗と作れ。夙

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

夜惟れ寅み、直なるかな惟れ清。」と。伯拜稽首し、夔龍に讓る。帝曰く、「兪り。往け欽めや。」と。舜のもとで官職を任命された垂・益・伯夷が「讓」っている。

(周官(偽古文)) 戒爾卿士、功崇惟志、業廣惟勤、惟克果斷、乃罔後艱。位不期驕、祿不期侈。恭儉惟德、無載爾僞。作德、心逸日休。作僞、心勞日拙。居寵思危、罔不惟畏、弗畏入畏。推賢讓能、庶官乃和、不和政彫。舉能其官、惟爾之能、稱匪其人、惟爾不任。王曰、嗚呼、三事暨大夫。敬爾有官、亂爾有政、以佑乃辟、永康兆民、萬邦惟無斁。

爾卿士を戒む、功の崇き惟れ志、業の廣き惟れ勤、惟れ克く果斷なれば、乃ち後艱罔し。位、驕を期せず、祿、侈を期せず。恭儉惟れ德、爾の僞を載(こと)とする無かれ。德を作さば、心逸して日に休す。僞を作さば、心勞して日に拙なり。寵に居りて危を思い、惟れ畏れざる罔く、畏れざれば畏に入る。賢を推し能に讓れば、庶官乃ち和し、和せざれば政彫(みだ)る。舉、其の官を能くするは、惟れ爾の能、稱、其の人に匪ざるは、惟れ爾任ぜざるなり。王曰く、「嗚呼、三事暨び大夫。爾の有官を敬み、爾の有政を亂(おさ)め、以て乃の辟を佑け、永く兆民を康んぜよ、萬邦惟れ斁ぶ無からん。」と。

偽古文尚書であるが、「賢」を推して「能」に「讓」という。

(君奭) 公曰、君告汝朕允。保奭。其汝克敬以予監于殷喪大否、肆念我天威。予不允惟若茲詰。予惟曰襄我二人、汝有合哉。言曰、在時二人、天休滋至。惟時二人弗戡。其汝克敬德、明我俊民。在讓後人于丕時。嗚呼、篤棗時二人、我式克至于今日休。我咸成文王功于丕怠、丕冒。海隅出日、罔不率俾。

公曰く、「君、汝に朕が允を告ぐ。保奭よ。其れ汝克く敬し予を以て殷の喪大否に監し、肆に我が天威を念え。

予允に惟れ茲の若く詰げざらんや。予惟れ曰く、「襄する我二人、汝合する有るかな。」と。言いて曰く、「時(二)の二人に在り、天休滋いよ至らん。」と。惟だ時の二人戯(た)えざらん。其れ汝克く徳を敬し、我が俊民を明らかにせよ。後人に丕時に讓るに在れ。嗚呼、斐くる篤き時の二人、我式て克く今日の休に至る。我威な文王の功を怠らざるに成し、丕に冒(おお)う。海隅の日出、率俾せざる罔からん。」と。

黄武三『尚書啓蒙』五卷は、「讓」の前後の意味を、「俊民」を登用し、後人(周の成王)には然るべき時に「讓」れとする。しかし、屈萬里は後人を襄成して善に至らせるとし、池田末利は、屈萬里説に従いつつも、「後人」については曾運乾に従い、成王期のこととする。そもそも「讓」としてとりあげるべきか難しいところであるが、ひとまず「役職」に含めておく。以上、「役職」の「讓」である。

(堯典) 曰若稽古帝堯、曰放勳、欽明文思安安、允恭克讓、光被四表、格于上下。克明俊德、以親九族、九族既睦、平章百姓、百姓昭明、協和萬邦、黎民於變時雍。

曰若(ここ)に古の帝堯を稽うるに、曰く、放勳欽明にして、文思安安に、允に恭しく克く讓り、四表に光被し、上下に格(いた)る。克く俊徳を明かにして、以て九族を親しむ。九族既に睦く、百姓を平章し、百姓昭明にして、萬邦を協和し、黎民於(ここにお)いて變り、時(こ)れ雍(やわら)ぐ。

この「讓」は、舜への禪讓というよりは、謙讓の精神を述べている。「徳目」に分類しておく。

(皋陶謨(偽古文は益稷)) 禹曰、兪哉、帝、光天之下、至于海隅蒼生、萬邦黎獻、共惟帝臣。惟帝時舉、敷納以言、明庶以功、車服以庸。誰敢不讓、敢不敬應。帝不時敷、同日奏罔功。……

禹曰く、「兪るかな、帝、光天の下、海隅蒼生、萬邦黎獻に至るまで、共しく惟れ帝臣。惟れ帝時れ舉げ、敷納、

言を以てし、明試、功を以てし、車服、庸を以てす。誰か敢て讓らざらん、敢て敬應せざらん。帝時れを敷（おこな）わず、同日に奏（すす）むれば功罔（な）からん。……」と。

舜の下で、人の登用と褒賞が道理に合っているれば、「讓」らぬ者がいないことをいう。以上、「徳目」である。

以上、偽古文尚書を含めて、「儀禮」一、「君位」二、「役職」三、「徳目」二例である。『詩經』よりは「讓」の用例が多いが、一般に成立が古いとされる五誥には「讓」がみられない。<sup>19)</sup>『書』に現れる「讓」は、堯典にみられるような、「禪讓」と関連性を有する「讓」、それ以外の篇にみられる「徳」・「能」にゆずる「讓」がある。後者は『左傳』にもみられるものである。『尚書』にみられるようなタイプの「讓」が、例えば西周時代のような古い時期に遡り得るものとは考えられない。

つづいて儒家思想に関する文献をみていこう。まずは『論語』である。その成書については諸説あるが、古い部分を残しているとみるのが大勢である。<sup>20)</sup>

（八佾篇）子曰、君子無所争。必也射乎。揖讓而升下而飲。其争也君子。

子曰く、「君子は争う所無し。必ずや射か。揖讓して升下し、而して飲ましむ。其の争いや君子なり。」と。

ここは「揖讓」という挨拶に関する儀禮について述べている。

（衛靈公篇）子曰、當仁不讓於師。

子曰く、「仁に當たりては師にも讓らず。」と。

有名な文であるが、「仁」が問題になる場合は、例え相手が先生でも「讓」らないとする。「仁」に関しては「讓」でなくてよいのである。これは「儀禮」に入れておく。以上、「儀禮」の「讓」である。

(泰伯篇) 子曰、泰伯其可謂至徳也已矣。三以天下讓。民無得而稱焉。

子曰く、「泰伯は其れ至徳と謂うべきのみ。三たび天下を以て讓る。民、得て稱する無し。」と。

ここでは、呉の始祖である泰伯（太伯）が周の王位を「讓」ったことを、「至徳」と述べている。「君位」である。

(學而篇) 子禽問於子貢曰、夫子至於是邦也、必聞其政。求之與、抑與之與。子貢曰、夫子温良恭儉讓以得之。夫  
子之求之也、其諸異乎人之求之與。

子禽、子貢に問いて曰く、「夫子の是の邦に至るや、必ず其の政を聞く。之を求めたるか、抑も之を與えたるか。」  
と。子貢曰く、「夫子は温良恭儉讓以て之を得たり。夫子の之を求むるや、其れ諸れ人の之を求むるに異なるか。」  
と。

孔子がどこの國においても政治に関する意見を求められる理由として、温・良・恭・儉とともに「讓」が孔子の屬性としてとりあげられている。

(里仁篇) 子曰、能以禮讓爲國乎、何有。不能以禮讓爲國、如禮何。

子曰く、「能く禮讓を以て國を爲めんか、何ぞ有らん。能く禮讓を以て國を爲めずんば、禮を如何せん。」と。

禮「讓」によって國を統治することがたやすいことをいう。

(先進篇) 子路曾皙冉有公西華侍坐。子曰、以吾一日長乎爾、無吾以也。居則曰、不吾知也。如或知爾則何以哉。  
子路率爾而對曰、千乘之國、攝乎大國之間、加之以師旅、因之以饑饉、由也爲之、比及三年、可使有勇且知方

也。夫子哂之。……（曾皙）曰、夫子何哂由也。曰、爲國以禮。其言不讓。是故哂之。……

子路・曾皙・冉有・公西華侍坐す。子曰く、「吾が一日も爾より長ぜるを以て、吾を以てする無かれ。居れば則ち曰く、「吾を知らざるなり。」と。如し爾を知る或らば則ち何を以てせんや。」と。子路、率爾として對えて曰く、「千乘之國、大國の間に攝し、之に加うるに師旅を以てし、之に因るに饑饉を以てせしに、由や之を爲め、三年に及ぶ比（ころ）、勇有りて且つ方を知らしむべきなり。」と。夫子、之を哂う。……（曾皙）曰く、「夫子、何ぞ由を哂うや。」と。曰く、「國を爲むるは禮を以てす。其の言讓らず。是の故に之を哂う。……」と。

孔子が、子路の言葉には「讓」がないという。「讓」は「禮」に含まれる概念となっている。以上、「徳目」の「讓」である。

「儀禮」二、「君位」一、「徳目」三例である。『論語』は年代の判別が難しいけれども、「讓」は、武内義雄がいう季氏篇以降の比較的新しい部分にはみられない。「讓」は「温」・「良」・「恭」・「儉」とともに、孔子の屬性の一つであり、また「禮」に包含される概念である。また泰伯が天下を「讓」ったことが「至徳」とされているように、非常に重要なものである。とはいえ、その「讓」にそれほど思想的な肉付けがなされているわけではない。また、「仁」が問題となる場合は「ゆずり」が不要とされているように、「讓」は「仁」に對して低く位置づけられている。

次に『孟子』である。一般に、孟子の活躍した時期から、その成書年代の上限は戦國中期とされるが、『孟子』という文獻の成書については多少の幅をもたせるのが普通である。<sup>②</sup>「讓」の用例は少なく、二個所三語のみであるが、

『孟子』の重要な思想を示すところで現れる。

(盡心下篇) 孟子曰、好名之人、能讓千乘之國。苟非其人、簞食豆羹見於色。

孟子曰く、「名を好むの人は、能く千乗の國を讓る。苟も其の人に非ざれば、簞食豆羹も色に見わる。」と。

名譽を重んずる人は、千乗の國を「讓」ることがあるという。諸侯國の君位の「讓」りが念頭にあるのだろうか。「君位」の「讓」である。

(公孫丑上篇) 孟子曰、……由是觀之、無惻隱之心非人也。無羞惡之心非人也。無辭讓之心非人也。無是非之心非人也。惻隱之心、仁之端也。羞惡之心、義之端也。辭讓之心、禮之端也。是非之心、智之端也。……

孟子曰く、「……是に由りて之を觀れば、惻隱の心無きは人に非ざるなり。羞惡の心無きは人に非ざるなり。辭讓の心無きは人に非ざるなり。是非の心無きは人に非ざるなり。惻隱の心は、仁の端なり。羞惡の心は、義の端なり。辭讓の心は、禮の端なり。是非の心は、智の端なり。……」と。

辭「讓」の心は「禮」のはじまりであり、惻隱・羞惡・是非とともに、その心がなければ人ではないとされる。先に引用した『論語』先進篇に通ずる思想的要素がある。「徳目」の「讓」である。

「君位」・「徳目」各一例のみである。辭「讓」の心は「禮」のはじまりであり、惻隱・羞惡・是非の心とともにいわゆる四端の心の一つとされ、人を人たらしめる重要な要素とされる。ここは俗にいう孟子の「性善説」に關わる部分である。また別の個所では、國を「讓」ることが肯定的に述べられている。出現頻度が低いからといって、『孟子』における「讓」は、決して軽んぜられているわけではない。「讓」を人が人であるために重要な一要素として位置付

けた點は畫期的といえる。とはいえ、「讓」についてそれほど深く掘り下げた議論がなされていないこともまた確かである。<sup>(22)</sup>

次は『荀子』である。周知の通り、その成書年代の上限は戰國末までしか遡れないことがはっきりしている。<sup>(23)</sup>『孟子』とは異なり、「讓」の用例はかなり多い。

(仲尼篇) 持寵處位終身不厭之術。主尊貴之則恭敬而傳、主信愛之則謹慎而謙、主專任之則拘守而詳、主安近之則慎比而不邪、主疏遠之則全一而不倍、主損絀之則恐懼而不怨。貴而不爲夸、信而不忘處謙、任重而不敢專、財利至則善而不及也、必將盡辭讓之義然後受、福事至則和而理、禍事至則靜而理、富則施廣、貧則用節、可貴可賤也、可富可貧也、可殺而不可使爲姦也。是持寵處位終身不厭之術也。雖在貧窮徒處之缺、亦取象於是矣。夫是之謂吉人。詩曰、媚茲一人、應侯順德。永言孝思、昭哉嗣服。此之謂也。

寵を持し位に處り終身厭われざるの術。主、之を尊貴すれば則ち恭敬にして傳(しりぞ)き、主、之を信愛すれば則ち謹慎して謙(謙)り、主、之を專任すれば則ち拘守して詳にし、主、之を安近すれば則ち慎比して邪ならず、主、之を疏遠すれば則ち全一にして倍かず、主、之を損絀すれば則ち恐懼して怨みず。貴くとも夸を爲さず、信あれども謙に處るを忘れず、任重くとも敢えて専らにせず、財利至れば則ち善に及ばざるが而(如)く、必將(かなら)ず辭讓の義を盡くして然る後に受け、福事至れば則ち和して理(おさ)め、禍事至れば則ち靜にして理め、富めば則ち施し廣く、貧なれば則ち用節し、貴ぶべく賤しむべきなり、富むべく貧なるべきなり、殺すべくして姦を爲さしむべからざるなり。是れ寵を持し位に處りて終身厭われざるの術なり。貧窮徒處の缺に在



りと雖も、亦象を是に取る、夫れ是れをこれ吉人と謂う。詩に曰く、「媚なるかな一人、侯（ここ）に順徳に應え。永く言に孝、昭なるかな服（事）を嗣ぐ。」とは、此の謂なり。

君主の寵愛を保ち、生涯厭われない道ということで、財利がやってきても自らの善行が及ばないようにし、必ず辭「讓」を盡くした上で受けるとある。儀禮的な「讓」である。

（樂論篇）故聽其雅頌之聲、而志意得廣焉、執其干戚習其俯仰屈申、而容貌得莊焉、行其綴兆要其節奏、而行列得正焉、進退得齊焉。故樂者、出所以征誅也、入所以揖讓也、征誅揖讓、其義一也。出所以征誅、則莫不聽從、入所以揖讓、則莫不從服。故樂者、天下之大齊也、中和之紀也、人情之所必不免也。是先王立樂之術也。而墨子非之奈何。

故に其の雅頌の聲を聽けば、而ち志意の廣きを得、其の干戚を執りて其の俯仰屈申（伸）を習えば、而ち容貌の莊なるを得、其の綴兆を行い其の節奏を要すれば、而ち行列の正しきを得、進退の齊うを得。故に樂なる者は、出でては征誅する所以なり、入りては揖讓する所以なり、征誅揖讓は、其の義一なり。出でては征誅する所以なれば、則ち聽從せざる莫く、入りては揖讓する所以なれば、則ち從服せざる莫し。故に樂なる者は、天下の大齊なり、中和の紀なり、人情の必ず免れざる所なり。是れ先王の樂を立つるの術なり。而るに墨子の之を非とするは奈何。

樂を儀禮としての「揖讓」に例えている。

（樂論篇）吾觀於鄉、而知王道之易易也。主人親速賓及介、而衆賓皆從之。至于門外、主人拜賓及介而衆賓皆入、貴賤之義別矣。三揖至于階、三讓以賓升、拜至、獻酬辭讓之節繁。及其介省矣。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

吾、郷を觀て、王道の易易たるを知るなり。主人親ら賓と介とを速（まね）きて、衆賓皆之に従う。門外に至り、主人、賓と介とを拜して衆賓皆入り、貴賤の義別る。三揖して階に至り、三讓し賓を以（導）て升り、至るを拜し、獻酬辭讓の節繁し。其の介に及び省く。

郷飲酒禮に關する儀禮上の辭「讓」・「三讓」である。この種の儀禮は時代を遡るかもしれないが、王道云々という本篇における意味付けの古さは、また別の問題である。

（性惡篇）所謂性善者、不離其朴而美之、不離其資而利之也。使夫資朴之於美、心意之於善、若夫可以見之明不離目、可以聽之聰不離耳、故目明而耳聰也。今人之性、飢而欲飽、寒而欲煖、勞而欲休、此人之情性也。今人飢見長而不敢先食者、將有所讓也。勞而不敢求息者、將有所代也。夫子之讓乎父、弟之讓乎兄、子之代乎父、弟之代乎兄、此二行者、皆反於性而悖於情也。然而孝子之道、禮義之文理也。故順情性則不辭讓矣、辭讓則悖於情性矣。用此觀之、然則人之性惡明矣。其善者僞也。

所謂性善とは、其の朴を離れざれば而ち之を美とし、其の資を離れざれば而ち之を利とするなり。夫の資朴の美に於けると、心意の善に於けるとをして、夫の以て見るべきの明は目を離れず、以て聽くべきの聰は耳を離れず、故に目明らかにして耳聰きが若きなり。今、人の性は、飢うれば而ち飽かんと欲し、寒ければ而ち煖きを欲し、勞るれば而ち休わんと欲す、此れ人の情性なり。今、人飢えて長（糧）を見るも敢えて先ず食せざる者は、將に讓る所有らんとすればなり。勞るるも敢えて息を求めざる者は、將に代わる所有らんとすればなり。夫れ子の父に讓り、弟の兄に讓り、子の父に代わり、弟の兄に代わる、此の二行は、皆、性に反して情に悖るなり。然り而して孝子の道、禮義の文理なり。故に情性に順えば則ち辭讓せず、辭讓すれば則ち情性に悖る。此れを用て

之を觀る、然らば則ち人の性の惡なること明らかなり。其の善なる者は僞なり。

性惡について述べるところである。人間の生まれながらの情・性に從えば、子が父に、弟が兄に對するような「讓」・辭「讓」を行うことはなく、これらは情・性にもとるものであるという。辭「讓」は後天的な學習によるものであることを示している。以上、「儀禮」の「讓」である。

(正論篇) 世俗の爲説者曰、堯舜擅讓、是不然。天子者執位至尊無敵於天下。夫有誰與讓矣。道德純備、智惠甚明、南面而聽天下、生民之屬莫不振動從服以化順之、天下無隱士無遺善。同焉者是也、異焉者非也。夫有惡擅天下矣。

世俗の説を爲す者曰く、堯舜擅〔禪〕讓す、と、是れ然らず。天子なる者は執〔勢〕位至尊にして天下に敵する無し。夫れ有(ま)た誰と與にか讓らん。道德純備にして、智惠甚だ明か、南面して天下を聽けば、生民の屬は、振動從服して以て之に化順せざるは莫く、天下に隱士無く遺善無し。焉に同じき者は是なり、焉に異なる者は非なり。夫れ有た惡(なん)ぞ天下を擅〔禪〕らん。

曰、死而擅之、是又不然。聖王在上、決德而定次、量能而授官、皆使民載其事而各得其宜、不能以義制利、不能以僞飾性則兼以爲民。聖王已沒、天下無聖則固莫足以擅天下矣。天下有聖而在後子者則天下不離、朝不易位、國不更制、天下厭然與鄉無以異也。以堯繼堯、夫又何變之有矣。聖不在後子而在三公則天下如歸、猶復而振之矣、天下厭然與鄉無以異也。以堯繼堯、夫又何變之有矣。唯其徒朝改制爲難。故天子生則天下一隆、致順而治、誦德而定次、死則能任天下者必有之矣。夫禮義之分盡矣。擅讓惡用矣哉。

曰く、死して之を擅〔禪〕る、と、是れ又然らず。聖王上に在れば、德を決して次を定め、能を量りて官を授

け、皆な民をして其の事を載（おこな）いて各々其の宜しきを得、義を以て利を制すること能わず、僞を以て性を飾ること能わざるも則ち兼ねて以て民と爲す。聖王已に没し、天下に聖無ければ則ち固より以て天下を擅〔禪〕るに足る莫し。天下に聖にして後子に在る者有れば則ち天下は離れず、朝は位を易えず、國は制を更（あらた）めず、天下は厭然として郷（さき）と異なる無きなり。堯を以て堯を繼ぐ、夫れ又何の變か之れ有らん。聖の後子に在らずして三公に在れば則ち天下の如き歸すること、猶お復して之を振するがごとく、天下は厭然として郷（さき）と異なる無きなり。堯を以て堯を繼ぐ、夫れ又何の變か之れ有らん。唯だ其の朝を徙し制を改むるのみ難（異）れりと爲す。故に天子は生きては則ち天下をして隆（とうと）ぶを一にせしめ、順を致（きわ）めて治め、徳を譎（けつ）して次を定め、死しては則ち能く天下に任ずる者は必ず之有り。夫の禮義の分盡くせり。擅

〔禪〕讓惡（な）んぞ用いんや。

曰、老衰而擅、是又不然。血氣筋力則有衰、若夫知慮取舍則無衰。曰、老者不堪其勞而休也。是又畏事者之議也。天子者執至重而形至佚、心至愉而志無所詘、而形不爲勞尊無上矣。衣被則服五采、雜閒色、重文繡、加飾之以珠玉、食飲則重大牢、而備珍怪暴臭味、曼而饋、伐臯而食、雍而徹五祀、執薦者百人侍西房。居則設張容、負依而立、諸侯趨走乎堂下。出戸而巫覡有事、出門而宗祝有事。乘大路、越席以養安、側載宰牲以養鼻、前有錯衡以養目、和鸞之聲、步中武象、騶中韶護以養耳。三公奉軛持納、諸侯持輪挾輿先馬、大侯編後、大夫次之、小侯元士次之、庶士介而夾道、庶人隱窺莫敢視望。居如大神、動如天帝、持老養衰、猶有善於是者與。老者休也、休猶有安樂恬愉如是者乎。故曰、諸侯有老、天子無老、有擅國、無擅天下、古今一也。夫曰堯舜擅讓、是虛言也、是淺者之傳、陋者之說也。不知逆順之理、小大至不至之變者也。未可與及天下之大理者也。

曰く、老衰して擅〔禪〕る、と、是れ又然らず。血氣筋力は則ち衰うる有るも、夫の知慮の取舍の若きは則ち衰うる無し。曰く、老者は其の勞に堪えずして休（いこ）うなり、と、是れ又事を畏（はばか）る者の議なり。天子なる者は執〔勢〕は至重にして形は至佚、心は至愉にして志は誦（くつ）する所無く、而して形は勞を爲さずして尊無上なり。衣被は則ち五采を服し、間色を雜えて、文繡を重ね、之に加飾するに珠玉を以てし、食飲は則ち大牢を重ねて、珍怪を備え臭味を綦（きわ）め、曼して饋（すす）め、臯を伐ちて食し、雍して五祀に徹し、薦を執る者は百人にして西房に待す。居は則ち張容を設け、依を負いて立ち、諸侯は堂下に趨走す。戸を出づれば而ち巫覡に事有り、門を出づれば而ち宗祝に事有り。大路に乗りては、越（かつ）席以て安を養い、側に寧芷（こうし）を載せて以て鼻を養い、前に錯衡有りて以て目を養い、和鸞の聲は、歩めば武象に中り、騶れば韶護に中り以て耳を養う。三公は輓を奉じて納を持ち、諸侯は輪を持ち輿を挾（さしはさ）みて馬を先（みちび）き、大侯は後に編して、大夫之に次ぎ、小侯元士も之に次ぎ、庶士は介して道を夾み、庶人は隱竄して敢て視望する莫し。居れば大神の如く、動けば天帝の如く、老を持し衰を養うこと、猶お是れより善き者有らんや。老者は休うも、休うこと猶お安樂恬愉（てんゆ）是の如き者有らんや。故に曰く、諸侯は老有るも、天子は老無く、國を擅〔禪〕る有るも、天下を擅〔禪〕る無し、とは、古今一なり。夫の堯舜擅〔禪〕讓すと曰うは、是れ虚言なり、是れ淺者の傳、陋者の説なり。逆順の理と、小大至不至の變とを知らざる者なり。未だ天下の大理に及ぶべからざる者なり。

堯舜禪讓に關する非常に有名な一節である。全體は三段落からなり、段落ごとに訓讀文を掲げた。非常に長い文章であるが、ここ全てを一例と數え、重要な所であるから敢えて全文を引用した。本文では「擅讓」とあるが、堯舜禪

讓は事實ではないとしている。それというのも、天子は勢位至尊で、道德・智恵も完璧であつて、在野に遺賢がいないので、ゆずる相手がいないからである。死後禪讓説に對しても、在野に遺賢がおらず、朝廷には「順」・「徳」による秩序があるから、せいぜい三公のような朝廷内部の人にゆずるくらいのものであり、禪讓の必要はないという。また、老衰後禪讓説についても、天子には老衰がないから事實でないとする。ここで分かるのは、『荀子』正論篇の想定する天子が、道德・知識・精神・肉體的に常に完璧な人物、つまり聖人であり、彼の下で統制される朝廷も「徳」による階級秩序が保たれているということである。それからここでいう「禪讓」は、在野の遺賢に天子の位をゆずることであり、血縁關係にないことを理由に「禪讓」と見做されているわけではない。<sup>(26)</sup>

(成相篇) 請成相、道聖王。堯舜尚賢身辭讓、許由善券重義輕利行顯明。堯讓賢、以爲民、汜利兼愛德施均、辨治上下、貴賤有等明君臣。堯授能、舜遇時、尚賢推德天下治。雖有賢聖、適不遇世孰知之。堯不徳、舜不辭、妻以二女任以事。大人哉舜、南面而立萬物備。舜授禹、以天下、尚得推賢不失序。外不避仇、内不阿親賢者予。堯有徳、勞心力、干戈不用三苗服、舉舜咄畝、任之天下身休息。得后稷、五穀殖、夔爲樂正鳥獸服。契爲司徒、民知孝弟尊有徳。禹有功、抑下鴻、辟除民害逐共工、北決九河、通十二渚疏三江。禹傅土、平天下、躬親爲民行勞苦、得益皋陶橫革直成爲輔。契玄王、生昭明、居于砥石遷于商、十有四世、乃有天乙是成湯。天乙湯、論舉當、身讓下隨舉牟光。□□□□、道古賢聖基必張。

請う、相を成して、聖王を道わん。堯・舜、賢を尚び身ら辭讓し、許由・善券、義を重んじ利を輕んじ行い顯明なり。堯は賢に讓り、以て民の爲にし、汜利兼愛して徳施すこと均しく、上下を辨治し、貴賤に等有りて君臣を明らかにす。堯は能に授け、舜は時に遇い、賢を尚び徳を推して天下治まる。賢聖有りと雖も、適たま世に遇わ

ざれば孰か之を知らん。堯は徳とせず、舜は辭せず、妻すに二女を以てし任ずるに事を以てす。大人なるかな舜や、南面して立ち萬物備わる。舜、禹に授くるに、天下を以てし、得を尚び賢を推して序を失わず。外は仇を避けず、内は親に阿らず賢者に予う。堯に徳有り、心力を勞し、干戈用いずして三苗服し、舜を剛敵に擧げ、之に天下を任せて身ら休息す。后稷を得て、五穀殖し、夔、樂正と爲りて鳥獸服す。契、司徒と爲りて、民、孝弟を知り有徳を尊ぶ。禹、功有り、鴻を抑下す、民害を辟除して共工を逐う、北のかた九河を決し、十二渚を通じて三江を疏す。禹、土を傳き、天下を平らかにし、躬親ら民の爲めに勞苦を行い、益・皐陶・橫革・直成を得て輔と爲す。契玄王、昭明を生み、砥石に居りて商に遷り、十有四世にして、乃ち天乙有り、是れ成湯なり。天乙湯、論擧すること當たり、身は卞隨と牟光とに讓る。□□□□、古の賢聖を道えば基必ず張る。

堯舜禪讓に關する部分である。堯舜は「尚賢」で身は辭「讓」、堯は「賢」に「讓」つたとある。以上、「君位」の「讓」である。

(仲尼篇) 求善處大重、任大事、擅寵於萬乘之國、必無後患之術、莫若好同之。授賢博施、除怨而無妨害人。能耐任之、則慎行此道也。能而不耐任、且恐失寵、則莫若早同之。推賢讓能而安隨其後。如有寵則必榮、失寵則必無罪。是事君者之寶而必無後患之術也。故知者之擧事也、滿則慮謙、平則慮險、安則慮危、曲重其豫、猶恐及其甑。以百擧而不陷也。孔子曰、巧而好度必節、勇而好同必勝、知而好謙必賢。此之謂也。患者反是。處重擅權、則好專事而妬賢能、抑有功而擠有罪、志驕盈而輕舊怨、以忝嗇而不行施道乎上、爲重招權於下以妨害人、雖欲無危得乎哉。是以位尊則必危、任重則必廢、擅寵則必辱、可立而待也、可炊而鏡也。是何也。則墮之者衆而持之者寡矣。



善く大重に處り、大事に任じ、寵を萬乗の國に擅にして、必ず後患無きの術を求むるは、之を同(とも)にするを好むに若くは莫し。賢を援けて施しを博くし、怨みを除きて人を妨害する無し。能の之に任ずるに耐うれば、則ち慎みて此の道を行うなり。能の而(も)し任に耐えず、且つ寵を失うを恐るれば、則ち之を早く同(とも)にするに若くは莫し。賢を推し能に譲りて安んじて其の後に隨う。是の如く寵有れば則ち必ず榮え、寵を失えば則ち必ず罪無し。是れ君に事うる者の寶にして必ず後患無きの術なり。故に知者の事を擧ぐるや、滿つれば則ち嫌を慮り、平らかなれば則ち險を慮り、安らかなれば則ち危を慮り、曲(具)に其の豫を重んじ、猶お其の既の及ばんことを恐る。是を以て百擧して陥らざるなり。孔子曰く、「巧にして而も度を好めば必ず節あり、勇にして而も同を好めば必ず勝(た)え、知にして而も謙を好めば必ず賢。」とは、此の謂なり。愚者は是れに反す。重きに處りて權を擅にすれば、則ち好みて事を専らにして賢能を妬み、功有るを抑えて罪有るを擠(排)し、志は驕盈にして舊怨を輕んじ、以て忤(吝)嗇して施しを行わず上に道(よ)り、重きを爲し權を下より招きて以て人を妨害す、危き無きを欲すと雖も得んや。是を以て位尊ければ則ち必ず危く、任重ければ則ち必ず廢せられ、寵を擅にすれば則ち必ず辱められ、立ちどころにして待つべきなり、炊(かし)いで鏡(竟)るべきなり。是れ何ぞや。則ち之を墮つ者の衆くして之を持する者寡ければなり。

大國の君主の寵愛を受けながら後で禍を招くことのない術について、「賢」を推薦し、「能」に「讓」つてその後にしたがうことをいう。處世術のかかった消極的な尚賢論である。

(王霸篇) 欲是之主竝肩而存、能建是之士不世絶、千歲而不合、何也。曰、人主不公、人臣不忠也。人主則外賢而偏擧、人臣則爭職而妬賢。是其所以不合之故也。人主胡不廣焉、無卹親疏、無偏貴賤、唯誠能之求。若是則人臣



輕職業讓賢而安隨其後。如是則舜禹還至、王業還起、功壹天下、名配舜禹。物由有可樂、如是其美焉者乎。

是れを欲するの主は肩を並べて存し、能く是れを建つるの士は世（よよ）に絶えざるに、千歳にして合せざるは、何ぞや。曰く、「人主は公ならず、人臣は忠ならざればなり。人主は則ち賢を外（疏）んじて偏擧し、人臣は則ち職を争いて賢を妬む。是れ其の合わざる所以の故なり。人主は胡ぞ廣焉として、親疏を卹む無く、貴賤に偏する無く、唯だ誠能を求めざる。是の若くんば則ち人臣、職を輕んじ賢に讓りて安（すなわ）ち其の後に隨わん。是の如くんば則ち舜・禹も還（即）ち至り、王業還ち起こり、功は天下を壹にし、名は舜・禹に配す。物（事）に由（猶）お樂しむべきこと、是の如く其の美（大）いなる者有らんや。」と。

君主が心を廣くし、血縁や身分の上下にこだわらず、「能」のみ求めれば、人臣は職階を輕んじて「賢」に「讓」り、舜・禹のような王業がなるだろうという。以上、「役職」の「讓」である。

（榮辱篇）有狗彘之勇者、有賈盜之勇者、有小人之勇者、有士君子之勇者。爭飲食無廉恥、不知是非、不辟死傷、不畏衆彊、忤忤然惟飲食之見、是狗彘之勇也。爲事利爭貨財無辭讓、果敢而振、猛貪而戻、忤忤然唯利之見、是賈盜之勇也。輕死而暴、是小人之勇也。義之所在、不傾於權、不顧其利、舉國而與之不爲改視、重死持義而不撓、是士君子之勇也。

狗彘の勇なる者有り、賈盜の勇なる者有り、小人の勇なる者有り、士君子の勇なる者有り。飲食を争いて廉恥無く、是非を知らず、死傷を辟けず、衆彊を畏れず、忤忤然として惟だ飲食のみ見るは、是れ狗彘の勇なり。事利の爲めに貨財を争いて辭讓無く、果敢にして振（動）き、猛貪にして戻（もと）り、忤忤然として唯だ利のみ見るは、是れ賈盜の勇なり。死を輕んじて暴なるは、是れ小人の勇なり。義の在る所にして、權に傾かず、其の利

を顧みず、國を擧げて之に與うるとも改視を爲さず、死を重んじ義を持して撓まざるは、是れ士君子の勇なり。利益のために財貨を争つて辭「讓」がない云々とは、商人や盜人の勇とする。

(正論篇) 世俗之爲說者曰、大古薄葬。棺厚三寸、衣衾三領、葬不妨田、故不掘也。<sup>(30)</sup> 亂今厚葬飾棺、故拍也。是不及知治道、而不察於拍不拍者之所言也。凡人之盜也、必以有爲。不以備不足、則以重有餘也。<sup>(31)</sup> 而聖王之生民也、

皆使富厚優猶知足、而不得以有餘過度。故盜不竊、賊不刺、狗豕吐菽粟、而農賈皆能以貨財讓、風俗之美、男女自不取於塗而百姓羞拾遺。故孔子曰、天下有道、盜其先變乎。雖珠玉滿體、文繡充棺、黃金充椁、加之以丹矸、重之以曾青、犀象以爲樹、琅玕龍茲華觀以爲實、人猶且莫之拍也。是何也。則求利之詭緩、而犯分之差大也。

世俗の説を爲す者曰く、「大古は薄葬なり。棺厚三寸、衣衾三領、葬るに田を妨げず、故に掘られざるなり。亂今、厚葬して棺を飾る、故に拍(掘)らるるなり。」と。是れ治道を知るに及ばずして、拍ると拍らざるとを察せざる者の言う所なり。凡そ人の盜むや、必ず以て爲めにする有り。以て不足に備うるにあらざれば、則ち以て有餘を重ぬるなり。而るに聖王の民を生(養)うや、皆、富厚優猶にして足るを知らしめて、有餘を以て度を過ぐるを得ざらしむ。故に盜は竊まず、賊は刺(取)らず、狗豕は菽粟を吐きて、農賈、皆能く貨財を以て讓り、風俗の美なる、男女自ら塗に取らずして百姓遺ちたるを拾うを羞ず。故に孔子曰く、「天下道有る、盜、其れ先づ變わらんか。」と。珠玉體に滿ち、文繡棺に充ち、黃金椁に充ち、之に加うるに丹矸を以てし、之に重ぬるに曾青を以てし、犀象以て樹と爲し、琅玕・龍茲・華觀以て實を爲すと雖も、人猶お且つ之を拍る莫きなり。是れ何ぞや。則ち利を求むるの詭、緩にして、分を犯すの差大なればなり。

聖王が民を養うにあたり、彼らを全て豊かにして足るを知らしめるから、農民や商人は財貨を「讓」るようになる

などずるといふ。一定程度豊かであることが前提の「讓」りあいである。

(性惡篇) 夫好利而欲得者、此人之情性也。假之人有資財而分者、且順情性好利而欲得、若是則兄弟相拂奪矣。且化禮義之文理、若是則讓乎國人矣。故順情性則弟兄爭矣、化禮義則讓乎國人矣。

夫れ利を好みて得んと欲するは、此れ人の情性なり。之を假うれば、人に財を資りて分かつ者有り。且に情性、利を好みて得んと欲するに順わんとす、是の若くんば則ち兄弟相拂奪す。且に禮義の文理を化す、是の若くんば則ち國人に讓らん。故に情性に順えば則ち弟兄争い、禮義に化すれば則ち國人に讓る。

財物を分割する場合、情・性のままだと、兄弟ですら争うが、禮義に化すると、赤の他人である國人にすら「讓」といふ。以上、「財産」の「讓」である。

(脩身篇) 體恭敬而心忠信、術禮義而情愛人。横行天下、雖困四夷、人莫不貴。勞苦之事則爭先、饒樂之事則能讓、端慤誠信、拘守而詳。横行天下、雖困四夷、人莫不任。體倨固而心執詐、術瘠墨而精雜汙。横行天下、雖達四方、人莫不賤。勞苦之事則偷儒轉脫、饒樂之事則佞兌而不曲、辟違而不慤、程役而不録。横行天下、雖達四方、人莫不棄。

體は恭敬にして心も忠信、術は禮義にして情も愛人(仁)。天下を横行すれば、四夷を困(きわ)むと雖も、人、貴はざる莫し。勞苦の事は則ち争いて先にし、饒樂の事は則ち能く讓り、端慤誠信、拘守して詳なり。天下を横行すれば、四夷を困むと雖も、人、任ぜざる莫し。體は倨固にして心も執詐、術は瘠墨にして精も雜汙。天下を横行すれば、四方に達すと雖も、人、賤しまざる莫し。勞苦の事は則ち偷儒轉脫し、饒樂の事は則ち佞兌して曲せず、辟違にして慤ならず、程役にして録(つと)めず。天下を横行すれば、四方に達すと雖も、人、棄てざる

莫し。

快樂を「讓」るような者が「天下」をめぐれば、たとえ「四夷」でも信頼されるが、その逆の者は、「四方」どこでも棄てられるという。『國語』周語中にみられた、戎狄は「讓」らず、という表現とは異なっている。「その他」である。

(榮辱篇) 堯禹者、非生而具者也。夫起於變故、成乎脩爲、待盡而後備者也。人之生固小人、無師無法則唯利之見耳。人之生固小人、又以遇亂世得亂俗。是以小重小也、以亂得亂也。君子非得執以臨之、則無由得開內焉。今是人之口腹、安知禮義、安知辭讓、安知廉恥隅積。亦咄咄而噍、鄉鄉而飽已矣。人無師無法、則其心正其口腹也。今使人生而未嘗睹芻豢稻粱也、惟菽藿糟糠之爲睹、則以至足爲在此也。俄而粲然有秉芻豢稻粱而至者、則矚然視之曰、此何怪也。彼臭之而嫌於鼻、嘗之而甘於口、食之而安於體、則莫不弃此而取彼矣。今以夫先王之道、仁義之統、以相羣居、以相持養、以相藩飾、以相安固邪。以夫桀跖之道、是其爲相縣也、幾直夫芻豢稻粱之縣糟糠爾哉。然而人力爲此而寡爲彼、何也。曰、陋也。

堯・禹なる者も、生まれながらにして具わる者に非ざるなり。夫れ變故に起り、脩爲に成り、盡すを待ちて而る後に備わる者なり。人の生は固より小人なり、師無く法無ければ則ち唯だ利をこれ見るのみ。人の生は固より小人なり、又た以て亂世に遇いて亂俗を得たり。是れ小を以て小に重ねるなり、亂を以て亂を得るなり。君子は執を得て以て之に臨むに非ざれば、則ち開き内るを得るに由無し。今、是の人の口腹、安んぞ禮義を知らん、安んぞ辭讓を知らん、安んぞ廉恥隅積を知らん。亦(た)だ咄咄として噍(か)み、郷郷として飽くのみ。人に師無く法無ければ、則ち其の心正に其の口腹なり。今、人をして生まれて未だ嘗て芻豢稻粱を睹ざるなり、惟だ菽

藿糟糠をのみこれ睹るを爲さしむれば、則ち至足を以て此に在りと爲すなり。俄にして粲然として芻豢稻粱を乗りて至る者有れば、則ち矐然として之を視て曰く、「此れ何の怪なりや。」と。彼、之を臭ぎて鼻に嘔（快）く、之を嘗めて口に甘く、之を食して體に安ければ、則ち此れを弃てて彼を取らざる莫し。今、夫の先王の道、仁義の統を以て、以て相い羣居し、以て相い持養し、以て相い藩飾し、以て相い安固せんや。夫の桀・跖の道を以て、是れ其の相い縣（へだた）るを爲すなり、幾（豈）に直（ただ）に夫の芻豢稻粱の糟糠に縣るのみならんや。然るに人の力めて此れを爲して彼を爲すこと寡きは、何ぞや。曰く、「陋なり。」と。

人は生まれながらでは「小人」であり、君子でも勢を得てこれに對するのでなければ、禮義や辭「讓」などを知ることはないとする。後天的な學習行爲の重要性を主張するところである。

（非十二子篇）兼服天下之心、高上尊貴不以驕人、聰明聖知不以窮人、齊給速通不爭先人、剛毅勇敢不以傷人、不知則問、不能則學、雖能必讓、然後爲德。遇君則脩臣下之義、遇鄉則脩長幼之義、遇長則脩子弟之義、遇友則脩禮節辭讓之義、遇賤而少者則脩告導寬容之義。無不愛也、無不敬也、無與人爭也、恢然如天地之苞萬物。如是則賢者貴之、不肖者親之。如是而不服者、則可謂詖怪狡猾之人矣。雖則（在）<sup>34</sup>子弟之中、刑及之而宜。詩云、匪上帝不時、殷不用舊。雖無老成人、尚有典刑。曾是莫聽、大命以傾。此之謂也。

天下の心を兼服するは、高上尊貴なるも以て人に驕らず、聰明聖知なるも以て人を窮せず、齊給速通なるも争いに先んぜず、剛毅勇敢なるも以て人を傷わず、知らざれば則ち問い、能くせざれば則ち學び、能くすと雖も必ず讓り、然る後に徳を爲す。君に遇えば則ち臣下の義を脩め、郷に遇えば則ち長幼の義を脩め、長に遇えば則ち子弟の義を脩め、友に遇えば則ち禮節辭讓の義を脩め、賤しくして少き者にに遇えば則ち告導寬容の義を脩む。

愛せざる無きなり、敬せざる無きなり、人と争わざる無きなり、慨然として天地の萬物を苞むが如し。是の如くんば則ち賢者は之を貴び、不肖者は之に親む。是の如くして服せざる者は、則ち詭怪狡猾の人と謂うべし。子弟の中に在りと雖も、刑、之に及びて宜なり。詩に云う、「上帝の時（善）からざるに匪ず、殷、舊を用いざればなり。老成人無しと雖も、尚お典刑有り。曾（すなわ）ち是れ聽（したが）う莫ければ、大命以て傾く。」とは、此れの謂なり。

天下の人心を服せしめるのに必要なことの一つとして、「能」くできても「讓」ることが掲げられており、また友に對しては禮節辭「讓」を脩めるとある。

（仲尼篇）若是而不亡乃霸、何也。曰、於乎、夫齊桓公有天下之大節焉、夫孰能亡之。倏然見管仲之能足以託國也、是天下之大知也。安忘其怒、忘其讎、<sup>(35)</sup>遂立以爲仲父、是天下之大決也。立以爲仲夫、而貴戚莫之敢妬也。與之高國之位、而本朝之臣莫之敢惡也。與之書社三百、而富人莫之敢距也。貴賤長少、秩秩焉莫不從桓公而貴敬之、是天下之大節也。諸侯有二節如是、則莫之能亡也。桓公兼此數節者而盡有之。夫又何可亡也。其霸也宜哉。非幸也、數也。然而仲尼之門、五尺之豎子言羞稱乎五伯、是何也。曰、然。彼非本政教也、非致隆高也、非慕文理也、非服人之心也。鄉方略、審勞佚、畜積脩鬪而能顛倒其敵者也。詐心以勝矣、彼以讓飾爭、依乎仁而蹈利者也、小人之傑也。彼固曷足稱乎大君子之門哉。

是くの若くして亡びずして乃ち霸たるは、何ぞや。曰く、「於乎（ああ）、夫の齊の桓公は天下の大節有り、夫れ孰か能く之を亡ぼさん。倏然として管仲の能く以て國を託すに足るを見るは、是れ天下の大知なり。安（すなわ）ち其の怒りを忘れ、其の讎を忘れ、遂に立てて以て仲父と爲すは、是れ天下の大決なり。立てて以て仲夫と

爲すも、貴戚、之を敢えて妬む莫きなり。之に高・國の位を與うるも、本朝の臣、之を敢えて惡む莫きなり也。之に書社三百を與うるも、富人、之を敢えて距む莫きなり。貴賤長少、秩秩焉として桓公に從いて之を貴敬せざる莫きは、是れ天下の大節なり。諸侯、一節も是の如き有らば、則ち之を能く亡ぼすこと莫きなり。桓公、此の數節を兼ねて盡く之を有す。夫れ又何ぞ亡ぼすべけんや。其の霸たるや宜なるかな。幸に非ざるなり、數なり。」と。然らば而ち仲尼の門、五尺の豎子も言いて五伯を稱するを羞じるは、是れ何ぞや。曰く、「然り。彼、政教に本づくに非ざるなり、隆高に致すにあらざるなり、文理に綦（きわ）むるに非ざるなり、人の心を服するに非ざるなり。方略に郷（むか）い、勞佚を審にし、畜積脩鬪して能く其の敵を顛倒する者なり。詐心以て勝ち、彼、讓を以て争いを飾り、仁に依りて利を踏む者なり、小人の傑なり。彼、固より曷ぞ大君子の門に稱するに足りんや。」と。

齊の桓公が、「讓」によつて争いを飾つたことをいう。ここは見せかけの「讓」として批判されている。

（儒效篇）故君子無爵無而貴、無祿而富、不言而信、不怒而威、窮處而榮、獨居而樂。豈不至尊至富至重至嚴之情舉積此哉。故曰、貴名不可以比周争也、不可以夸誕有也、不可以執重脅也、必將誠此然後就也。争之則失、讓之則至、<sup>(36)</sup>遵道則積、夸誕則虚。故君子務脩其内而讓之於外、務積德於身而處之以遵道。如是則貴名起如日月、天下應之如雷霆。故曰、君子隱而顯、微而明、辭讓而勝。詩曰、鶴鳴于九臯、聲聞于天。此之謂也。鄙夫反是。比周而譽愈少、鄙争而名愈辱、煩勞以求安利、其身愈危。詩曰、民之無良、相怨一方。受爵不讓、至于已斯亡。此之謂也。

故に君子は爵無くして貴く、祿無くして富み、言わずして信あり、怒らずして威あり、窮處して榮え、獨居して



樂し。豈に至尊・至富・至重・至嚴の情、擧げて此に積むにあらずや。故に曰く、「貴名は比周を以て争うべからざるなり、夸誕を以て有るべからざるなり、執重を以て脅すべからざるなり、必將ず此れを誠にして然る後に就（成）るなり。」と。之を争えば則ち失い、之に讓れば則ち至り、遵道なれば則ち積み、夸誕なれば則ち虚し。故に君子は務めて其の内を脩めて之を外に讓り、務めて徳を身に積みて之に處するに遵道を以てす。是の如くれば則ち貴名の起ること日月の如く、天下の之に應ずること雷霆の如し。故に曰く、「君子は隠れて顯れ、微にして明らかに、辭讓して勝つ。」と。詩に曰く、「鶴は九臯に鳴きて、聲は天に聞ゆ。」とは、此の謂なり。鄙夫は是れに反す。比周して譽愈いよ少く、鄙争して名愈いよ辱められ、煩勞し以て安利を求むるも、其の身は愈いよ危し。詩に曰く、「民の無良なる、相い一方を怨む。受爵して讓らず、己斯に亡ぶるに至る。」とは、此の謂なり。

「讓」・「辭」・「讓」によつて名譽が得られることを説いている。『詩經』小雅角弓を引用しているが、「爵」を「爵位」として解釋している。

（君道篇）合符節、別契券者、所以爲信也。上好權謀、則臣下百吏誕詐之人乘是而後欺。探籌投鈎者、所以爲公也。上好曲私、則臣下百吏乘是而後偏。衡石稱縣者、所以爲平也。上好傾覆、則臣下百吏乘是而後險。斗斛敦槩者、所以爲噴也。上好貪利、則臣下百吏乘是而後豐取刻與、以無度取於民。故械數者、治之流也、非治之原也。君子者、治之原也。官人守數、君子養原。原清則流清、原濁則流濁。故上好禮義、尚賢使能、無貪利之心、則下亦將慕辭讓、致忠信而謹於臣子矣。如是則雖在小民、不待合符節別契券而信、不待探籌投鈎而公、不待衡石稱縣而平、不待斗斛敦槩而噴。



符節を合し、契券を別つとは、信を爲す所以なり。上、權謀を好めば、則ち臣下百吏誕詐の人、是れに乗じて而る後に欺く。探籌投鉤するとは、公を爲す所以なり。上、曲私を好めば、則ち臣下百吏、是れに乗じて而る後に偏る。衡石稱縣とは、平を爲す所以なり。上、傾覆を好めば、則ち臣下百吏、是れに乗じて而る後に險なり。斗斛敦（準）槩とは、噴（齊）を爲す所以なり。上、貪利を好めば、則ち臣下百吏、是れに乗じて而る後に豐取刻與し、無度を以て民より取る。故に械數とは、治の流れなり、治の原に非ざるなり。君子者とは、治の原なり。官人、數を守り、君子、原を養う。原清ければ則ち流れ清く、原濁れば則ち流れ濁る。故に上、禮義を好み、賢を尚び能を使い、貪利の心無ければ、則ち下も亦將に辭讓を慕（きわ）め、忠信を致して臣子に謹む。是の如くんば則ち小民に在りと雖も、符節を合して契券を別つを待たずして信あり、探籌投鉤するを待たずして公あり、衡石稱縣を待たずして平らかなり、斗斛敦槩を待たずして噴（齊）し。

「尚賢使能」とあるように、尚賢論がみられる個所である。それとともに、「禮義」を好み、「貪利」の心がなければ、辭「讓」をきわめ、「忠信」であつて、臣下・子としての本分を守るといふ。

（疆國篇）夫桀紂、聖王之後子孫也、有天下者之世也、執籍之所存、天下之宗室也、土地之大封内千里、人之衆數以億萬、俄而天下倜然舉去桀紂而犇湯武、反然舉惡桀紂而貴湯武。是何也。夫桀紂何失而湯武何得也。曰、是無它故焉。桀紂者善爲人所惡也、而湯武者善爲人所好也。人之所惡者何也。曰、汙漫爭奪貪利是也。人之所好者何也。曰、禮義辭讓忠信是也。今君人者、辟稱比方則欲自竝乎湯武。若其所以統之、則無以異於桀紂、而求有湯武之功名可乎。故凡得勝者必與人也。凡得人者必與道也。道也者何也。曰、禮讓忠信是也。故自四五萬而往者疆勝、非衆之力也、隆在信矣。自數百里而往者安固、非大之力也、隆在脩政矣。今已有數萬之衆者也、陶誕比周以

争與、已有數百里之國者也、汗漫突盜以争地。然則是棄己之所安彊、而争己之所以危弱也、損己之所不足、以重己之所有餘。若是其悖繆也、而求有湯武之功名可乎。

夫桀・紂は、聖王の後の子孫なり、天下を有する者の世なり、執籍の存する所、天下の宗室なり、土地の大なること封内千里、人の衆きこと數うるに億萬を以てするも、俄にして天下倜然として擧げて桀紂を去りて湯武に犇（はし）り、反然として擧げて桀紂を惡みて湯武を貴ぶ。是れ何ぞや。夫の桀・紂は何ぞ失いて湯・武何ぞ得るや。曰く、「是れ它の故無し。桀・紂は善く人の惡む所を爲すなり、而して湯・武は善く人の好む所を爲すなり。」と。人の惡む所の者は何ぞや。曰く、「汗漫争奪貪利、是れなり。」と。人の好む所の者は何ぞや。曰く、「禮義辭讓忠信、是れなり。今、人に君たる者は、辟稱比方すれば則ち自ら湯武に並びんことを欲す。其の之を統ぶる所以の如き、則ち以て桀・紂に異なること無きも、而も湯・武の功名有るを求むるは可ならんや。故に凡そ勝を得る者は必ず人と與にするなり。凡そ人を得る者は必ず道と與にするなり。道なる者は何ぞや。」と。曰く、「禮讓忠信、是れなり。故に四五萬自り而往の者は彊くして勝つ、衆の力に非ざるなり、隆（とうと）ぶは信に在り。數百里自り而往の者は安んじて固し、大の力に非ざるなり、隆ぶは脩政に在り。今、己に數萬の衆有る者なるに、陶誕比周し以て與を争い、己に數百里の國有る者なるに、汗漫突盜し以て地を争う。然らば則ち是れ己の安く彊き所を棄てて、己の危く弱き所以を争うなり、己の足らざる所を損じ、以て己の餘有る所を重ぬ。是の若く其れ悖り繆り、而も湯武の功名有らんことを求むるは可ならんや。」と。

湯王・武王は、人々の好むところ、すなわち禮義・辭「讓」・忠信を行い、天下を得たとあり、人を得る「道」は禮「讓」忠信のことだとある。

(禮論篇) 孰知夫出死要節之所以養生也、孰知夫出費用之所以養財也、孰知夫恭敬辭讓之所以養安也、孰知夫禮義文理之所以養情也。故人苟生之爲見、若者必死、苟利之爲見、若者必害、苟怠惰偷儒之爲安、若者必危、苟情說之爲樂、若者必滅。故人一之於禮義、則兩得之矣、一之於情性、則兩喪之矣。故儒者將使人兩得之者也。墨者將使人兩喪之者也。是儒墨之分也。

夫の出死要節の生を養う所以を孰知するなり、夫の費用を出すの財を養う所以を孰知するなり、夫の恭敬辭讓の安を養う所以を孰知するなり、夫の禮義文理の情を養う所以を孰知するなり。故に人苟くも生のみ見るをこれ爲さば、若(かくのごと)き者は必ず死し、苟くも利のみ見るをこれ爲さば、若き者は必ず害われ、苟くも怠惰偷儒のみ安しと爲さば、若き者は必ず危うく、苟くも情說(悦)のみ樂しと爲さば、若き者は必ず滅ぶ。故に人、禮義に一なれば、則ち兩得し、情性に一なれば、則ち兩喪す。故に儒者は將に人をして兩得せしめんとする者なり。墨者は將に人をして兩喪せしめんとする者なり。是れ儒墨の分なり。

禮の起源について述べた個所である。臣下の禮について、恭敬辭「讓」であるのは、「安」を養うためのものだという。功利主義的な「讓」である。

(解蔽篇) 天下有不以是爲隆正也。然而猶有能分是非、治曲直者邪。若夫非分是非、非治曲直、非辨治亂、非治人、雖能之無益於人、不能無損於人。案直將治怪說、玩奇辭、以相撓滑也。案彊鉗而利口、厚顏而忍詬、無正而恣睢、妄辨而幾利、不好辭讓、不敬禮節、而好相推擠。此亂世姦人之說也。則天下之治說者方多然矣。傳曰、析辭而爲察、言物而爲辨、君子賤之。博聞彊志不合王制、君子賤之。此之謂也。

天下に是れを以て隆正と爲さざる有るなり。然り而して猶お能く是非を分ち、曲直を治むる者有らんや。若し夫

れ是非を分つに非ず、曲直を治むるに非ず、治亂を辨ずるに非ず、人道を治むるに非ざれば、之を能くすと雖も人に益無く、能くせざるも人に損無し。案（すなわ）ち直だ將に怪説を治め、奇辭を遊び、以て相い撓滑せんとするのみなり。案ち彊鉗にして利口、厚顔にして詬を忍び、正無くして恣睢し、妄辨して利に幾（近）づき、辭讓を好まず、禮節を敬わずして、好みて相い推擠す。此れ亂世姦人の説なり。則（而）して天下の説を治むる者、方に多く然り。傳に曰く、「辭を析ちて察と爲し、物を言いて辨と爲すは、君子、之を賤しむ。博聞彊志の王制に合せざるは、君子、之を賤しむ。」とは、此の謂なり。

聖王の制に従わない者について、辭「讓」を好まず禮節を敬わないなどと述べられている。

（正名篇）辭讓之節得矣、長少之理順矣、忌諱不稱、祆辭不出、以仁心説、以學心聽、以公心辨。不動乎衆人之非譽、不治觀者之耳目、不賂貴者之權執、不利傳（便）<sup>(37)</sup>、辟者之辭。故能處道而不貳、吐（咄）<sup>(38)</sup>而不奪、利而不流、貴公正而賤鄙爭、是士君子之辨説也。詩曰、長夜漫兮、永思審兮、大古之不慢兮、禮義之不愆兮、何恤人之言兮、此之謂也。

辭讓の節は得られ、長少の理は順まり、忌諱は稱せず、祆辭は出さず、仁心を以て説き、學心を以て聽き、公心を以て辨ず。衆人の非譽に動かさず、觀者の耳目を治（治、まど）わさず、貴者の權執に賂せず、便辟する者の辭を利とせず。故に能く道に處して貳せず、咄（誦）みて奪われず、利ありて流れず、公正を貴びて鄙争を賤しむ、是れ士君子の辨説なり。詩に曰く、「長夜漫に、永思審あり、大古の慢らず、禮義の愆らず、何ぞ人の言を恤えん。」とは、此れをこれ謂うなり。

士君子の辨説について、辭「讓」の節度があることが述べられている。

(性惡篇) 人之性惡、其善者僞也。今人之性、生而有**好利**焉。順是、故**爭奪**生而辭讓亡焉。生而有**疾惡**焉。順是、故**殘賊**生而**忠信**亡焉。生而有**耳目**之欲**好聲色**焉。順是、故**淫亂**生而**禮義文理**亡焉。然則從人之性、順人之情、必出於**爭奪**、合於**犯分亂理**而歸於**暴**。故必將有**師法**之化**禮義之道**、然後出於**辭讓**、合於**文理**、而歸於**治**。用此觀之、然則人之性**惡明矣**。其善者**僞也**。

人の性は悪なり、其の善なる者は僞なり。今、人の性、生まれながらにして利を好む有り。是に順う、故に**爭奪**生じて**辭讓**亡ぶ。生まれながらにして**疾惡**有り。是に順う、故に**殘賊**生じて**忠信**亡ぶ。生まれながらにして**耳目**の欲の**聲色**を好む有り。是に順う、故に**淫亂**生じて**禮義文理**亡ぶ。然らば則ち人の性に從い、人の情に順えば、必ず**爭奪**に出で、**犯分亂理**に合して**暴**に歸す。故に必將ず**師法**の化・**禮義**の道有り、然る後に**辭讓**に出で、**文理**に合して、**治**に歸す。此れを用て之を觀る、然らば則ち人の性の**惡なること**明らかなり。其の善なる者は**僞なり**。

性惡篇冒頭の非常に有名な文章である。人間の本性に従えば、**辭「讓」**がほろびるし、**師法**の化・**禮義**の道があつてはじめて**辭「讓」**があり、**社會秩序**ができあがるという。

(性惡篇) 夫人雖有**性質美**而心**辯知**、必將求**賢師**而事之、擇**良友**而友之。得**賢師**而事之、則所聞者**堯舜禹湯**之道也。得**良友**而友之、則所見者**忠信敬讓**之行也。身日進於**仁義**而不自知也者、**靡使**然也。今與**不善人**處、則所聞者**欺誣**詐僞也、所見者**汙漫淫邪貪利**之行也。身且加於**刑戮**而不自知者、**靡使**然也。傳曰、不知其子視其友、不知其君視其左右。**靡而已矣**、**靡而已矣**。

夫れ人に**性質**の美にして、心の**辯知**する有りと雖も、必將ず**賢師**を求めて之に事え、**良友**を擇びて之を友とす。賢

師を得て之に事うれば、則ち聞く所の者は堯・舜・禹・湯の道なり。良友を得て之を友とすれば、則ち見る所の者は忠信敬讓の行なり。身、日に仁義に進めども自ら知らざる者は、靡の然らしむればなり。今、不善の人と處れば、則ち聞く所の者は欺誣詐偽なり、見る所の者は汙漫淫邪貪利の行なり。身、且に刑戮を加えられんとするも自ら知らざる者は、靡の然らしむればなり。傳に曰く、「其の子を知らざれば其の友を視よ、其の君を知らざれば其の左右を視よ。」と。靡のみ、靡のみ。

良友を得ると、目にするものは忠信敬「讓」のことばかりだという。後文でその反対として、「汙漫淫邪貪利」がみえる。

(宥坐篇) 孔子觀於魯桓公之廟、有欵器焉。孔子問於守廟者曰、此爲何器。守廟者曰、此蓋爲宥坐之器。孔子曰、吾聞宥坐之器者、虛則欵、中則正、滿則覆。孔子顧謂弟子曰、注水焉。弟子挹水而注之、中而正、滿而覆、虛而欵。孔子喟然而歎曰、吁、惡有滿而不覆者哉。子路曰、敢問持滿有道乎。孔子曰、聰明聖知、守之以愚。功被天下、守之以讓。勇力無世、守之以怯。富有四海、守之以謙。此所謂挹而損之之道也。

孔子、魯の桓公の廟を觀るに、欵(かたむ)ける器有り。孔子、廟を守る者に問いて曰く、「此れ何の器爲るか。」と。廟を守る者曰く、「此れ蓋し宥坐の器爲らん。」と。孔子曰く、「吾聞く、宥坐の器とは、虚しければ則ち欵き、中なれば則ち正しく、滿つれば則ち覆る。」と。孔子顧みて弟子に謂いて曰く、「水を注げ。」と。弟子、水を挹みて之に注ぎ、中にして正しく、滿ちて覆り、虚しくして欵く。孔子、喟然として歎じて曰く、「吁、惡んぞ滿ちて覆らざる者有らんや。」と。子路曰く、「敢えて問う、滿を持するに道有らんか。」と。孔子曰く、「聰明聖知、之を守るに愚を以てす。功の天下を被う、之を守るに讓を以てす。勇力の世を撫う、之を守るに怯を以て

す。富の四海を有つ、之を守るに謙を以てす。此れ所謂挹（おさ）えて之を損うの道なり。」と。

宥坐の器に關する有名な部分である。天下をおおうほどの功績を守るには「讓」によるとある。以上、「徳目」としての「讓」である。

「儀禮」四、「君位」・「役職」各二、「財産」三、「その他」一、「徳目」一二例である。その用例の範圍や分量からいっても、内容からいっても、儒家系先秦傳世文獻の中で、『荀子』は「讓」の語の畫期となり得るとの見通しを立てることができる。

ここまでみて疑問としてでてくるのは、「讓」という語がそれほど古いのかということである。確かに素朴な「ゆずり」行爲の起源は、殷周時代をはるか遡及していくほど古いだろうが、それを「讓」という漢字で表現することは比較的新しいのではないだろうか。『詩經』小雅に「讓」を用いた表現が一個所でてくるが、小雅を白川靜のように西周期まで遡らせるのは躊躇するところがあつて、先に述べたが、松本雅明がいうようにせいぜい東周期以降の成立ではないかと思われる。西周金文に「讓」が見当たらないことは、この考えを補強する。そしてこのことはすなわち、「讓」でもって語られる概念・議論は、どんなに遡っても春秋時代程度までということでもある。「讓」概念により、時代を西周時代以上に遡って國家・社會の規範を語ることは、果たして可能なであろうか、大いに疑問が湧いてくる。

ところで、成書年代の上限が戰國末期である『荀子』では、たびたび「讓」・「辭讓」の語がみられ、「讓」が大きな位置を占めていることが分かる。特に「徳目」に分類した「(辭)讓」は、「禮儀」・「忠信」・「恭敬」といった語と

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について



ともに用いられることがあり、人間本性を抑制し、社會秩序を構築するためのものでもある。『荀子』らしく、辭「讓」は後天的な修養によるとされ、それが<sup>(42)</sup>ない者は批判されるべき対象である。「ゆずり」の大切さが強調されているわけであるが、單に倫理道德的な重要性がうたわれるだけではなく、それによつて權力・地位・財産などを守る効用が述べられていることから分かるように、功利的な側面からもその大切さが主張されている。そして、「能」・「賢」に「讓」ることの重要性も述べられている。堯舜「擅（禪）讓」の言葉もみられるが、朝廷の「順」・「德」による秩序から、その史實性が否定されている。その一方で、堯舜は「尚賢」・「辭讓」で、堯は「賢」に「讓」ったとも述べられている。これは一般に傳世文獻における最も古い「禪讓」の用例とされる。

このように、先秦時代の儒家系傳世文獻を代表する『論語』・『孟子』・『荀子』を並べてみると、『論語』・『荀子』の「讓」とは「恭」・「德」が關連づけられているところが重なるが、『論語』のそれは孔子の屬性にとどまる。『尚書』で「德」・「能」に「讓」るところは、『荀子』と共通する。『孟子』では「讓」と對應する語として他と異なるものがなく、「辭讓」は「惻隱」・「羞惡」・「是非」とともに、人間の善性を示すものとしての四端の心を構成する。『孟子』における「讓」の地位の高まりは、『荀子』以降における廣範な「讓」の利用を準備したものである。『孟子』における「讓」の地位の高まりは、『荀子』以降における廣範な「讓」の利用を準備したものである。『讓』の重要性を述べているところは同じであるものの、『荀子』における「讓」という語が用いられる意味内容の擴大發展がきわだっている。そうしたことから、「讓」の畫期は『荀子』に見出すことができそうに思われる。しかし、『荀子』以外にもそういう文獻があり、それが本稿執筆の契機となった『左傳』である。そこで、『左傳』をはじめとする春秋三傳や『左傳』の説話記事と關連づけられて論じられる『國語』についていくことにしよう。



### 三、春秋三傳・『國語』・『戰國策』の「讓」について

春秋三傳と『國語』にみられる「讓」については理論面の追求に焦點を絞った別稿でも検討することになるが、本稿では個別の用例に則しつつ、全般的に「讓」の用例をみていくこととしたい。本節では、前節における儒家系文献の「讓」にみられた傾向を念頭に置きながら、春秋三傳と『國語』における「讓」に関する検討を進めていくことになる。『左傳』・『國語』は説話の集合のようなどころがあるが、そういう點で似たところのある『戰國策』についても、本節の最後で考察を加えておくことにする。

春秋三傳の成書については、未だに大きな問題であるが、大まかにいえば、『左傳』は戰國中期もしくは前漢末、『公羊傳』・『穀梁傳』は前漢と考える研究者が多い。私自身は以前の研究で、『左傳』が戰國中期、『公羊傳』は戰國期に遡り得る内容をもつが、成書自體は前漢、『穀梁傳』は他の二傳より後れると考えた。<sup>(43)</sup>無論この考えは假説にとどまっているため、その檢證作業は本稿でも本題と並行して行われることになる。

『左傳』で「讓」が「ゆずる」の意味に用いられているものは、かなりの分量にのぼる。檢索の便宜のため、引用文の冒頭に小倉芳彦による分類番號を付しておく。<sup>(45)</sup>

それでは『左傳』の「讓」についてカテゴリー毎にみていこう。

(左傳桓公二一八) 公及戎盟于唐、修舊好也。冬、公至自唐、告于廟也。凡公行、告于宗廟。反行、飲至、舍爵策

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

勳焉、禮也。特相會、往來稱地、讓事也。自參以上、則往稱地、來稱會、成事也。

公、戎と唐に盟うは、舊好を修むるなり。冬、公、唐より至るは、廟に告ぐればなり。凡そ公の行は、宗廟に告ぐ。行より反れば、飲至し爵を舍きて勳を策するは、禮なり。特（ひと）り相會すれば、往來地を稱するは、事を讓ればなり。參より以上は、則ち往くに地を稱し、來たるに會を稱するは、事を成せばなり。

この「讓」は凡例にでてくるが、會合で主人役を互いに「讓」りあうことである。「儀禮」の「讓」である。

（左傳昭公二五——）子大叔見趙簡子、簡子問揖讓周旋之禮焉。對曰、是儀也、非禮也。簡子曰、敢問、何謂禮。對曰……

子大叔、趙簡子に見え、簡子、揖讓周旋の禮を問う。對えて曰く、「是れ儀なり、禮に非ざるなり。」と。簡子曰「敢えて問う、何をか禮と謂う。」と。對えて曰く……

これも儀禮的な「揖讓」である。以上、「儀禮」の「讓」である。

（左傳隱公三——五）宋穆公疾、召大司馬孔父而屬殤公焉、曰、先君舍與夷而立寡人。寡人弗敢忘。若以大夫之靈、得保首領以沒、先君若問與夷、其將何辭以對。請子奉之以主社稷。寡人雖死、亦無悔焉。對曰、群臣願奉馮也。公曰、不可。先君以寡人爲賢、使主社稷。若棄德不讓、是廢先君之舉也。豈曰能賢。光昭先君之令德、不可務乎。吾子其無廢先君之功。使公子馮出居于鄭。八月庚辰、宋穆公卒、殤公即位。君子曰、宋宣公可謂知人矣。立穆公、其子饗之、命以義夫。商頌曰、殷受命咸宜、百祿是荷、其是之謂乎。

宋の穆公疾む、大司馬孔父を召して殤公を屬し、曰く、「先君、與夷を舍いて寡人を立てたり。寡人敢えて忘れず。若し大夫の靈を以て、首領を保ちて以て没するを得んに、先君若し與夷を問わば、其れ將た何の辭もて以て

對えん。請う子、之を奉じて以て社稷に主たらしめよ。寡人死すと雖も、亦悔い無からん。」と。對えて曰く、「群臣、馮を奉ぜんことを願う。」と。公曰く、「不可なり。先君、寡人を以て賢と爲し、社稷に主たらしむ。若し徳を棄てて讓らずんば、是れ先君の擧を廢するなり。豈に能く賢なりと曰わんや。先君の令徳を光昭するごと、務めざるべけんや。吾子其れ先君の功を廢する無かれ。」と。公子馮をして出でて鄭に居らしむ。八月庚辰、宋穆公卒し、殤公位に即く。君子曰く、「宋の宣公は人を知れりと謂うべし。穆公を立てて、其の子、之を饗（う）けしは、命ずるに義を以てするかな。商頌に曰く、『殷の命を受くるは咸（みな）宜しく、百祿を是れ荷う』と。其れ是（これ）を之れ謂うか。」と。

死を前にした宋の穆公が、我が子の公子馮（後の莊公）を差し置いて、兄の宣公の子である殤公に君位を「讓」る場面を描いている。ここは、宋の兄弟繼承として議論されるところである。穆公の言葉で、宣公が穆公を「賢」として社稷を主らせたとあり、殤公を「徳」とし、彼に位を「讓」らなければ、「賢」とはいえないと述べている。

（左傳僖公八年A）宋公疾。大子茲父固請曰、目夷長且仁、君其立之。公命子魚。子魚辭曰、能以國讓、仁孰大焉。臣不及也、且又不順。遂走而退。

宋公疾む。大子茲父、固く請いて曰く、「目夷は長且つ仁なり、君其れ之を立てよ。」と。公、子魚に命ず。子魚辭して曰く、「能く國を以て讓るは、仁孰れか焉より大ならん。臣は及ばざるなり、且つ又不順なり。」と。遂に走りて退く。

宋の桓公が病にかかり、大子（襄公）が庶兄である公子目夷を後繼者にするよう述べたが、目夷は、國を「讓」るとは最高の「仁」であり、また「順」でもないからと辭退し、僖公九年に大子が即位している。

(左傳僖公一八一六) 冬、邢人狄人伐衛、圍菟圃。衛侯以國讓父兄弟及朝衆曰、苟能治之、燬請從焉。衆不可、而後師于・婁。狄師還。

冬、邢人・狄人、衛を伐ち、菟圃を圍む。衛侯、國を以て父兄弟と朝衆とに譲りて曰く、「苟くも能く之を治めば、燬(き)請う従わん。」と。衆可かず、而る後に皆婁に師す。狄師還る。

衛の文公が、國難にあたって、君位を「父兄弟・「朝衆」に「讓」ろうとして諍ったが、皆はききいれなかったとある。

(左傳文公一四一九a) 秋七月乙卯夜、齊商人殺舍、而讓元。元曰、爾求之久矣。我能事爾。爾不可使多蓄憾。將免我乎、爾爲之。

秋七月乙卯夜、齊の商人、舍を殺して、元に讓る。元曰く、「爾、之を求むること久し。我能く爾に事えん。爾には多く憾みを蓄えしむべからず。將に我を免さんとするか、爾之を爲せ。」と。

齊の昭公死後、君主となった舍を叔父である公子商人(懿公)が殺し、兄弟の公子元に「讓」ったが、公子元は斷つたという説話である。同年、公子商人は即位している。

(左傳襄公七—A) 冬十月、晉韓獻子告老、公族穆子有癡疾、將立之。辭曰、豈不夙夜。謂行多露。又曰、弗躬弗親、庶民弗信。無忘不才、讓其可乎。請立起也。與田蘇游、而曰好仁。詩曰、靖共爾位、好是正直。神之聽之、介爾景福。恤民爲德、正直爲正、正曲爲直、參和爲仁。如是則神聽之、介福降之。立之不亦可乎。庚戌、使宣子朝、遂老。晉侯謂韓無忌仁、使掌公族大夫。

冬十月、晉の韓獻子、老を告げ、公族穆子、癡疾有り、將に之を立てんとす。辭して曰く、「詩に曰く、『豈に夙

夜せざらんや。行（みち）に露多しと謂う。」と。又曰く、『躬らせず親しくせずんば、庶民信ぜず。』と。無忌は不才なり、其の可に讓らんか。請う起を立てよ。田蘇と遊び、而して仁を好むと曰えり。詩に曰く、『爾の位に靖共し、是の正直を好む。神は之れ之を聴き、爾の景福を介いにせん。』と。民を恤むを徳と爲し、正直を正と爲し、曲を正すを直と爲し、參和を仁と爲す。是くの如くんば則ち神、之を聴き、介福、之に降らん。之を立つるは亦可ならずや。」と。庚戌、宣子をして朝せしめ、遂に老す。晉侯、韓無忌を仁と謂い、公族大夫を掌らしむ。

晉の韓獻子（韓厥）の引退に伴う後繼者決定において、韓穆子（韓無忌）は自分が「不才」だから、賢者である田蘇と交際があり、「仁を好む」とされる韓起（宣子）に「讓」るべきだといひ、韓宣子が宗主となった。このため、韓穆子は「仁」とされ、公族大夫を掌らされたとある。

（左傳哀公六年）秋七月、楚子在城父、將救陳。卜戰、不吉。卜退、不吉。王曰、然則死也。再敗楚師、不如死。棄盟逃讎、亦不如死。死一也、其死讎乎。命公子申爲王。不可。則命公子結。亦不可。則命公子啓。五辭而後許。將戰、王有疾。庚寅、昭王攻大冥、卒于城父。子闔退曰、君王舍其子而讓、羣臣敢忘君乎。從君之命順也。立君之子亦順也。二順不可失也。與子西子期謀、潛師閉塗、逆越女之子章立之、而後還。

秋七月、楚子、城父に在り、將に陳を救わんとす。戦いを卜し、不吉なり。退かんことを卜し、不吉なり。王曰く、「然らば則ち死せんや。再び楚の師を敗らんよりは、死するに如かず。盟いを棄て讎を逃ぐるも、亦死するに如かず。死は一なり、其れ讎に死せんか。」と。公子申に命じて王と爲さんとす。可かず。則ち公子結に命ず。亦可かず。則ち公子啓に命ず。五たび辭して而る後に許す。將に戦わんとし、王疾有り。庚寅、昭王、大冥を攻

め、城父に卒す。子闔退きて曰く、「君王、其の子を捨てて讓る、羣臣敢えて君を忘れんや。君の命に従うは順也。君の子を立つるも亦順なり。二順失うべからざるなり。」と。子西・子期と謀り、師を潛め塗を閉じ、越女の子章を逆えて之を立て、而る後に還る。

楚の昭王が死ぬにあたり、その弟を後繼者に指名したが辭退され、ついに公子啓（子闔）五度辭した末に承諾した。だが彼は、昭王がその子をおいて自分に王位を「讓」ったが、その命令に従うのも王の子を後繼者とするのも「順」であるとして、越の女の子である章（惠王）を楚王に擁立したとある。以上、「君位」の「讓」である。

（左傳文公六―四）八月乙亥、晉襄公卒。靈公少、晉人以難故、欲立長君。趙孟曰、立公子雍。好善而長、先君愛之、且近於秦。秦、舊好也。置善則固、事長則順、立愛則孝、結舊則安。爲難故、故欲立長君。有此四德者、難必抒矣。賈季曰、不如立公子樂。辰嬴嬖於二君。立其子、民必安之。趙孟曰、辰嬴賤、班在九人、其子何震之有。且爲二君嬖、淫也。爲先君子、不能求大、而出在小國、辟也。母淫子辟、無威。陳小而遠、無援、將何安焉。杜祁以君故、讓偪姑而上之。以狄故、讓季隗而已次之、故班在四。先君是以愛其子而仕諸秦、爲亞卿焉。秦大而近、足以爲援。母義子愛、足以威民。立之不亦可乎。使先蔑士會如秦逆公子雍。賈季亦使召公子樂于陳。趙孟使殺諸郟。

八月乙亥、晉の襄公卒す。靈公少し、晉人、難の故を以て、長君を立てんと欲す。趙孟曰く、「公子雍を立てん。善を好みて長じ、先君、之を愛し、且つ秦に近し。秦は、舊好なり。善を置（た）つるは則ち固く、長に事うるは則ち順、愛を立つるは則ち孝、舊を結ぶは則ち安し。難の故の爲に、故（ことさ）らに長君を立てんと欲す。此の四徳有る者は、難必ず抒（ゆる）まん。」と。賈季曰く、「公子樂を立てるに如かず。辰嬴は二君に嬖せら

る。其の子を立つれば、民必ず之に安んぜん。」と。趙孟曰く、「辰嬴は賤し、班は九人に在り、其の子何の震か之れ有らん。且つ二君の嬖と爲るは、淫なり。先君の子と爲り、大を求むること能わずして、出でて小國に在るは、辟なり。母は淫に子は辟なるは、威無し。陳は小にして遠く、援け無し、將た何ぞ安んぜん。杜祁、君の故を以て、偪媾に讓りて之を上には。狄の故を以て、季隗に讓りて己は之に次ぐ、故に班四に在り。先君是を以て其の子を愛して諸を秦に仕えしめ、亞卿と爲す。秦は大にして近く、以て援けと爲すに足る。母は義に子は愛、以て民を威すに足る。之を立つるは亦可ならずや。」と。先蔑・士會をして秦に如きて公子雍を逆えしむ。賈季も亦公子雍を陳より召さしむ。趙孟、諸を郟に殺さしむ。

晉の襄公死後の後繼者決定に關する説話である。趙孟（趙盾）の言葉で、公子雍の母である杜祁は、偪媾と季隗に「讓」って下位の第四位にあり、それゆえ先君文公は公子雍を愛したのだとある。趙孟としては、それを理由の一つとして、彼を擁立すべきだと主張している。だが文公七年で、穆嬴の説得により、靈公を擁立することとなり、公子雍を支援した秦を晉が攻撃して撃破している。「妻」の「讓」である。

（左傳傳公二七一五）冬、楚子及諸侯圍宋。宋公孫固如晉告急。先軫曰、報施救患、取威定霸、於是乎在矣。狐偃曰、楚始得曹、而新昏於衛。若伐曹衛、楚必救之、則齊宋免矣。於是乎蒐于被廬、作三軍、謀元帥。趙衰曰、郤穀可。臣亟聞其言矣。說禮樂而敦詩書。詩書義之府也。禮樂德之則也。德義利之本也。夏書曰、賦納以言、明試以功、車服以庸。君其試之。乃使郤穀將中軍、郤溱佐之。使狐偃將上軍、讓於狐毛而佐之。命趙衰爲卿、讓於欒枝先軫。使欒枝將下軍、先軫佐之。荀林父御戎、魏・爲右。

冬、楚子、諸侯と宋を圍む。宋の公孫固、晉に如きて急を告ぐ。先軫曰く、「施に報い患を救い、威を取り霸を

定むるは、是に於てか在り。」と。狐偃曰く、「楚、始めて曹を得、而して新たに衛に昏〔婚〕す。若し曹・衛を伐たば、楚必ず之を救わん、則ち齊・宋は免れん。」と。是に於てか被廬に蒐し、三軍を作り、元帥を謀る。趙衰曰く、「郤穀可なり。臣亟〔しば〕しば其の言を聞けり。禮樂を説びて詩書に敦し。詩書は義の府なり。禮樂は徳の則なり。徳義は利の本なり。夏書に曰く、『賦納するに言を以てし、明試するに功を以てし、車服は庸を以てす。』と。君其れ之を試みよ。」と。乃ち郤穀をして中軍に將たらしめ、郤溱、之に佐たり。狐偃をして上軍に將たらしめ、狐毛に讓りて之に佐たり。趙衰に命じて卿と爲さしめ、欒枝・先軫に讓る。欒枝をして下軍に將たらしめ、先軫之に佐たり。荀林父、戎に御たり、魏犢右爲り。

晉が三軍を作るにあたり、狐偃が兄の狐毛に上軍の將を「讓」つてその佐となり、趙衰が欒枝・先軫に卿を「讓」つたとある。

(左傳文公七—四) 夏四月、宋成公卒。於是公子成爲右師、公孫友爲左師、樂豫爲司馬、鱗臞爲司徒、公子蕩爲司城、華御事爲司寇。昭公將去羣公子。樂豫曰、不可。公族、公室之枝葉也。若去之、則本根無所庇蔭矣。葛藟猶能庇其本根。故君子以爲比、況國君乎。此諺所謂庇焉而縱尋斧焉者也。必不可。君其圖之。親之以徳、皆股肱也。誰敢攜貳。若之何去之。不聽。穆襄之族率國人以攻公、殺公孫固公孫鄭于公宮。六卿和公室。樂豫舍司馬以讓公子卬。昭公即位而葬。書曰、宋人殺其大夫。不稱名、衆也、且言非其罪也。

夏四月、宋の成公卒す。是に於て公子成、右師と爲り、公孫友、左師と爲り、樂豫、司馬と爲り、鱗臞、司徒と爲り、公子蕩、司城と爲り、華御事、司寇と爲る。昭公將に羣公子を去らんとす。樂豫曰く、「不可なり。公族は、公室の枝葉なり。若し之を去らば、則ち本根、庇蔭する所無からん。葛藟すら猶ほ能く其の本根を庇う。故



に君子は以て比と爲す、況んや國君をや。此れ諺に所謂『庇はれて縦に斧を尋（もち）いる』者なり。必ず可なり。君其れ之を圖れ。之を親しむに徳を以てすれば、皆股肱なり。誰か敢へて攜貳せん。之を若何ぞ之を去らん。」と。聽かず。穆・襄の族、國人を率いて以て公を攻め、公孫固・公孫鄭を公宮に殺す。六卿、公室を和す。樂豫、司馬を捨てて以て公子印に讓る。昭公位に即きて葬る。書して「宋人其の大夫を殺す。」と曰い、名を稱せざるは、衆ければなり、且つ其の罪に非ざるを言うなり。

宋の後繼者に關連した内亂にあたり、六卿と公室が和解し、六卿の一人である樂豫が司馬の地位を、反亂を起こした公室の族員である公子印に「讓」つたというものである。なお、公子印は文公八年に殺されている。

（左傳成公一七一五）齊慶克通于聲孟子。與婦人蒙衣乘輦而入于閔。鮑牽見之、以告國武子。武子召慶克而謂之。慶克久不出、而告夫人曰、國子謫我。夫人怒。國子相靈公以會、高鮑處守。及還將至、閉門而索客。孟子訴之曰、高鮑將不納君而立公子角、國子知之。秋七月壬寅、別鮑牽而逐高無咎。無咎奔莒。高弱以盧叛。齊人來召鮑國而立之。初、鮑國去鮑氏而來爲施孝叔臣。施氏卜宰、匡句須吉。施氏之宰有百室之邑。與匡句須邑使爲宰、以讓鮑國而致邑焉。施孝叔曰、子實吉。對曰、能與忠良、吉執大焉。鮑國相施氏忠、故齊人取以爲鮑氏後。仲尼曰、鮑莊子之知不如葵、葵猶能衛其足。

齊の慶克、聲孟子に通ず。婦人と衣を蒙り輦に乗りて閔に入る。鮑牽、之を見て、以て國武子に告ぐ。武子、慶克を召して之を謂う。慶克久しく出でずして、夫人に告げて曰く、「國子、我を謫（せ）む。」と。夫人怒る。國子、靈公を相けて以て會し、高・鮑處守す。還りて將に至らんとするに及び、門を閉じて客を索む。孟子之を訴へて曰く、「高・鮑將に君を納れずして公子角を立てんとす、國子之を知る。」と。秋七月壬寅、鮑牽を別（あし

き)りて高無咎を逐う。無咎、莒に奔る。高弱、盧を以て叛く。齊人來りて鮑國を召して之を立つ。初め、鮑國、鮑氏を去りて來たりて施孝叔の臣と爲る。施氏、宰を卜す、匡句須吉なり。施氏の宰は百室の邑有り。匡句須に邑を與えて宰爲らしめ、以て鮑國に讓りて邑を致す。施孝叔曰く、「子、實に吉なり。」と。對へて曰く、「能く忠良に與うれば、吉孰れか焉より大ならん。」と。鮑國、施氏を相けて忠なり、故に齊人取りて以て鮑氏の後と爲す。仲尼曰く、「鮑莊子の知は葵に如かず、葵すら猶お能く其の足を衛る。」と。

魯の施氏の宰に指名された匡句須は、鮑國に「讓」ったが、鮑國は施氏をたすけて「忠」だったとある。彼はそのおかげで鮑氏の宗主となったのである。

(左傳襄公九—A) 秦景公使士雎乞師于楚、將以伐晉。楚子許之。子囊曰、不可、當今吾不能與晉爭。晉君類能而使之、舉不失選、官不易方。其卿讓於善、其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於農穡、商工阜隸不知遷業。韓厥老矣、知罃稟焉以爲政。范匄少於中行偃、而上之使佐中軍。韓起少於欒黶、而欒黶士魴上之使佐上軍。魏絳多功、以趙武爲賢、而爲之佐。君明臣忠、上讓下競。當是時也、晉不可敵、事之而後可。君其圖之。王曰、吾既許之矣。雖不及晉、必將出師。秋、楚子師于武城、以爲秦援。秦人侵晉。晉饑、弗能報也。

秦の景公、士雎をして師を楚に乞はしめ、將に以て晉を伐たんとす。楚子之を許す。子囊曰く、「不可なり、當今、吾、晉と争ふこと能はず。晉君、能を類して之を使い、舉は選を失わず、官は方を易えず。其の卿は善に讓り、其の大夫は守を失わず、其の士は教を競い、其の庶人は農穡に力め、商工阜隸は業を遷すを知らず。韓厥老し、知罃稟けて以て政を爲す。范匄は中行偃より少きも、之を上にして中軍に佐たらしむ。韓起は欒黶より少きも、欒黶・士魴、之を上にして上軍に佐たらしむ。魏絳は功多きも、趙武を以て賢と爲して、之が佐爲らしむ。

君明に臣忠に、上讓り下競う。是の時に當りて、晉は敵すべからず、之に事えて而る後に可なり。君其れ之を圖れ。」と。王曰く、「吾既に之を許せり。晉に及ばずと雖も、必ず將に師を出ださんとす。」と。秋、楚子、武城に師し、以て秦の援けを爲す。秦人、晉を侵す。晉饑え、報ゆること能わざればなり。

楚の子囊が、楚が晉を討伐するのはよくないという文脈で、晉の卿は「善」なる者に「讓」り、上位者は「讓」であるといっている。その實例として、韓厥（獻子）の引退後、中行偃（獻子）がより若い范匄（宣子）に中軍の佐を、欒黶（桓子）・士魴が韓起（宣子）に上軍の佐を、功績の多い魏絳が趙武を「賢」として新軍の將を讓ったことが述べられている。また、晉君が「能を類して之を使う」、すなわち人材を適材適所に用いるともある。

（左傳襄公一三—A）荀罃士魴卒。晉侯蒐于綿上以治兵、使士匄將中軍。辭曰、伯游長。昔臣習於知伯、是以佐之、非能賢也。請從伯游。荀偃將中軍、士匄佐之。使韓起將上軍、辭以趙武。又使欒黶、辭曰、臣不如韓起。韓起願上趙武、君其聽之。使趙武將上軍、韓起佐之。欒黶將下軍、魏絳佐之。新軍無帥。晉侯難其人、使其什吏率其卒乘官屬、以從於下軍、禮也。晉國之民是以大和、諸侯遂睦。君子曰、讓、禮之主也。范宣子讓、其下皆讓。欒黶爲汰、弗敢違也。晉國以平、數世賴之、刑善也夫。一人刑善、百姓休和、可不務乎。書曰、一人有慶、兆民賴之、其寧惟永。其是之謂乎。周之興也、其詩曰、儀刑文王、萬邦作孚。言刑善也。及其衰也、其詩曰、大夫不均、我從事獨賢。言不讓也。世之治也、君子尚能而讓其下、小人農力以事其上。是以上下有禮、而讒慝黜遠。由不爭也、謂之懿德。及其亂也、君子稱其功以加小人、小人伐其技以馮君子。是以上下無禮、亂虐竝生。由爭善也、謂之昏德。國家之敝、恆必由之。

荀罃・士魴卒す。晉侯、綿上に蒐して以て治兵し、士匄をして中軍に將たらしむ。辭して曰く、「伯游長ぜり。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

昔、臣、知伯に習い、是を以て之に佐たり、能く賢なるに非ざるなり。請う伯游に従わん。」と。荀偃、中軍に將たり、士匄之に佐たり。韓起をして上軍に將たらしめ、辭するに趙武を以てす。又欒黶をせしめ、辭して曰く、「臣、韓起に如かず。韓起は趙武を上にと願う、君其れ之聽け。」と。趙武をして上軍に將たらしめ、韓起之に佐たり。欒黶、下軍に將たり、魏絳之に佐たり。新軍帥無し。晉侯、其の人に難（なや）み、其の什吏をして其の卒乘官屬を率いて、以て下軍に従わしむるは、禮なり。晉國の民、是を以て大いに和し、諸侯遂に睦し。君子曰く、「讓は、禮の主なり。范宣子讓りて、其の下皆讓る。欒黶、汰爲るも、敢えて違わざるなり。晉國以て平らかに、數世之に頼（よ）る、善に刑るかな。一人善に刑れば、百姓休和す、務めざるべけんや。書に曰く、「一人慶有れば、兆民之に頼り、其れ寧く惟れ永し。」と。其れ是れを之れ謂うか。周の興るや、其の詩に曰く、『文王に儀刑し、萬邦孚を作す。』と。善に刑るを言うなり。其の衰うるに及ぶや、其の詩に曰く、『大夫均しからず、我事に從いて獨り賢なり。』と。讓らざるを言うなり。世の治まるや、君子は能を尚びて其の下に讓り、小人は力を農（つと）めて以て其の上に事う。是を以て上下禮有りて、讒慝黜き遠ざかる。争わざるに由るなり、之を懿徳と謂ふ。其の亂るるに及ぶや、君子は其の功を稱して以て小人を加（し）ぎ、小人は其の技を伐（は）こりて以て君子を馮（し）ぐ。是を以て上下禮無く、亂虐竝びに生ず。善を争うに由るなり、之を昏徳と謂う。國家の敝は、恆に必ず之に由る。」と。

君子の評言で、「讓」は「禮」の主であり、范宣子が「讓」ったので、その下位者も皆「讓」り、『詩』大雅文王・小雅北山（「讓」らぬことをいう）を引用して、世の中が治まる時は君子が下位者に「讓」ると述べている。その前提となる説話では、士匄（范宣子）が自分を「賢」ではないとして荀偃（中行獻子）に中軍の將を、韓起（宣子）が

趙武に上軍の將を讓つた。これは「禮」に適い、晉國の民は大いに和し、諸侯と睦まじくなつたという。また、世の治まっている状態では、君子は「能」を「尚」んで下位者に「讓」るともある。徳目としての「讓」も述べられているが、中心となっている主題から「役職」に含めておく。以上、「役職」の「讓」である。

(左傳隱公一一—三) 鄭伯將伐許。五月甲辰、授兵於大宮。公孫闕與潁考叔爭車。潁考叔挾輶以走、子都拔棘以逐之、及大逵。弗及。子都怒。秋七月、公會齊侯鄭伯伐許。庚辰、傅于許。潁考叔取鄭伯之旗螿弧以先登。子都自下射之、顛。瑕叔盈又以螿弧登、周麾而呼曰、君登矣。鄭師畢登。壬午、遂入許。許莊公奔衛。齊侯以許讓公。公曰、君謂許不共、故從君討之。許既伏其罪矣。雖君有命、寡人弗敢與聞。乃與鄭人。

鄭伯、將に許を伐たんとす。五月甲辰、兵を大宮に授く。公孫闕、潁考叔と車を争う。潁考叔、輶を挟みて以て走り、子都、棘を抜きて以て之を逐い、大逵に及ぶ。及ばず。子都怒る。秋七月、公齊侯・鄭伯に會して許を伐つ。庚辰、許に傳(つ)く。潁考叔、鄭伯の旗螿弧を取りて以て先登す。子都、下より之を射て、顛る。瑕叔盈、又螿弧を以て登り、周く麾(さしまね)きて呼びて曰く、「君登れり。」と。鄭師、畢く登る。壬午、遂に許に入る。許の莊公、衛に奔る。齊侯、許を以て公に讓る。公曰く、「君、許を不共と謂う、故に君に従いて之を討つ。許、既に其の罪に伏せり。君、命有りと雖も、寡人、敢えて與り聞かず。」と。乃ち鄭人に與う。

鄭の莊公が齊・魯と共に許を討伐し、許に入城した。齊侯(僖公)が魯の隱公に讓り、隱公は更に鄭に與えたところ。その後、鄭の莊公は許莊公の弟である許叔を許の東部に居らせ、鄭の大夫公孫闕にその西部に鄭莊公の死ぬ時まで居らせ、許の土地を保全させた。その直後に君子が鄭莊公を行爲を「有禮」と評している。「財産」の「讓」に含めておく。

(左傳襄公二六—C) 鄭伯賞入陳之功。三月甲寅朔、享子展、賜之先路三命之服、先八邑。賜子產次路再命之服、先六邑。子產辭邑曰、自上以下、降殺以兩、禮也。臣之位<sup>レ</sup>在四、且子展之功也。臣不敢及賞禮、請辭邑。公固予之、乃受三邑。公孫揮曰、子產其將知政矣。讓不失禮。

鄭伯、陳に入るの功を賞す。三月甲寅朔、子を享し展、之に先路三命の服を賜い、八邑に先んず。子産に次路再命の服を賜い、六邑に先んず。子産、邑を辭して曰く、「上自り以下、降殺兩を以てするは、禮なり。臣の位は四に在り、且つ子展の功なり。臣、敢えて賞禮に及ばず、請う邑を辭せん。」と。公、固く之に予へ、乃ち三邑を受く。公孫揮曰く、「子産は其れ將に政を知(つかさど)らんとす。讓りて禮を失わず。」と。

鄭の子産(公孫僑)が功績に伴つて與えられた邑を辭退したことに對して、公孫揮の預言があり、子産は「讓」で「禮」を失しないので、政權に與かるだろうと預言されている。徳目としての性格もあるが、「財産」の「讓」に含めておく。

(左傳昭公一〇—C) 欒施高彊來奔。陳鮑分其室。晏子謂桓子、必致諸公。讓德之主也。讓之謂懿德。凡有血氣、皆有爭心、故利不可強、思義爲愈。義利之本也。蘊利生孽。姑使無蘊乎。可以滋長。桓子盡致諸公、而請老于莒。桓子召子山、私具幄幕器用從者之衣履、而反棘焉。子商亦如之、而反其邑、子周亦如之、而與之夫子。反子城子公公孫捷、而皆益其祿。凡公子公孫之無祿者、私分之邑、國之貧約孤寡者、私與之粟。曰、詩云、陳錫載周。能施也。桓公是以霸。公與桓子莒之旁邑。辭。穆孟姬爲之請高唐、陳氏始大。

欒施・高彊來奔す。陳・鮑、其の室を分かつ。晏子、桓子に謂う、「必ず諸を公に致せ。讓は徳の主なり。讓を之れ懿徳と謂う。凡そ血氣有るは、皆爭心有り、故に利は強うべからず、義を思ふを愈(まさ)ると爲す。義は

利の本なり。利を蘊（たくわ）うれば孽（わざわい）を生ず。姑らく蘊（たくわ）うること無からしめんか。以て滋長すべし。」と。桓子、盡く諸を公に致して、請いて莒に老す。桓子、子山を召し、私かに幄幕・器用・従者の衣履を具えて、棘を反す。子商も亦之の如くして、其の邑を反し、子周も亦之の如くして、之に夫手を與う。子城・子公・公孫捷を反して、皆其の祿を益す。凡そ公子・公孫の祿無き者には、私かに之に邑を分ち、國の貧約孤寡なる者には、私かに之に粟を與う。曰く、「詩に云う、『陳錫して周を載す。』とは、能く施すなり。桓公是を以て霸たり。」と。公、桓子に莒の旁邑を與う。辭す。穆孟姬、之が爲めに高唐を請い、陳氏始めて大なり。

齊の陳氏強大化の始まりをいう説話である。陳・鮑氏が欒・高氏を打倒してその「室」を分割しようとする、晏平仲（晏嬰）が陳桓子（無字）に、「讓」は「德」の主であり、「懿德」というからと述べ、景公にその「室」を差し出すことをすすめたとある。陳桓子はそのようにしたが、欒・高氏から邑をとりあげられた者に返還しており、また陳桓子も景公の母である穆孟姬の要請で、高唐という邑を得ている。以上、「財産」の「讓」である。

（左傳莊公二七一A）晉侯將伐虢。士蔣曰、不可。虢公驕。若驟得勝於我、必棄其民。無衆而後伐之、欲禦我、其誰與。夫禮樂慈愛、戰所畜也。夫民讓事樂和愛親哀喪、而後可用也。虢弗畜也。亟戰、將饑。

晉侯、將に虢を伐たんとす。士蔣曰く、「不可なり。虢公驕る。若し驟（しば）しば我に勝つことを得れば、必ず其の民を棄てん。衆無くして而る後に之を伐たば、我を禦がんと欲するも、其れ誰か與せん。夫れ禮樂慈愛は、戰の畜うる所なり。夫れ民、事を讓り、和を樂しみ、親を愛し、喪を哀しみて、而る後に用うべきなり。虢畜えざるなり。亟しば戰わば、將に饑えんとす。」と。

ここの「讓」は、民に關することであり、民が事を「讓」りあうのが、樂和・愛親・哀喪と共に「禮」だと述べて

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について



いる。この「讓」は一般的な「ゆずり」に近いようであるが、樂和・愛親・哀喪と共に「禮」とされている。ゆずる対象があるので、「その他」の「讓」としておく。

(左傳隱公九—A) 北戎侵鄭。鄭伯禦之、患戎師曰、彼徒我車、懼其侵軼我也。公子突曰、使勇而無剛者、嘗寇而速去之。君爲三覆以待之。戎輕而不整、貪而無親。勝不相讓、敗不相救。先者見獲、必務進。進而遇覆、必速奔。後者不救、則無繼矣。乃可以逞。從之。戎人之前遇覆者奔。祝聃逐之、衷戎師、前後擊之盡殪。戎師大奔。十一月甲寅、鄭人大敗戎師。

北戎、鄭を侵す。鄭伯之を禦ぎ、戎の師を患えて曰く、「彼は徒、我は車、其の我を侵軼せんことを懼るるなり。」と。公子突曰く、「勇にして剛無き者をして、寇を嘗(こころ)みて速かに之を去らしめん。君、三覆を爲して以て之を待て。戎は軽くして整わず、貪りて親無し。勝ちて相讓らず、敗れて相救わず。先なる者、獲べきを見れば、必ず務めて進まん。進みて覆に遇わば、必ず速かに奔らん。後なる者、救わずんば、則ち繼ぐもの無からん。乃ち以て逞(こころよ)くすべし。」と。之に従う。戎人の前(すす)みて覆に遇う者奔る。祝聃、之を逐い、戎の師を衷(うち)にして、前後より之を撃ちて盡く殪す。戎の師大いに奔る。十一月甲寅、鄭人大いに戎の師を敗る。

鄭の公子突が、戎は、戦いに勝利すれば互いに「讓」らないものだとして述べている。戎狄について同様の意味内容を述べた文が、『國語』周語中、周定王の會話文にもみられる。戎狄の性質について述べられたところであり、「徳目」としての「讓」に含めておく。

(左傳僖公二—B・C) 王以戎難故、討王子帶。秋、王子帶奔齊。冬、齊侯使管夷吾平戎于王、使隰朋平戎于晉。



王以上卿之禮饗管仲。管仲辭曰、臣、賤有司也。有天子之二守國高在。若節春秋、來承王命、何以禮焉。陪臣敢辭。王曰、舅氏、余嘉乃勳、應乃懿德、謂督不忘。往踐乃職、無逆朕命。管仲受下卿之禮而還。君子曰、管氏之世祀也宜哉。讓不忘其上。詩曰、愷悌君子、神所勞矣。

王、戎の難を以ての故に、王子帶を討つ。秋、王子帶齊に奔る。冬、齊侯、管夷吾をして戎を王に平らげしめ、隰朋をして戎を晉に平らげしむ。王、上卿の禮を以て管仲を饗す。管仲辭して曰く、「臣は、賤しき有司なり。天子の二守國・高の在る有り。若し春秋を節とし、來りて王命を承けば、何を以て禮せん。陪臣敢へて辭す。」と。王曰く、「舅氏、余、乃の勳を嘉し、乃の懿德に應（むく）い、督（あつ）く忘れざらんと謂（おも）う。往きて乃の職を踐（ふ）み、朕が命に逆うこと無かれ。」と。管仲、下卿の禮を受けて還る。君子曰く、「管氏の世よ祀らるるや、宜なるかな。讓りて其の上を忘れず。詩に曰く、『愷悌の君子、神の勞わる所。』」と。

君子の評言で、管仲が「讓」であつて「上」の國氏・高氏という國君一族の世族のことを忘れないとある。

（左傳文公一一）穆伯如齊。始聘焉、禮也。凡君即位、卿出并聘、踐修舊好、要結外援、好事鄰國、以衛社稷。忠信卑讓之道也。忠、德之正也。信、德之固也。卑讓、德之基也。

穆伯齊に如く。始めて聘するは、禮なり。凡そ君、位に即けば、卿出でて並び聘し、舊好を踐修し、外援を要結し、鄰國に好事し、以て社稷を衛る。忠・信・卑讓の道なり。忠は、德の正なり。信は、德の固なり。卑讓は、德の基なり。

ここは凡例として、鄰國と好を通じて社稷を衛ることは「忠」・「信」の道であると共に「卑讓」の道であり、「卑讓」は德の基盤としている。凡例の對象となつている事件は、魯の穆伯が文公即位後、齊に使節として訪れたことで

ある。

(左傳昭公二二) 叔弓聘于晉、報宣子也。晉侯使郊勞。辭曰、寡君使弓來繼舊好、固曰、女無敢爲賓。徹命於執事、敝邑弘矣、敢辱郊使。請辭。致館。辭曰、寡君命下臣來繼舊好、好合使成、臣之祿也。敢辱大館。叔向曰、子叔子知禮哉。吾聞之曰、忠信、禮之器也。卑讓、禮之宗也。辭不忘國、忠信也。先國後己、卑讓也。詩曰、敬慎威儀、以近有德。夫子近德矣。

叔弓、晉に聘するは、宣子に報ゆるなり。晉侯、郊勞せしむ。辭して曰く、「寡君、弓をして來りて舊好を繼がしめ、固く曰く、『女、敢えて賓と爲る無かれ。』と。命を執事に徹すれば、敝邑の弘なり、敢えて郊使を辱なくせんや。請う辭せん。」と。館を致す。辭して曰く、「寡君、下臣に命じて來りて舊好を繼がしむ、好み合し使い成らば、臣の祿なり。敢えて大館を辱なくせんや、と。」叔向曰く、「子叔子は禮を知るかな。吾之を聞きて曰く、『忠信は、禮の器なり。卑讓は、禮の宗なり。』と。辭、國を忘れざるは、忠信なり。國を先にして己を後にするは、卑讓なり。詩に曰く、『威儀を敬慎し、以て有德に近づく。』と。夫子は德に近し。」と。

晉の叔向の評言で、「卑讓」は「禮」の根本であり、魯の叔弓（子叔子）が晉のもてなしを辭退したのは、國を先にして己を後にしたことで「卑讓」だと述べられている。

(左傳定公五—D) 楚子入于郢。初、鬬辛聞吳人之爭宮也、曰、吾聞之、不讓、則不和。不和、不可以遠征。吳爭於楚、必有亂。有亂、則必歸、焉能定楚。

楚子、郢に入る。初め、鬬辛、吳人の宮を争うを聞くや、曰く、「吾之を聞けり、『讓らざれば、則ち和せず。和せざれば、以て遠征すべからず。』と。吳、楚に争うは、必ず亂有り。亂有れば、則ち必ず歸る、焉んぞ能く楚

を定めん。」と。

呉が楚の郢を占領した時、呉の人が宮殿のことで争ったことを聞いて、鬬辛が「讓」らなければ「和」することはなく、「和」することがなければ遠征できないといって、呉の占領が失敗に終わることを預言している。以上、「徳目」としての「讓」である。

「儀禮」二、「君位」六、「妻」一、「役職」五、「財産」三、「その他」一、「徳目」五例である。まず君位繼承に關する事例についていえば、いずれも父から嫡子へのもではなく、血縁關係者への「讓」であり、六件中三件が未遂である。既遂のもので後難のないのは、襄公七年の晉の韓氏と哀公六年の楚の事例のみである。「讓」は「賢」・「仁」・「徳」であるけれども、「順」に反するとされ、「讓」を條件つきでたつとぶ。父から嫡子への繼承は、「讓」がなくても構わないということになる。

君位繼承以外の事例については、戎は「讓」らず、宋の穆公のような「讓」る者は「賢」であり、晉の卿は「善」者に「讓」り、上位者は「讓」を行う。功績の多い魏絳が趙武を「賢」として新軍の將を「讓」る。晉君は「能を類して之を使う」（人材を適材適所に用いる）。「讓」は「禮」の主、世の中が治まる時は君子が下位者に「讓」る。范宣子が自分を「賢」ではないとして中行獻子に中軍の將を「讓」る。これらは「禮」である。世の治まっている状態では、君子は「能」を「尚」んで下位者に「讓」る。「讓」は「徳」の主、「懿徳」である。先にみたように、『孟子』の「辭」讓」は「禮」と、『荀子』の「讓」は「禮」と結びつき、「賢」に「讓」るものであって、『左傳』の用法とは共通点がある。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

ところで小倉芳彦は、『左傳』の「徳」について、筋の展開に挿入されている演説的な部分や、「君子曰」や本文の句法についての説明的な部分における用法は、『左傳』で事件の推移を比較的忠實に傳えていると思われる實録風の部分におけるそれとは異なることを指摘している。すなわち前者では、「徳」は金文の「省」と關係するような「徳」に通じる用例であるが、後者では「徳」は、「刑・力」と竝列的な概念、そしてそれらから切り離された孤立的な概念として用いられる場合、内面的徳性の意味や哲學的思索の對象として抽象化されて用いられる場合、恩恵を與えたり感じたりする意味で用いられる場合があるという。<sup>(49)</sup> 前者の部分は説話の地の文、後者の部分は説話の會話文・凡例・君子の評言にほぼ相當する。『左傳』における「徳」と「讓」のあり方は、共通するものをもっていることが想定される。「讓」についていえば、春秋時代以前の金文には「ゆずり」に關連するような表現はほとんどみられず、「禪讓」に關する表現がみられるのは戰國時代の中山王諸器である。『左傳』説話の地の文にみられるような「ゆずり」行爲は、春秋時代にあつても存在しただろうが、その會話文・「君子曰」・「凡例」にみられるような内容であつたかは疑問とせねばならない。後者の「讓」が、『孟子』や『荀子』の「讓」と共通性をもつという點からも、このことは傍證される。

また、單に君位や財産を「讓」つたり、「揖讓」を行つたりすることを示す事實は、説話の地の文にもみられる。しかし、それらの行爲を含む「讓」に關する具體的な解説は、説話の會話文・凡例・君子の評言にしかみられない。「卑讓」という熟語が「忠」・「信」や「徳」と一緒に説明される場所も同様である。これは『左傳』で「讓」という行爲の性格・内容が述べられている場合、また特に「卑讓」という熟語として論じられる場合は、その後代性についてかなり注意する必要があることを意味する。<sup>(50)</sup>

つまり、「揖讓」のような儀禮的行爲や、「讓」として描かれる行爲は、春秋時代以前に遡り得るものであろう。しかし、「賢」・「仁」・「徳」・「禮」と結びつけて説明されるような「讓」や熟語となった「卑讓」は、『左傳』の編纂時期に下るものではないかと考えられるのである。これは、『左傳』において、「讓」とはいかなるものかと説明されている言葉でもって、春秋時代以前にも存在したであろう「ゆずり」行爲を語ることはできないことを意味する。春秋時代以前の古い「讓」と、『左傳』編纂期以降の「讓」とは分けて考える必要があることになる。

それでは春秋三傳の中、『左傳』以外の『公羊傳』・『穀梁傳』についてもみておこう。これらにおける「讓」字は、『左傳』に比してさほど多くはない。まずは『公羊傳』である。

(公羊傳隱公一一四) 冬十有一月壬辰、公薨。何以不書葬。隱之也。何隱爾。弑也。弑則何以不書葬。春秋君弑、賊不討、不書葬、以爲無臣子也。子沈子曰、君弑、臣不討賊、非臣也。子不復讎、非子也。葬、生者之事也。春秋君弑、賊不討、不書葬、以爲不繫乎臣子也。公薨何以不地。不忍言也。隱何以無正月。隱將讓乎桓、故不有其正月也。

冬十有一月壬辰、公薨ず。何を以て葬を書せざる。之を隱すなり。何ぞ隱す。弑せらるるなり。弑せらるれば則ち何を以て葬を書せざる。春秋は君弑せられ、賊討たれずんば、葬を書せず、以て臣子無しと爲せばなり。子沈子曰く、「君弑せられ、臣、賊を討たずんば、臣に非ざるなり。子、復讎せざれば、子に非ざるなり。葬は、生者の事なり。春秋は君弑せられ、賊討たれずんば、葬を書せず、以て臣子に繫らずと爲せばなり。」と。公薨じ、何を以て地あらざる。言うに忍びざればなり。隱、何を以て正月無し。隱、將に桓に讓らんとす、故に其の正月

有らざるなり。

魯の隱公が桓公に「讓」ろうとしたので、隱公に正月がないとしている。隱公から桓公への繼承については、「穀梁傳」も「讓」の言葉を用いている。

(公羊傳僖公二八——二六) 晉人執衛侯歸之于京師。歸之于者何。歸之于者罪已定矣。歸之于者罪未定也。罪未定、則何以得爲伯討。歸之于者、執之于天子之側者也、罪未定已可知矣。歸之于者、非執之于天子之側者也、罪未定未可知也。衛侯之罪何。殺叔武也。何以不書。爲叔武諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎叔武。讓國也。其讓國奈何。文公逐衛侯而立叔武、叔武辭立而他人立、則恐衛侯之不得反也。故於是已立、然後爲踐土之會、治反衛侯。衛侯得反曰、叔武篡我。元咺爭之曰、叔武無罪。終殺叔武、元咺走而出。此晉侯也、其稱人何。貶。曷爲貶。衛之禍、文公爲之也。文公爲之奈何。文公逐衛侯而立叔武、使人兄弟相疑。放乎殺母弟者、文公爲之也。晉人、衛侯を執えて之を京師に歸る。歸之于とは何ぞ。歸之于とは罪已に定まり、歸之于とは罪未だ定まらざるなり。罪未だ定まらざれば、則ち何を以て伯討と爲すを得るか。歸之于とは、之を天子の側に執える者なり、罪定まる定まらざる未だ知るべからざるなり。衛侯の罪は何ぞ。叔武を殺すなり。何を以て書せざる。叔武の爲めに諱むなり。春秋は賢者の爲めに諱む。何ぞ叔武を賢とする。國を讓ればなり。其れ國を讓るは奈何。文公、衛侯を逐いて叔武を立てんとし、叔武、立つを辭して他人立てば、則ち衛侯の反るを得ざらんことを恐るるなり。故に是に於て已に立ち、然る後に踐土の會を爲し、衛侯を反すを治(もと)む。衛侯反るを得て曰く、「叔武、我を篡う。」と。元咺、之を争いて曰く、「叔武は罪無し。」と。終に叔武を殺し、元咺、走りて出づ。此れ晉侯なり、其れ人

と稱するは何ぞ。貶するなり。曷爲れぞ貶する。衛の禍、文公、之を爲せばなり。文公、之を爲すは奈何。文公、衛侯を逐いて叔武を立て、人の兄弟をして相疑わしむ。母弟を殺すに放(いた)る者は、文公、之を爲すなり。

晉の文公が衛の成公を追い払つてその母弟の叔武を君位につけようとしたが、叔武は斷つて國を「讓」り、他人を衛侯に立てたとある。叔武は成公に殺されているが、傳文では國を「讓」つたために「賢」とされている。

(公羊傳襄公二九—八) 吳子使札來聘。吳無君無大夫、此何以有君有大夫。賢季子也。何賢乎季子。讓國也。其讓國奈何。謁也餘祭也夷昧也與季子同母者四。季子弱而才、兄弟皆愛之、同欲立之以爲君。謁曰、今若是淫而與季子國、季子猶不受也。請無與子而與弟、弟兄迭爲君、而致國乎季子。皆曰、諾。故諸爲君者、皆輕死爲勇、飲食必祝曰、天苟有吳國、尚速有悔於予身。故謁也死、餘祭也立。餘祭也死、夷昧也立。夷昧也死、則國宜之季子者也。季子使而亡焉。僚者長庶也、即之。季子使而反、至而君之爾。闔廬曰、先君之所以不與子國而與弟者、凡爲季子故也。將從先君之命與、則國宜之季子者也。如不從先君之命與、則我宜立者也。僚惡得爲君乎。於是使專諸刺僚、而致國乎季子。季子不受曰、爾弑吾君。吾受爾國、是吾與爾爲篡也。爾殺吾兄。吾又殺爾、是父子兄弟相殺、終身無已也。去之延陵、終身不入吳國。故君子以其不受爲義、以其不殺爲仁。賢季子則吳何以有君有大夫。以季子爲臣、則宜有君者也。札者何。吳季子之名也。春秋賢者不名、此何以名。許夷狄者不壹而足也。季子者所賢也、曷爲不足乎季子。許人臣者必使臣、許人子者必使子也。吳子、札をして來聘せしむ。吳は君無く大夫無し、此れ何を以て君有り大夫有りや。季子を賢とするなり。何ぞ季子を賢とする。國を讓ればなり。其れ國を讓るは奈何。謁と餘祭と夷昧と季子と同母なる者四あり。季子弱く



して才あり、兄弟皆之を愛し、同じく之を立てて以て君と爲さんと欲す。謁曰く、「今、若し是れ進にして季子に國を與うれば、季子、猶お受けざるがごときなり。請う、子に與える無くして弟に與え、弟兄迭いに君と爲りて、國を季子に致さん。」と。皆曰く、「諾。」と。故に諸の君と爲す者、皆死を輕んじ勇を爲し、飲食して必ず祝（ねが）いて曰く、「天、苟も呉國有らば、尚お速やかに子が身に悔有れ。」と。故に謁や死して、餘祭や立つ。餘祭や死して、夷昧や立つ。夷昧や死すれば、則ち國は宜しく季子に之くべき者なり。季子使して亡し。僚は長庶なり、之に即く。季子使して反り、至りて之を君とす。闔廬曰く、「先君の子に國を與えずして弟に與うる所以の者は、凡そ季子の爲めの故なり。將に先君の命に従わんとすれば、則ち國は宜しく季子に之くべき者なり。如し先君の命に従わざれば、則ち我宜しく立つべき者なり。僚、惡んぞ君爲るを得んや。」と。是に於いて專諸をして僚を刺さしめて、國を季子に致さんとす。季子、受けずして曰く、「爾、吾が君を弑す。吾、爾が國を受くれば、是れ吾と爾と篡を爲すなり。爾、吾が兄を殺す。吾、又爾を殺さば、是れ父子兄弟相殺し、終身已む無きなり。」と。去りて延陵に之き、終身呉國に入らず。故に君子は其の受けざるを以て義と爲し、其の殺さざるを以て仁と爲す。季子を賢とすれば則ち呉は何を以て君有り大夫有りや。季子を以て臣と爲せば、則ち宜しく君有るべき者なり。札とは何ぞ。呉の季子の名なり。春秋は賢者は名いわず、此れ何を以て名いう。夷狄を許（進）むる者は壹にせずして足るなり。季子は賢とする所なり、曷爲れぞ季子すら足らざる。人臣を許むる者は必ず臣たらしめ、人の子を許むる者は必ず子たらしむればなり。

ここでも國を「讓」つたために呉の季札が「賢」とされている。

（公羊傳昭公二〇——）夏、曹公孫會自鄆出奔宋。奔未有言自者、此其言自何。畔也。畔則曷爲不言其畔。爲公子



喜時之後諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎公子喜時。讓國也。其讓國奈何。曹伯廬卒于師、則未知公子喜時從與、公子負芻從與。或爲主于國、或爲主于師。公子喜時見公子負芻之當主也、逡巡而退。賢公子喜時、則曷爲爲會諱。君子之善善也長、惡惡也短。惡惡止其身、善善及子孫。賢者子孫、故君子爲之諱也。

夏、曹公の孫會、鄭より宋に出奔す。奔は未だ自を言う者有らず、此れ其れ自を言うは何ぞ。畔ければなり。畔けば則ち曷爲れぞ其の畔くを言わざる。公子喜時の後の爲めに諱むなり。春秋は賢者の爲めに諱む。何ぞ公子喜時を賢とするか。國を讓ればなり。其れ國を讓るは奈何。曹伯廬、師に卒すれば、則ち未だ公子喜時の從うか、公子負芻の從うかを知らず。或いは國に主と爲り、或いは師に主と爲る。公子喜時、公子負芻の當に主たるべきを見るや、逡巡して退く。公子喜時を賢とすれば、則ち曷爲れぞ會の爲めに諱む。君子の善を善しとするや長く、惡を惡むや短し。惡を惡むは其の身に止まり、善を善しとするは子孫に及ぶ。賢者の子孫、故に君子は之が爲めに諱むなり。

（こ）も國を「讓」つた者が「賢」とされる事例である。

（公羊傳昭公三十一上）冬、黒弓以濫來奔。文何以無邾婁。通濫也。曷爲通濫。賢者子孫宜有地也。賢者孰謂。謂叔術也。何賢乎叔術。讓國也。其讓國奈何。當邾婁顏之時、邾婁女有爲魯夫人者、則未知其爲武公與懿公與。孝公幼。顏淫九公子于宮中、因以納賊、則未知其爲魯公子與邾婁公子與。臧氏之母養公者也。君幼則宜有養者、大夫之妾士之妻、則未知臧氏之母者曷爲者也。養公者必以其子入養。臧氏之母聞有賊、以其子易公、抱公以逃。賊至、湊公寢而弑之。臣有鮑廣父與梁賈子者、聞有賊、趨而至。臧氏之母曰、公不死也、在是。吾以吾子易公矣。於是負孝公之周訴天子。天子爲之誅顏而立叔術、反孝公于魯。顏夫人者、嫗盈女也、國色也。其言曰、有能爲我

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

殺殺顔者、吾爲其妻。叔術爲之殺殺顔者而以爲妻。有子焉、謂之盱。夏父者、其所爲有於顔者也。盱幼而皆愛之。食必坐二子於其側而食之、有珍怪之食、盱必先取足焉。夏父曰、以來。人未足而盱有餘。叔術覺焉曰、嘻。此誠爾國也夫。起而致國于夏父。夏父受而中分之、叔術曰、不可。三分之、叔術曰、不可。四分之、叔術曰、不可。五分之、然後受之。公扈子者、邾婁之父兄也、習乎邾婁之故、其言曰、惡有言人之國賢若此者乎。誅顔之時、天子死、叔術起而致國于夏父。當此之時、邾婁人常被兵于周曰、何故死吾天子。通濫則文何以無邾婁。天下未有濫也。天下未有濫、則其言以濫來奔何。叔術者、賢大夫也。絶之則爲叔術不欲絶、不絶則世大夫也。大夫之義不得世、故於是推而通之也。

冬、黒弓濫を以て來奔す。文、何を以て邾婁無きか。濫を通ずるなり。曷爲れぞ濫を通ずる。賢者の子孫は宜しく地を有つべきなればなり。賢者は孰か謂う。叔術を謂うなり。何ぞ叔術を賢とする。國を讓ればなり。其れ國を讓るは奈何。邾婁の顔の時に當り、邾婁の女に魯の夫人と爲る者有り、則ち未だ其の武公たるか懿公爲るかを知らず。孝公幼し。顔、九公子と宮中に淫し、因りて以て賊を納る、則ち未だ其の魯公子たるか邾婁公子爲るかを知らず。臧氏の母は公を養う者なり。君幼ければ則ち宜しく養う者有るべく、大夫の妾・士の妻なり、則ち未だ臧氏の母なる者の曷爲る者なるかを知らざるなり。公を養う者は必ず其の子を以て入り養う。臧氏の母、賊有るを聞き、其の子を以て公に易え、公を抱え以て逃ぐ。賊至り、公の寢に湊きて之を弑す。臣に鮑廣父と梁買子なる者と有り、賊有るを聞き、趨りて至る。臧氏の母曰く、「公、死せざるなり、是に在り。吾、吾が子を以て公に易うるなり。」と。是に於て孝公を負いて周に之き天子に訴う。天子、之が爲めに顔を誅して叔術を立て、孝公を魯に反す。顔夫人とは、嬀盈の女なり、國色なり。其の言に曰く、「能く我が爲めに顔を殺す者を殺す有

らば、吾、其の妻と爲らん。」と。叔術、之が爲めに顔を殺す者を殺して以て妻と爲す。子有り、之を盱と謂う。夏父とは、其の顔に有せらるる所の者なり。盱、幼くして皆之を愛す。食すれば必ず二子を其の側に坐して之を食ひ、珍怪の食有らば、盱、必ず先づ足を取る。夏父曰く、「以て來れ。人未だ足らずして盱、餘有り。」と。叔術焉を覺りて曰く、「嘻。此れ誠に爾の國なるかな。」と。起ちて國を夏父に致す。夏父受けて之を中分するに、叔術曰く、「不可なり。」と。之を三分するに、叔術曰く、「不可なり。」と。之を四分するに、叔術曰く、「不可なり。」と。之を五分し、然る後に之を受く。公扈子とは、邾婁の父兄なり、邾婁の故に習い、其の言に曰く、「惡んぞ人の國の賢、此の若しと云う者有らんや。顔を誅するの時、天子死し、叔術起ちて國を夏父に致す。此の時に當り、邾婁の人、常に兵を周に被りて曰く、「何の故に吾が天子を死（ころ）すか。」と。濫を通ずれば則ち文、何を以て邾婁無きか。天下未だ濫有らざればなり。天下未だ濫有らざれば、則ち其の「以濫來奔」と言うは何ぞ。叔術とは、賢大夫なり。之を絶てば則ち叔術の爲めに絶つを欲せず、絶たざれば則ち大夫を世（よ）にするなり。大夫の義は世にするを得ず、故に是に於いて推して之を通ずるなり。ここでも國を「讓」つた者は「賢」である。以上、「君位」の「讓」である。

（公羊傳莊公六一五）冬、齊人來歸衛寶。<sup>(33)</sup>此衛寶也、則齊人曷爲來歸之。衛人歸之也。衛人歸之、則其稱齊人何。讓乎我也。其讓乎我奈何。齊侯曰、此非寡人之力、魯侯之力也。

冬、齊人來りて衛の寶を歸る。此れ衛の寶なれば、則ち齊人曷爲來りて之を歸る。衛人、之を歸るなり。衛人、之を歸れば、則ち其れ齊人と稱するは何ぞや。我に讓ればなり。其れ我に讓るは奈何。齊侯曰く、「此れ寡人の力に非ず、魯侯の力なり。」と。

齊の人が衛の寶を歸したという經文について、實際は衛の人が歸したのであるが、齊侯が魯侯の力によると述べたため、魯に「讓」つたと解釋したから齊人が歸したと書したことをいう。なお『左傳』では、文姜が齊侯に頼んだからということとされている。「財産」の「讓」である。

「君位」五、「財産」一例である。『公羊傳』では、「讓」がみられる場面の六例中四例までが、「讓」國に關するものであり、その他一例も魯の隱公から桓公への「讓」であるから、いずれも國君の位を「讓」る事例である。このように、「公羊傳」における「讓」は、國・君位を「ゆずる」ことに用例が偏っている。

國を「讓」る者は全て「賢」とされる。『公羊傳』の文體からいって當然のことであるが、そうした文章がみられるのは、説明的な部分である。『公羊傳』では、『左傳』と同様に「讓」と「賢」とが結びついて現れており、「讓」る者も「賢」とされる。

次に『穀梁傳』である。用例は『公羊傳』同様に多くない。

（穀梁傳桓公二五一―）十有五年春二月、天王使家父來求車。古者諸侯時獻于天子以其國之所有。故有辭讓而無徵求。求車、非禮也。求金甚矣。

十有五年春二月、天王、家父をして來りて車を求めしむ。古は諸侯、時に天子に獻するに其の國の有つ所を以てす。故に辭讓有れども徵求無し。車を求むるは、禮に非ざるなり。金を求むるは甚し。

周王が魯に車を求めたことについて、いにしえは諸侯が天子に獻する場合、辭「讓」があっても徵求することはな

いからと、「非禮」と評價する。「儀禮」の「讓」としておく。

(穀梁傳隱公一一) 元年春王正月。雖無事、必舉正月、謹始也。公何以不言即位。成公志也。焉成之。言君之不取爲公也。君之不取爲公何也。將以讓桓也。讓桓正乎。曰不正。春秋成人之美、不成人之惡。隱不正而成之何也。將以惡桓也。其惡桓何也。隱將讓而桓弑之、則桓惡矣。桓弑而隱讓、則隱善矣。善則其不正焉何也。春秋貴義而不貴惠、信道而不信邪。孝子揚父之美、不揚父之惡。先君之欲與桓、非正也、邪也。雖然、既勝其邪心以與隱矣。己探先君之邪志而遂以與桓、則是成父之惡也。兄弟天倫也。爲子受之父、爲諸侯受之君。己廢天倫而忘君父、以行小惠、曰小道也。若隱者、可謂輕千乘之國。蹈道則未也。

元年春、王の正月。事無しと雖も、必ず正月を擧ぐるは、始めを謹めばなり。公、何を以て即位を言わざる。公の志を成すなり。焉にか之を成す。君の公と爲るを取らざるを言うなり。君の公と爲るを取らずとは何ぞや。將に以て桓に讓らんとするなり。桓に讓るは正ならんか。曰く、不正なり。春秋は人の美を成し、人の惡を成さず。隱、不正にして而して之を成すは何ぞや。將に以て桓を惡むなり。其れ桓を惡むとは何ぞや。隱、將に讓らんとして桓、之を弑すれば、則ち桓惡し。桓弑して隱讓れば、則ち善を隱す。善なれば則ち其れ焉を不正とするは何ぞや。春秋は義を貴びて惠を貴はず、道を信(のば)して邪を信さず。孝子は父の美を揚げて、父の惡を揚げず。先君の桓に與えんと欲するは、正に非ざるなり、邪なり。然りと雖も、既にして其の邪心に勝ちて以て隱に與う。己、先君の邪志を探りて遂に以て桓に與うれば、則ち是れ父の惡を成すなり。兄弟は天倫なり。子爲りて之を父に受け、諸侯爲りて之を君に受く。己にして天倫を廢して君父を忘れ、以て小惠を行ふ、曰く、小道なり。隱の若き者は、千乘の國を輕んずと謂うべし。道を蹈むこと則ち未だし。

魯の隱公が桓公に君位を「讓」ろうとしたことについて、「不正」としている。

(穀梁傳莊公九—二) 齊小白入于齊。大夫出奔反、以好日歸、以惡日入。齊公孫無知弑襄公、公子糾公子小白不能存、出亡。齊人殺無知而迎公子糾於魯。公子小白不讓公子糾、先入、又殺之于魯。故曰齊小白入于齊。惡之也。

齊の小白、齊に入る。大夫出奔して反るに、好を以てするを歸と曰い、惡を以てするを入と曰う。齊の公孫無知、襄公を弑し、公子糾・公子小白、存する能わず、出亡す。齊人、無知を殺して公子糾を魯より迎う。公子小白、公子糾に讓らず、先ず入り、又た之を魯に殺す。故に曰く、「齊の小白、齊に入る」と。之を惡むなり。

齊の公子小白（後の桓公）が齊に「入」という經文について、彼が公子糾に君位を「讓」らず、これを殺したので、このことを惡んだのだと述べている。以上、「君位」の「讓」である。

(穀梁傳襄公一九—九) 晉士匄帥師侵齊。至穀、聞齊侯卒、乃還。還者、事未畢之辭也。受命而誅、生死無所加其怒。不伐喪、善之也。善之則何爲未畢也。君不尸小事、臣不專大名。善則稱君、過則稱己、則民作讓矣。士匄外專君命、故非之也。然則爲士匄者宜奈何。宜埋帷而歸命乎介。

晉の士匄、師を帥いて齊を侵す。穀に至り、齊侯の卒するを聞き、乃ち還る。還るとは、事未だ畢らざるの辭なり。命を受けて誅するに、生死、其の怒を加うる所無し。喪を伐たざるは、之を善（よみす）るなり。之を善むれば則ち何爲れぞ未だ畢らざるなり。君は小事を尸（つかさど）らず、臣は大名を専らにせず。善なれば則ち君を稱し、過れば則ち己を稱すれば、則ち民、讓を作す。士匄、外に君命を専らにす、故に之を非とするなり。然らば則ち士匄爲る者は宜しく奈何。宜しく埋帷して命を介に歸せしむるべし。

善があればその君主の名をあげ、過ちがあれば臣下たる自分の名をあげれば、民が「讓」を行うとある。

(穀梁傳定公一—四) 九月、大雩。雩、雩之正也。秋大雩、非正也。冬大雩、非正也。秋大雩之爲非正何也。毛澤未盡、人力未竭、未可以雩也。雩月、雩之正也。月之爲雩之正何也。其時窮、人力盡、然後雩、雩之正也。何謂其時窮人力盡。是月不雨則無及矣、是年不艾則無食矣、是謂其時窮人力盡也。雩之必待其時窮人力盡何也。雩者爲早求者也。求者請也、古之人重請。何重乎請。人之所以爲人者、讓也。請道去讓也、則是舍其所以爲人也、是以重之。焉請哉。請乎應上公。古之神人有應上公者、通乎陰陽、君親帥諸大夫、道之而以請焉。夫請者非可詒託而往也、必親之者也。是以重之。

九月、大雩す。雩月は、雩の正なり。秋に大雩するは、正に非ざるなり。冬に大雩するも、正に非ざるなり。秋に大雩するをこれ正に非ずと爲すは何ぞや。毛澤未だ盡きず、人力未だ竭きず、未だ以て雩すべからざるなり。雩月は、雩の正なり。月にこれ雩を爲すの正なるは何ぞや。其れ時窮まりて、人力盡き、然る後に雩するは、雩の正なり。何ぞ其の時窮まりて人力盡くと謂う。是の月雨ふらざれば則ち及ぶ無く、是の年艾らざれば則ち食する無し、是れ其の時窮まり人力盡くと謂うなり。之を雩するは必ず其の時窮まり人力盡くるを待つは何ぞや。雩とは早の爲めに求むる者なり。求とは請なり、古の人、請を重んずればなり。何ぞ請を重んずる。人の人爲る所以は、讓なり。請いて讓を去らんと道えば、則ち是れ其の人爲る所以を舍つるなり、是を以て之を重んず。焉んぞ請うや。上公に應ぜんと請う。古の神人、上公に應ずる者有り、陰陽に通じ、君親ら諸大夫を帥い、之を道きて以て請う。夫れ請う者は詒託して往くべきに非ざるなり、必ず之に親者なり。是を以て之を重んず。

人の人たるゆえんは「讓」にあるけれども、請う時は「讓」を去ると述べている。以上、「徳目」の「讓」である。



「儀禮」一、「君位」二、「徳目」二例である。「穀梁傳」には、「公羊傳」に多い「讓」國の語がみられず、五例中二例が君位に關する「讓」である。その二例中、一例は「不正」と評されており、説明的な部分で「讓」が人たるゆえんとされている。もう一例に評價の言葉はないが、文脈からいって「讓」らなかつたことを含めて批判の對象になつてゐる。「穀梁傳」は『左傳』・『公羊傳』とは異なり、國・君位を「讓」ることそれ自體について、特に何か判斷を下してゐるわけではない。

儒家系文獻に含まれるわけではないが、『左傳』同様に説話記事の多い『國語』についてもみておくことにしよう。<sup>(54)</sup>

(晉語五) 范文子暮退於朝。武子曰、何暮也。對曰、有秦客廋辭於朝。大夫莫之能對也、吾知三焉。武子怒曰、大夫非不能也、讓父兄也。爾童子、而三掩人於朝。吾不在晉國、亡無日矣。擊之以杖、折委筭。

范文子暮く朝を退く。武子曰く、「何ぞ暮（おそ）きや。」と。對えて曰く、「秦客の朝に廋辭する有り。大夫、之に能く對うる莫きも、吾、三を知る。」と。武子怒りて曰く、「大夫は能わざるに非ざるなり、父兄に讓るなり。爾童子にして、三たび人を朝に掩う。吾、晉國に在らざんば、亡ぶること日無し。」と。之を撃つに杖を以てし、委筭を折る。

范文子の會話文で、大夫たちが秦の客人の謎かけに答えなかつたのは、目上の者に「讓」つたからだという。いわば保身術としての「讓」の大切さを述べてゐる。一般的な「ゆずり」であり、「儀禮」の「讓」である。

(晉語七) 韓獻子老、使公族穆子受事於朝。辭曰、厲公之亂、無忌備公族、不能死。臣聞之曰、無功庸者、不敢居高位。今無忌、智不能匡君、使至於難、仁不能救、勇不能死。敢辱君朝以忝韓宗。請退也。固辭不立。悼公聞之



曰、難雖不能死君而能讓、不可不賞也。使掌公族大夫。

韓獻子老し、公族穆子をして事を朝に受けしむ。辭して曰く、「厲公の亂に、無忌、公族に備わりて、死する能わず。臣、之を聞きて曰く、「功庸無き者は、敢えて高位に居らず。今、無忌、智は君を匡す能わずして、難に至らしめ、仁は救う能わず、勇は死する能わず。敢えて君の朝を辱めて以て韓宗を忝めんや。請う退かん。」と。固辭して立たず。悼公、之を聞きて曰く、「難に君に死する能わずと雖も而して能く讓る、賞せざるべからざるなり。」と。公族大夫を掌らしむ。

晉の悼公の會話文で、韓穆子が「讓」ったことを賞しないわけにいかないと述べられている。『左傳』（襄公七年）にも類似の説話がある。「君位」の「讓」である。

(晉語四) 文公問元帥於趙衰。對曰、卻縠可。行年五十矣、守學彌惇。夫先王之法、志德義之府也。夫德義、生民之本也。能惇篤者、不忘百姓也。請使卻縠。公從之。公使趙衰爲卿。辭曰、欒枝貞慎、先軫有謀、胥臣多聞、皆可以爲輔佐。臣弗若也。乃使欒枝將下軍、先軫佐之。取五鹿、先軫之謀也。卻縠卒、使先軫代之、胥臣佐下軍。公使原季爲卿。辭曰、夫三德者、偃之出也。以德紀民、其章大矣、不可廢也。使狐偃爲卿。辭曰、毛之智、賢於臣、其齒又長。毛也不在位、不敢聞命。乃使狐毛將上軍、狐偃佐之。狐毛卒、使趙衰代之。辭曰、城濮之役、先且居之佐軍也善。軍伐有賞、善君有賞、能其官有賞。且居有三賞、不可廢也。且臣之倫、箕鄭胥嬰先都在。乃使先且居將上軍。公曰、趙衰三讓。其所讓、皆社稷之衛也。廢讓、是廢德也。以趙衰之故、蒐于清原、作五軍。使趙衰將新上軍、箕鄭佐之。胥嬰將新下軍、先都佐之。子犯卒、蒲城伯請佐。公曰、夫趙衰三讓不失義。讓、推賢也。義、廣德也。德廣賢至、又何患矣。請令衰也從子。乃使趙衰佐新上軍。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

文公、元帥を趙衰に問う。對えて曰く、郤穀可なり。行年五十にして、學を守ること彌いよ惇し。夫れ先王の法、德義を志すの府なり。夫れ德義は、生民の本なり。能く惇篤なる者は、百姓を忘れざるなり。請う郤穀をしてせしめん。」と。公、之に従う。公、趙衰をして卿爲らしむ。辭して曰く、「欒枝は貞慎、先軫は謀有り、胥臣は多聞、皆以て輔佐爲るべし。臣は若かざるなり。」と。乃ち欒枝をして下軍に將たらしめ、先軫、之に佐たり。五鹿を取るは、先軫の謀なり。郤穀卒し、先軫をして之に代わらしめ、胥臣、下軍に佐たり。公、原季をして卿爲らしむ。辭して曰く、「夫れ三德は、偃の出なり。德を以て民を紀す、其の章大なり、廢するべからず。」と。狐偃をして卿爲らしむ。辭して曰く、「毛の智、臣より賢にして、其の齒又長ず。毛や位に在らずんば、敢えて命を聞かず。」と。乃ち狐毛をして上軍に將たらしめ、狐偃、之に佐たり。狐毛卒し、趙衰をして之に代わらしむ。辭して曰く、「城濮の役、先且居の軍に佐たるや善し。軍伐は賞有り、君を善くするは賞有り、其の官を能くするは賞有り。且居に三賞有り、廢すべからざるなり。且つ臣の倫（ともがら）、箕鄭・胥嬰・先都在り。乃ち先且居をして上軍に將たらしむ。公曰く、「趙衰三讓す。其の讓る所、皆社稷の衛なり。讓を廢するは、是れ德を廢するなり。」と。趙衰の故を以て、清原に蒐し、五軍を作る。趙衰をして新上軍に將たらしめ、箕鄭、之に佐たり。胥嬰をして新下軍に將たらしめ、先都、之に佐たり。子犯卒し、蒲城伯、佐を請う。公曰く、「夫れ趙衰三讓して義を失わず。讓は、賢を推すなり。義は、德を廣むるなり。德廣くして賢至る、又何ぞ患えん。請う衰をして子に従わしめん。」と。乃ち趙衰をして新上軍に佐たらしむ。

晉の將の位をめぐるゆずり合ひについて、晉の文公の會話文で、晉の趙衰が三「讓」したことをいい、「讓」は「德」に等しく、「讓」によって「賢」を推薦したことをいう。「役職」の「讓」である。

(魯語上) 子叔聲伯如晉謝季文子、郤犢欲予之邑、弗受也。歸、鮑國謂之曰、子何辭苦成叔之邑。欲信讓耶、抑知其不可乎。對曰、吾聞之、不厚其棟、不能任重。重莫如國、棟莫如德。夫苦成叔家欲任兩國而無大德。其不存也、亡無日矣。譬之如疾、余恐易焉。苦成氏有三亡。少德而多寵、位下而欲上政、無大功而欲大祿、皆怨府也。其君驕而多私、勝敵而歸、必立新家。立新家、不因民不能去舊。因民、非多怨民無所始。爲怨三府、可謂多矣。其身之不能定、焉能予人之邑。鮑國曰、我信不若子、若鮑氏有費、吾不圖矣。今子圖遠以讓邑、必常立矣。

子叔聲伯、晉に如きて季文子を謝し、郤犢、之に邑を予えんとするも、受けざるなり。歸りて、鮑國、之に謂いて曰く、「子、何ぞ苦成叔の邑を辭する。信に讓らんと欲するか、抑そも其の不可なるを知るか。」と。對えて曰く、「吾之を聞く、其の棟を厚くせざれば、重きに任うる能わず。重きは國に如くは莫く、棟は德に如くは莫し。夫れ苦成叔の家は兩國に任せんと欲して大德無し。其れ存せざるなり、亡ぶること日無からん。之を譬うれば疾の如し、余、易るを恐る。苦成氏に三亡有り。德少くして寵多く、位下にして上政を欲し、大功無くして大祿を欲するは、皆怨府なり。其の君驕りて私多く、敵に勝ちて歸れば、必ず新家を立てん。新家を立てれば、民に因らざれば舊を去る能わず。民に因るは、多怨多きに非ざれば民始むる所無し。怨の三府爲るは、多しと謂うべし。其の身を之定むる能わず、焉ぞ能く人の邑に予えん。」と。鮑國曰く、「我、信に子に若かず、若し鮑氏に費有らば、吾、圖らざらん。今、子、遠きを圖りて以て邑を讓る、必ず常に立たん。」と。

鮑國の會話文で、魯の子叔聲伯が邑を「讓」ったとある。邑を與えようとした晉の苦成叔滅亡の預言にもなっている。「財産」の「讓」である。

(晉語九) 少室周爲趙簡子之右。聞牛談有力、請與之戲、弗勝、致右焉。簡子許之、使少室周爲宰曰、知賢而讓、

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

可以訓矣。

少室周、趙簡子の右爲り。牛談の力有るを聞き、之と戲せんことを請いて、勝たず、右を致す。簡子、之を許し、少室周をして宰爲らしめて曰く、「賢を知りて讓るは、以て訓すべし。」と。

趙簡子の會話文で、少室周が「賢」を知って力くらべの勝ちを「讓」ったことが評價されている。「その他」の「讓」としておく。

(周語中) 晉侯使隨會聘于周、定王享之、餽烝、原公相禮。范子私於原公曰、吾聞王室之禮、無毀折。今此何禮也。王見其語、召原公而問之、原公以告。王召士季曰、子弗聞乎、禘郊之事、則有全烝。王公立飫、則有房烝。親戚宴饗、則有餽烝。今女非他也、而叔父使士季實來修舊德、以獎王室。唯是先王之宴禮、欲以貽女。余一人敢設飫焉。其適來班貢、不俟馨香嘉味。故坐諸門外、而使古人體委與之。女今我王室之二兄弟、以時相見、將和協典禮、以示民訓則。無亦擇其柔嘉、選其馨香、潔其酒醴、品其百籩、脩其簠簋、奉其犧象、出其樽彝、陳其鼎俎、淨其巾冪、敬其祓除、體解節折而共飲食之。於是乎有折俎加豆、酬幣宴貨、以示容恰好。胡有孑然其郊戎狄也。……

晉侯、隨會をして周に聘せしめ、定王、之を享して、餽烝あり、原公、禮を相く。范子、原公に私して曰く、「吾聞く、王室の禮は、毀折無しと。今此れ何の禮なるか。」と。王、其の語るを見、原公を召して之を問い、原公以て告ぐ。王。士季を召して曰く、「子、聞かずや、禘郊の事は、則ち全烝有り。王公の立飫は、則ち房烝有り。親戚の宴饗は、則ち餽烝有り。今、女は他に非ざるなり、而して叔父、士季をして實に來りて舊徳を修め、

以て王室を褒さしむ。唯是れ先王の宴禮、以て女に貽らんと欲す。余一人敢て飫禘を設け、忠く親禮を非として、舊職を干し、以て前好を亂さんや。且つ唯戎狄のみ則ち體薦有り。夫れ戎狄は、冒沒輕儻、貪りて讓らず、其の血氣治まらず、禽獸の若し。其の適たま來りて班貢すれば、馨香嘉味を俟たず。故に諸を門外に坐し、舌人をして體かちて之を委與す。女、今我が王室の一二兄弟にして、時を以て相見え、將に典禮を和協して、以て民に訓則を示さんとす。亦其の柔嘉を擇び、其の馨香を選び、其の酒醴を潔くし、其の百籩を品し、其の篚筥を脩め、其の犧象を奉じ、其の樽彝を出し、其の鼎俎を陳べ、其の中冪を淨め、其の祓除を敬い、體解節折して共に之を飲食すること無からんや。是に於いてか折俎加豆、酬幣宴貨有りて、以て容を示し好を合す。胡有（爲）れぞ孑然として其れ戎狄に郊わんや。……」と。

周定王の會話文に、戎狄は「貪りて「讓」らず」とある。戎が「貪」って「讓」らないという意味の文は、『左傳』隱公九年にもみえる。戎一般の性格について述べられており、この「讓」は「徳目」に含めておく。

（周語中）簡王八年、魯成公來朝、使叔孫僑如先聘且告。見王孫說、與之語。說言於王曰、魯叔孫之來也、必有異焉。其享覲之幣薄而言諂、殆請之也。若請之、必欲賜也。魯執政唯強、故不歡焉而後遣之。且其狀方上而銳下、宜觸冒人。王其勿賜。若貪陵之人來而盈其願、是不賞善也、且財不給。故聖人之施舍也議之、其喜怒取與亦議之。是以不主寬惠、亦不主猛毅、主德義而已。王曰、諾。使私問諸魯、請之也。王遂不賜、禮如行人。及魯侯至、仲孫蔑爲介。王孫說與之語、說讓。說以語王、王厚賄之。

簡王八年、魯の成公來朝し、叔孫僑如をして先ず聘し且つ告げしむ。王孫說を見、之と語る。說、王に言いて曰く、「魯の叔孫の來るや、必ず異有らん。其の享覲の幣薄くして言諂う、殆ど之を請うなり。若し之を請わば、

必ず賜を欲するなり。魯の執政唯強し、故に歡ばずして而る後に之を遣る。且つ其の状は方上にして鋭下なり、宜しく人を觸冒すべし。王、其れ賜う勿れ。若し貪陵の人來りて其の願を盈さば、是れ不善を賞するなり、且つ財給せず。故に聖人の施舍は之を議し、其の喜怒取與も亦之を議す。是を以て寬惠を主とせず、亦猛毅を主とせず、徳義を主とするのみ。」と。王曰く、「諾。」と。私に諸を魯に問わしむるに、之を請うなり。王、遂に賜わず、禮は行人の如し。魯侯の至るに及び、仲孫蔑、介爲り。王孫説、之と語り、讓を説ぶ。説以て王に語り、王厚く之に賄す。

王孫説が仲孫蔑と語り合うと、仲孫蔑は「讓」をよろこんだとある。仲孫蔑はこの前の段で、季文子とともに「儉」と、肯定的に評價されている人物である。

(周語中) 襄公曰、人有言曰、兵在其頸。其卻至之謂乎。君子不自稱也、非以讓也、惡其蓋人也。夫人性、陵上者也、不可蓋也。求蓋人、其抑下滋甚、故聖人貴讓。且諺曰、獸惡其網、民惡其上。書曰、民可近也、而不可上也。詩曰、愷悌君子、求福不回。在禮、敵必三讓、是則聖人知民之不可加也。故王天下者必先諸民、然後庇焉、則能長利。今卻至在七人之下而欲上之。是求蓋七人也、其亦有七怨。怨在小醜、猶不可堪、而況在侈卿乎。其何以待之。……

襄公曰く、「人に言有りて曰く、「兵、其の頸に在り。」と。其れ卻至の謂か。君子は自ら稱えざるなり、以て讓るに非ざるなり、其の人を蓋うを惡めばなり。夫れ人の性は、上を陵ぐ者なり、蓋うべからざるなり。人を蓋うを求むれば、其の抑下せらるること滋いよ甚し、故に聖人は讓を貴ぶ。且つ諺に曰く、「獸は其の網を惡み、民は其の上を惡む。」と。書に曰く、「民は近づくべきなり、而して上(しの)ぐべからざるなり。」と。詩に曰く、

「愷悌の君子、福を求めて回（よこしま）ならず。禮に在りては、敵すれば必ず三讓す、是れ則ち聖人、民の加うべからざるを知るなり。故に天下に王たる者は必ず諸を民に先にし、然る後に庇えば、則ち能く利を長くす。今、郤至は七人の下に在りて之を上がんと欲す。是れ七人を蓋わんことを求むるなり、其れ亦七怨有り。怨は醜に在れども、猶お堪うべからず、而るを況んや侈卿に在るをや。其れ何を以て之を待たん。……」と。

單襄公の會話文で、君子が自らほめないのは、「讓」るからではなく、人の美點をおおうのを憎むからだということ。また、聖人は「讓」をたつとび、禮では對等者には三「讓」するともいつている。上位者が人・民にへりくだることの大切さが述べられている。儀禮的な用例も含まれているが、「徳目」の「讓」に入れておく。

（周語下）晉孫談之子周適周、事單襄公。立無跛、視無還、聽無聳、言無遠。言敬必及天、言忠必及意、言信必及身、言仁必及人、言義必及利、言智必及事、言勇必及制、言教必及辯、言孝必及神、言惠必及和、言讓必及敵。晉國有憂未嘗不戚、有慶未嘗不怡。

晉の孫談の子周、周に適き、單襄公に事う。立つるに跛無く、視るに還無く、聽くに聳無く、言うに遠無し。敬を言えば必ず天に及び、忠を言えば必ず意に及び、信を言えば必ず身に及び、仁を言えば必ず人に及び、義を言えば必ず利に及び、智を言えば必ず事に及び、勇を言えば必ず制に及び、教を言えば必ず辯に及び、孝を言えば必ず神に及び、惠を言えば必ず和に及び、讓を言えば必ず敵に及ぶ。晉國に憂有れば未だ嘗て戚まらずばあらず、慶有れば未だ嘗て怡はずんばあらず。

襄公有疾。召頃公而告之曰、必善晉周、將得晉國。其行也文、能文則得天地。天地所昨、小而後國。夫敬、文之恭也。忠、文之實也。信、文之孚也。仁、文之愛也。義、文之制也。智、文之輿也。勇、文之帥也。教、文之施



也。孝、文之本也。惠、文之慈也。讓、文之材也。象天能敬、帥意能忠、思身能信、愛人能仁、利制能義、事建能智、帥義能勇、施辯能教、昭神能孝、慈和能惠、推敵能讓。此十一者、夫子皆有焉。……

襄公疾有り。頃公を召して之に告げて曰く、「必ず晉の周に善くせよ、將に晉國を得んとす。其の行や文、能く文なれば則ち天地を得ん。天地の胙する所は、小にして而る後に國たり。夫れ敬は、文の恭なり。忠は、文の實なり。信は、文の孚なり。仁、文の愛なり。義は、文の制なり。智は、文の輿なり。勇、文の帥なり。教は、文の施なり。孝は、文の本なり。惠は、文の慈なり。讓は、文の材なり。天を象れば能く敬、意に帥えば能く忠、身を思えば能く信、人を愛すれば能く仁、利制すれば能く義、事建つれば能く智、義に帥えば能く勇、施辯すれば能く教、神を昭らかにすれば能く孝、慈和なれば能く惠、敵を推せば能く讓。此の十一者は、夫子皆有す。……」と。

晉の悼公周が、やがて晉の國君に即位するという預言に關する説話である。單襄公の會話文で、周が「讓」を言うと必ず對等の人に對する禮について言及し、對等の人を推せば「讓」ることができ、「讓」は「文」の「材」だと述べられている。「讓」は悼公周が有するとされる十一の要素の最後である。

(周語下) 晉羊舌肸聘于周、發幣於大夫及單靖公。靖公享之、儉而敬。賓禮贈餞、視其上而從之。燕無私、送不過郊。語說昊天有成命。單之老送叔向。叔向告之曰、異哉。吾聞之曰、一姓不再興。今周其興乎。其有單子也。昔史佚有言曰、動莫若敬、居莫若儉、德莫若讓、事莫若咨。單子之昵我禮也、皆有焉。夫宮室不崇、器無彤鏤、儉也。身聳除潔、外內齊給、敬也。宴好享賜、不踰其上、讓也。賓之禮事、放上而動、咨也。如是而加之以無私、重之以不敬、能避怨矣。居儉動敬、德讓事咨、而能避怨、以爲卿佐、其有不興乎。且其語說昊天有成命、頌之盛



德也。其詩曰、昊天有成命、二后受之、成王不敢康。夙夜基命宥密、於緝熙亶厥心、肆其靖之。是道成王之德也。成王能明文昭、能定武烈者也。夫道成命者、而稱昊天、翼其上也。二后受之、讓於德也。成王不敢康、敬百姓也。夙夜、恭也。基、始也。命、信也。宥、寬也。密、寧也。緝、明也。熙、廣也。亶、厚也。肆、固也。靖、穌也。其始也、翼上德讓、而敬百姓。其中也、恭儉信寬、帥歸於寧。其終也、廣厚其心、以固穌之。始於德讓、中於信寬、終於固和、故曰成。單子儉敬讓咨、以應成德。單若不興、子孫必蕃、後世不忘。……

晉の羊舌肸、周に聘し、幣を大夫に發し單靖公に及ぶ。靖公、之を享し、儉にして敬。賓禮贈餞、其の上を視て之に従う。燕して私無く、送りて郊を過ぎず。語りて昊天有成命を説ぶ。單の老、叔向を送る。叔向、之に告げて曰く、「異なるかな。吾、之を聞きて曰く、「一姓は再び興らず。」と。今、周其れ興らんか。其れ單子有るなり。昔、史佚に言有りて曰く、「動は敬に若くは莫く、居は儉に若くは莫く、德は讓に若くは莫く、事は咨に若くは莫し。」と。單子の我に禮を賤うに、皆有るなり。夫れ宮室崇からず、器に形鏤無きは、儉なり。身聳れて除潔し、外内齊給するは、敬なり。宴好享賜、其の上を踰えざるは、讓なり。賓の禮事、上に放(なら)いて動くは、咨なり。是の如くにして之に加うるに無私を以てし、之に重ぬるに不殺を以てすれば、能く怨を避けん。居は儉にして動き敬い、德は讓にして事咨りて、能く怨を避け、以て卿佐爲れば、其れ興らざること有らんや。且つ其の語りて昊天有成命を説ぶは、頌の盛德なり。其の詩に曰く、「昊天に成命有り、二后、之を受け、成王、敢えて康んぜず。夙夜基めて命宥密なり、於(ああ)、緝熙にして厥の心を亶くし、肆く其れ之を靖く。」と。是れ成王の德を道うなり。成王、能く文の昭を明らかにし、能く武の烈を定むる者なり。夫れ成命を道いて昊天を稱するは、其の上を翼(いただ)くなり。二后、之を受くとは、德に讓るなり。成王敢えて康んぜずとは、百姓

を敬うなり。夙夜は、恭なり。基は、始なり。命は、信なり。宥は、寛なり。密は、寧なり。緝は、明なり。熙は、廣なり。亶は、厚なり。肆は、固なり。靖は、穌なり。其の始や、上を異い徳讓して、百姓を敬う。其の中や、恭儉信寬にして、帥いて寧に歸す。其の終や、其の心を廣厚にし、以て固く之を穌(やわら)ぐ。徳讓に始まり、信寬に中し、固和に終わる、故に成と曰う。單子、儉敬讓咨にして、以て成徳に應ず。單、若し興らずんば、子孫必ず蕃る、後世忘れず。……」と。

「徳」は「讓」が第一だとする史佚の言を引用しながら、宴などのありようが「讓」であり、單靖公の「徳」が「讓」であることを、叔向の會話文で述べる。

(魯語上) 從者曰、君不命吾子、吾子請之、其爲選事乎。文仲曰、賢者急病而讓夷、居官者當事不避難、在位者恤民之患、是以國家無違。今我不如齊、非急病也。在上不恤下、居官而惰、非事君也。

從者曰く、「君、吾子に命ぜざるに、吾子、之を請うは、其れ事を選(と)ると爲さんか。」と。文仲曰く、「賢者は病むに急にして夷(たいら)かなるに讓る、官に居る者は事に當たりて難を避けず、位に在る者は民の患を恤う、是を以て國家違う無し。今、我、齊に如かざれば、病むに急なるに非ざるなり。上に在りて下を恤えず、官に居りて惰、君に事うるに非ざるなり。」と。

臧文仲の會話文で、「賢」者は非常事態には急だが、平静の時には「讓」という。以上、「徳目」としての「讓」である。

「儀禮」・「君位」・「役職」・「財産」・「その他」各一、「徳目」六例である。『國語』でも「讓」の語はそのほとんど

が會話文にみられる。「國語」でも、「賢」者は「讓」る、「賢」に「讓」というように、「左傳」と同様、「讓」る行為の主體・客體雙方に「賢」の語が用いられている。また「讓」は「德」の語とも結びつけられており、「文の材」でもあるような重要なものである。他方、戎狄は「讓」らないというように、「讓」は自分達（恐らく中華・中國の類）と戎狄を辨つ指標の一つともされている。それからごく一般的な「ゆずり」の事例もみられる。「國語」の「讓」は「左傳」と共通するところが多い。

ここで参考までに、説話記事の多い『戰國策』についてもみていくことにしよう。<sup>(56)</sup>

(齊策五) 彼明君察相者、則五兵不動而諸侯從、辭讓而重賂至矣。故明君之攻戰也、甲兵不出於軍、而敵國勝、衝槽不施、而辺城降、士民不知、而王業至矣。彼明君之從事也、用財少、曠日遠、而爲利長者。故曰、兵後起、則諸侯可趨役也。

彼の明君・察相は、則ち五兵動かずして諸侯従い、辭讓して重賂至る。故に明君の攻戰するや、甲兵、軍に出でずして、敵國に勝ち、衝槽施さずして、辺城降り、士民知らずして、王業至る。彼の明君の事に従うや、財を用うること少く、日を曠（むなし）くすること遠くして、利を爲すこと長き者なり。故に曰く、兵後に起れば、則ち諸侯役に趨るべきなり、と。

蘇子の言葉で、明君や賢相は、辭「讓」して立派な賂（贈り物）が届くものだという。「儀禮」の「讓」としておく。

(趙策三) 秦攻趙於長平、大破之。引兵而歸、因使人索六城於趙而講。趙計未定、樓緩新從秦來。趙王與樓緩計之

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

曰、與秦城何如。不與何如。樓緩辭讓曰、此非人臣之所能知也。王曰、雖然、試言公之私。

秦、趙を長平に攻め、大いに之を破る。兵を引きて歸り、因りて人をして六城を趙に索めて講せしむ。趙の計未だ定まらず、樓緩新たに秦従り來る。趙王、樓緩と之を計りて曰く、「秦に城を與うるは何如。與えざるは何如。」と。樓緩辭讓して曰く、「此れ人臣の能く知る所に非ざるなり。」と。王曰く、「然りと雖も、試みに公の私を言え。」と。

ここの辭「讓」は辭退するの意味であり、儀禮的なものである。

(趙策三) 公孫龍聞之、見平原君曰、君無覆軍殺將之功而封以東武城。趙國豪傑之士、多在君之右、而君爲相國者、以親也故。夫君封以東武城、不讓無功、佩趙國相印、不辭無能、一解國患、欲求益地。此親威受封、而國人計功也。爲君計者、不如勿受使。

公孫龍、之を聞き、平原君に見えて曰く、「君は覆軍殺將の功無くして封ずるに東武城を以てす。趙國の豪傑の士、多く君の右に在りて、君の相國爲る者は、親なるを以ての故なり。夫れ君封ずるに東武城を以てし、無功を讓らず、趙國の相印を佩び、無能を辭せず、一たび國患を解き、地を益すを求めんと欲するなり。此れ親威の封を受けて、國人の功を計るなり。君の爲めに計るは、受くる勿きの便に如かず。」と。

公孫龍の言葉で、平原君が功績の無きが故に「讓」といったことをしないという。保身のために他人にゆずるといふ「讓」である。「儀禮」の「讓」に含めておく。

(韓策二) 聶政曰、臣所以降志辱身居市井者、徒幸而養老母。<sup>(37)</sup>老母在。<sup>(38)</sup>政身未敢以許人也。嚴仲子固讓。<sup>(39)</sup>聶政竟不肯受。然仲子卒備賓主之禮而去。

聶政曰く、「臣、志を降し身を辱めて市井に居る所以の者は、徒に幸にして老母を養えばなり。老母在り。政が身、未だ敢て以て人に許さざるなり。」と。嚴仲子固く讓る。聶政竟に受くるを肯ぜず。然れども仲子、卒に賓主の禮を備えて去る。

聶政に關する非常に有名な説話である。この「讓」は、嚴仲子が聶政の母への盛大な贈り物を渡そうとしたことを意味している。多少意味がずれるが、「儀禮」の「讓」に含めておく。

(燕策三) 久之荆軻曰、此國之大事。臣驚下、恐不足任使。太子前頓首、固請無讓、然後許諾。於是尊荆軻爲上卿、舍上舍、太子日日造問、<sup>(60)</sup>供太牢、具異物、間進車騎美女、恣荆軻所欲、以順適其意。

之を久しくして荆軻曰く、「此れ國の大事なり。臣、驚下にして、任使するに足らざらんことを恐る。」と。太子前みて頓首し、固く讓る無きを請う。然る後に許諾す。是に於いて荆軻を尊びて上卿と爲し、上舍に舍し、太子日日問を造し、太牢を供え、異物を具え、間ま車騎・美女を進めて、荆軻の欲する所を恣にして、以て其の意に順適す。

この「讓」は、辭退するの意味である。以上、「儀禮」の「讓」である。

(西周策) 司寇布爲周最謂周君曰、君使人告齊王以周最不肯爲太子也。臣爲君不取也。函冶氏爲齊太公買良劍。公不知善、歸其劍而責之金。越人請買之千金。折而不賣。將死而屬其子曰、必無獨知。今君之使最爲太子、獨知之契也。天下未有信之者也。臣恐齊王之謂君實立果、而讓之於最、以嫁之齊也、君爲多巧、最爲多詐。君何不買信貨哉。奉養無有愛於最也、使天下見之。

司寇布、周最の爲めに周君に謂いて曰く、「君、人をして齊王に告ぐるに周最の太子爲るを肯ぜざるを以てせし

むるなり。臣、君の爲めに取らざるなり。函冶氏、齊の太公の爲めに良劍を買う。公、善を知らず、其の劍を歸して之が金を責む。越人、之を千金に買わんことを請う。折として賣らず。將に死せんとして其の子に屬して曰く、「必ず獨知する無かれ。」と。今、君の最をして太子爲らしむるは、獨知の契なり。天下未だ之を信ずる者有らざるなり。臣恐るらく、齊王の君の實に果を立てて、之を最より讓り、以て之を齊に嫁がしむと謂うなり、君、巧多しと爲し、最を許多しと爲さん。君何ぞ信貨を買わざらんや。奉養の最に愛（おし）む有る無きなり、天下をして之を見しめよ。」と。

ここの「讓」は、太子の位を辭退するということである。

（魏策二）史舉非犀首於王。犀首欲窮之、謂張儀曰、請令王讓先生以國、王爲堯舜矣。而先生弗受、亦許由也。衍請因令王致萬戶邑於先生。張儀說、因令史舉數見犀首。王聞之而弗任也。史舉不辭而去。

史舉、犀首を王に非る。犀首、之を窮めんと欲し、張儀に謂いて曰く、「請う王をして先生に讓るに國を以てせしめよ、王は堯・舜爲らん。而して先生受けずんば、亦許由なり。衍請う因りて王をして萬戶の邑を先生に致さしめん。」と。張儀説び、因りて史舉をして數しば犀首に見えしむ。王、之を聞きて任せざるなり。史舉、辭せずして去る。

計略とはいえ、國を「讓」ることに關する説話である。

（燕策二）鹿毛壽謂燕王曰、不如以國讓子之。人謂堯賢者、以其讓天下於許由。由必不受、有讓天下之名、實不失天下。今王以國讓相子之、子之必不敢受。是王與堯同行也。燕王因舉國屬子之。子之太重。

鹿の毛壽、燕王に謂いて曰く、「國を以て子之に讓るに如かず。人の堯は賢と謂う者は、其の天下を許由に讓る

を以てす。由必ず受けずして、天下を讓るの名有り、實は天下を失わず。今、王、國を以て相子之に讓らば、子之、必ず敢て受けざらん。是れ王と堯と行いを同じくするなり。」と。燕王困りて國を擧げて子之に屬す。子之大いに重し。

燕王噲が子之に國を「讓」った説話である。堯から許由への「讓」が、かなり功利主義的に解釋されている。

(燕策一) 於是燕王專任子之、已而讓位。燕大亂。齊伐燕、殺王噲子之。燕立昭王。而蘇代厲遂不敢入燕、皆終歸齊、齊善待之。

是に於いて燕王、子之に專任す、已にして位を讓る。燕大いに亂る。齊、燕を伐ち、王噲・子之を殺す。燕、昭王を立つ。而して蘇代・厲、遂に敢て燕に入らず、皆終に齊に歸し、齊、善く之を待す。

これも燕王噲から子之への「讓」位である。以上、「君位」の「讓」である。

(秦策三) 范雎至。秦王庭迎、謂范雎曰、寡人宜以身受命久矣。會義渠之事急。寡人日自請太后。今義渠之事已。寡人乃得以身受命。躬竊閔然不敏。敬執賓主之禮。范雎辭讓。是日見范雎見者、無不變色易容者。秦王屏左右。宮中虛無人。秦王跪而進曰、先生何以幸教寡人。范雎曰、唯唯。有閒秦王復請。范雎曰、唯唯。

范雎至る。秦王庭に迎え、范雎に謂いて曰く、「寡人宜しく身を以て命を受くべきこと久し。會たま義渠の事急なり。寡人日に自ら太后に請う。今、義渠の事已む。寡人乃ち身を以て命を受くるを得ん。躬ら竊に閔然として不敏なり。敬みて賓主の禮を執らん。」と。范雎辭讓す。是の日、范雎の見ゆるを見る者、色を變え容を易えざる者無し。秦王左右を屏く。宮中虚にして人無し。秦王跪きて進みて曰く、「先生何を以て幸いに寡人を教えん。」と。范雎曰く、「唯唯。」と。閒有りて秦王復た請う。范雎曰く、「唯唯。」と。



秦の昭襄王が范雎を賓客として遇しようといつたのを、范雎が辭「讓」した説話である。

「役職」の「讓」である。

(秦策三) 蔡澤曰、……今君相秦、計不下席、謀不出廊廟、坐制諸侯、利施三川以實宜陽、以決羊腸之險、塞太行之口、又斬范中行之路、棧道千里、通於蜀漢、使天下皆畏秦。秦之欲得矣、君之功極矣。此亦秦之分功之時也。

如是不退、則商君白公呉起大夫種是也。何不以此時歸相印、讓賢者授之。必有伯夷之廉長爲應侯、世世稱孤而有喬松之壽、孰與以禍終哉。此則君何居焉。應侯曰、善。乃延入坐爲上客。

蔡澤曰く、「……今君、秦に相とし、計りて席を下らず、謀りて廊廟を出でず、坐ながらにして諸侯を制し、利は三川を施し以て宜陽を實し、以て羊腸の險を決し、太行の口を塞ぎ、又范・中行の途を斬ち、棧道千里、蜀漢に通じ、天下をして皆秦を畏れしむ。秦の欲得て、君の功極まる。此れ亦秦の功を分かつの時なり。是の如くして退かずんば、則ち商君・白公・呉起・大夫種是れなり。何ぞ此の時を以て相印を歸し、賢者に讓りて之を授けざる。必ず伯夷の廉有りて長く應侯爲り、世世孤を稱して喬松の壽有り、禍を以て終ること孰與れぞや。此れ則ち君何に居らん。」と。應侯曰く、「善し。」と。乃ち延き入れ坐して上客と爲す。

蔡澤の言葉で、范雎（應侯）が秦の相の印を歸して「賢者」にその地位を「讓」らないかと述べている。これは保身のための「讓」であり、「役職」の「讓」に入れておく。

(趙策三) 於是平原君欲封魯仲連。魯仲連辭讓者三、終不肯受。平原君乃置酒。酒酣起前、以千金爲魯連壽。魯連笑曰、所貴於天下之士者、爲人排患、釋難解紛亂而無所取也。即有所取者、是商賈之人也。仲連不忍爲也。遂辭平原君而去、終身不復見。

是に於いて平原君、魯仲連を封せんと欲す。魯仲連辭讓すること三たび、終に受くるを肯せず。平原君乃ち置酒す。酒酣にして起ちて前み、千金を以て魯連の壽を爲す。魯連笑いて曰く、「天下の士に貴ぶ所の者は、人の爲めに患を排し、難を釋き紛亂を解きて取る所無きなり。即し取る所有らば、是れ商賈の人なり。仲連、爲すに忍びざるなり。遂に平原君を辭して去り、終身復た見えず。

魯仲連が、平原君からの封を三度辭「讓」し、とうとう受けなかつたという説話である。ここの「讓」は辭退の意味であり、「儀禮」の「讓」としても考えられるものである。以上、「役職」の「讓」である。

(趙策二) 武靈王平晝問居。肥義侍坐曰、王慮世事之變、權甲兵之用、念簡襄之迹、計胡狄之利乎。王曰、嗣立不忘先德、君之道也。錯質務明主之長、臣之論也。是以賢君靜而有道民便事之教、動有明古先世之功。爲人臣者、窮有弟長辭讓之節、通有補民益主之業。此兩者、君臣之分也。

武靈王、平晝問居す。肥義侍坐して曰く、「王、世事の變を慮り、甲兵の用を權り、簡・襄の迹を念い、胡狄の利を計るか。」と。王曰く、「嗣立して先德を忘れざるは、君の道なり。質を錯きて主の長を明らかにするを務むるは、臣の論なり。是を以て賢君靜かにして民を道き事を便にするの教有り、動きて古を明らかにし世を先んずるの功有り。人臣爲る者、窮して弟長辭讓の節有り、通じて民を補い主を益するの業有り。此の兩者は、君臣の分なり。……」と。

趙の武靈王の言葉で、人臣たる者には、窮する時、長幼の辭「讓」の節があり、君臣の分だという。

(趙策二) 趙燕後胡服。王令讓之曰、事主之行、竭意盡力、微諫而不諱、應對而不怨、不逆上以自伐、不立私以爲名。子道順而不拂。臣行讓而不爭。子用私道者、家必亂、臣用私義者、國必危。反親以爲行、慈父不子、逆主以

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

自成、惠主不臣也。

趙燕、後れて胡服す。王、之を讓めしめて曰く、「主に事うるの行いは、意を竭くし力を盡くし、微かに諫めて謙しくせず、應對して怨みず、上に逆い以て自ら伐らず、私を立て以て名を爲さず。子の道は順にして拂らず。臣の行は讓りて争わず。子、私道を用うる者は、家必ず亂れ、臣、私義を用うる者は、國必ず危し。親に反き以て行を爲す、慈父も子とせず、主に逆き以て自ら成す、惠主も臣とせざるなり。……」と。

趙の武靈王の言葉で、臣下の行いは、「讓」って争わないという。「讓」る対象は君主の武靈王である。以上、「徳目」の「讓」である。

「儀禮」五、「君位」四、「役職」三、「徳目」二例である。遊説の場面が多いこともあろうが、儀禮的な「讓」がみられ、これらは通時代的なものといえる。また「賢」者に「讓」ったり、「明君」・「賢臣」が「讓」る記事がみえるが、『荀子』・『左傳』・『公羊傳』・『國語』と比較して、功利主義的な側面が強くみられる。燕王噲から子之など、國・位を「讓」る説話もみられるが、これもかなり功利主義的な性格をみてとることができる。

『左傳』では、「讓」が春秋時代以前に遡り得る習俗としての「讓」と、それ以外の戰國時代以降のものと考えられる倫理道徳的な「讓」とが、二つの時代層として分離されることが認められたが、『公羊傳』・『穀梁傳』・『國語』・『戰國策』でも双方の要素がみられる。『國語』では「讓」の思想的な意味付けは多く會話文にみられることから、『左傳』でそれらが會話文・君子曰・凡例にみられることと合わせて考えると、この種のものさほど古いものではないとの想定が成り立つ。そうした思想的意味付與において、『孟子』・『荀子』にみられたような、「賢」と「讓」と

の結びつきは、前節で検討した『論語』以下の文献でも広くみられる。

本節で検討したことから得られる一つの見通しは、『左傳』で「讓」に關する思想的な意味付けが行われた時期に、そういう「讓」の意味付けが相當幅廣く行われたのではないかということである。『左傳』における「讓」の思想は、『孟子』・『荀子』と繋がりをもち、孟子の時代、つまり戰國中期がその「讓」の展開における轉換點となつたのではないかとも考えられる。<sup>(62)</sup>

本節で得られた見通しを更に確認するため、次に儒家系以外の傳世文献もみていくことにしたい。

#### 四、その他の主要文献の「讓」について

——『墨子』・『莊子』・『商君書』・『韓非子』・『管子』・『晏子春秋』・『呂氏春秋』——

本節では、これまで検討した以外の主要な先秦秦漢期の傳世文献を検討していくことにする。墨家・道家・法家などといったところを押さえ、前節までの検討結果も考慮しながらみていくこととしたい。

まずは、しばしば儒墨と並稱される墨家についてである。一般にその起源は、儒家と並んで古く遡るとされる。その思想を代表する文献である『墨子』は、戰國前期から末期にかけて、かなり長期間をかけて成立した文献とされる。<sup>(63)</sup>「讓」については堯舜禪讓墨家起源論があるくらい、關係が深そうに思われようが、<sup>(64)</sup>『墨子』における「讓」の用例は少なく、實質的に二例しかない。

先秦秦漢の傳世文献にみえる「讓」について

(經下篇) 無不讓也、不可、説在始。

讓らざる無きは、不可、説は始に在り。

(經説下篇) 無。讓者酒、未讓、始也、不可讓也。若殆於城門與於臧也。<sup>(65)</sup>

無。讓るは酒、讓る未(な)きは、始なり、讓るべからざるなり。城門に殆(近)づく與と臧に於けるとの若きなり。

墨家では、常に「讓」るのはためであり、酒の場合以外は「讓」とは限らないという。「儀禮」の「讓」である。

(魯問篇) 子墨子出曹公子而於宋。<sup>(66)</sup>三年而反、睹子墨子曰、始吾游於子之門、短褐之衣、藜藿之羹、朝得之、則夕

弗得、弗得祭祀鬼神。今而以夫子之故、家厚於始也、有謹祭祀鬼神。<sup>(67)</sup>然而人徒多死、六畜不蕃、身湛於病。吾未

知夫子之道之可用也。子墨子曰、不然。夫鬼神之所欲於人者多。欲人之處高爵祿則以讓賢也、多財則以分貧也。

夫鬼神豈唯擢季拊肺之爲欲哉。今子處高爵祿而不以讓賢、一不祥也。多財而不分貧、二不祥也。今子事鬼唯祭而

已矣而曰、病何自至哉。是猶百門而閉一門焉、曰、盜何從入。若是而求福於有怪之鬼、豈可哉。

子墨子、曹公子を宋に出(つか)えしむ。三年にして反り、子墨子を睹て曰く、「始め吾、子の門に遊び、短褐

の衣、藜藿の羹、朝に之を得れば、則ち夕に得ず、鬼神を祭祀するを得ず。今にして夫子の故を以て、家始めよ

り厚く、有(又)謹んで鬼神を祭祀す。然るに人徒多く死し、六畜蕃せず、身は病に湛(沈)む。吾未だ夫子の

道の用うべきを知らざるなり。」と。子墨子曰く、「然らず。夫れ鬼神の人に欲する所の者多し。人の高爵祿に處

れば則ち以て賢に讓り、財を多くすれば則ち以て貧に分かたんと欲するなり。夫れ鬼神、豈に唯に擢季拊肺をこ

れ欲すと爲さんや。今、子は高爵祿に處りて以て賢に讓らず、一不祥なり。財多くして貧に分かたず、二不祥な

り。今、子は鬼に事え唯祭るのみにして而曰く、「病、何自り至るや。」と。是れ猶お百門にして一門を閉じて、曰く、「盜何從り入る。」と。是の若くして福を有怪の鬼に求む、豈に可ならんや。」と。

鬼神は、人が高い爵位と俸禄にあれば、「賢」に「讓」ることを望むという。「役職」の「讓」である。

「儀禮」・「役職」各一例である。渡邊卓は、經下篇・經說下篇・魯問篇は墨家としては末期の、戦国末期から秦帝國の成立前後のものとする。<sup>(69)</sup> 比較的古い内容を含むと想定される十論二十三篇には「讓」がみられない。墨家では、その末期になってから「讓」の語が使われるようになったといえる。また『墨子』では「讓」は常に正しいとは限らず、それが認められるのは、酒席や、自分が高い爵位・俸禄にあつてそれを「賢」者にゆずるような場合である。『詩經』でも酒席の「讓」がとりあげられているが、そういう儀禮的な「讓」が『墨子』にはみられる一方、墨家の尚賢に繋がるような「讓」もみられる。

續いて道家系文献である。『老子』に「讓」の用例はないが、『莊子』にはかなり多くみられる。ただ先學が指摘するように『莊子』は戦国中期頃まで遡り得る内容を含んでいるものの、その成書問題はかなり複雑なものであるため、その内容から年代に關わる議論を行う際は、かなり注意する必要がある。<sup>(70)</sup>

(達生篇) 田開之見周威公。威公曰、吾聞祝賢學生。吾子與祝賢遊。亦何聞焉。田開之曰、開之操拔簪以侍門庭。亦何聞於夫子。威公曰、田子无讓。寡人願聞之。開之曰、聞之夫子。曰、善養生者、若牧羊然。視其後者而鞭之。

田開之、周の威公に見ゆ。威公曰く、「吾聞く、祝賢は生を學ぶ、と。吾子、祝賢と遊ぶ。亦何をか聞く。」と。田開之曰く、「開之、拔篳を操りて以て門庭に待す。亦何をか夫子に聞かん。」と。威公曰く、「田子讓る无かれ。寡人願わくは之を聞かん。」と。開之曰く、「之を夫子に聞けり。曰く、「善く養生する者は、羊を牧するが若く然り。其の後るる者を視て之を鞭つ。」と。

ここの「讓」は、謙遜の意味である。「儀禮」の「讓」である。

〔逍遙遊篇〕堯讓天下於許由曰、日月出矣、而燭火不息、其於光也不亦難乎。時雨降矣而猶浸灌、其於澤也不亦勞乎。夫子立而天下治、而我猶尸之。吾自視缺然。請致天下。許由曰、子治天下、天下既已治也。而我猶代子、吾將爲名乎。名者實之賓也。吾將爲賓乎、鷦鷯巢於深林不過一枝、偃鼠飲河不過滿腹。歸休乎君。予無所用天下爲。庖人雖不治庖、尸祝不越樽俎而代之矣。

堯、天下を許由に讓りて曰く、「日月出づるも、燭火息まず、其の光に於けるや亦難からずや。時雨降るも猶お浸灌す、其の澤に於けるや亦勞ならずや。夫子立たば而ち天下治まる、而るに我猶お之を尸（つかさど）る。吾自ら視ること缺然たり。請う、天下を致さん。」と。許由曰く、「子、天下を治め、天下既已に治まるなり。而るに我猶お子に代わる、吾將に名の爲めにせんか。名とは實の賓なり。吾將に賓の爲めにせんか、鷦鷯は深林に巢づくるも一枝に過ぎず、偃鼠は河に飲むも滿腹するに過ぎず。歸休せんか君。予、天下を用て爲す所無し。庖人は庖を治めずと雖も、尸祝は樽俎を越（うば）いて之に代わらず。」と。

堯が許由に天下を「讓」ろうとして斷われた説話である。

〔秋水篇〕北海若曰、……昔者堯舜讓而帝、之噲讓而絶。湯武爭而王、白公爭而滅。由此觀之、爭讓之禮、堯桀之



行、貴賤有時、未可以爲常也。梁麗可以衝城、而不可以窒穴。言殊器也。騏驥驂騑、一日而馳千里、捕鼠不如狸狽。言殊技也。鳴夜撮蚤察豪末、晝出瞋目而不見丘山。言殊性也。故曰、蓋師是而无非、師治而无亂乎。是未明天地之理萬物之情者也。是猶師天而无地、師陰而无陽。其不可行明矣。然且語而不舍、非愚則誣也。帝王殊禪、三代殊繼。差其時逆其俗者、謂之篡夫。當其時順其俗者、謂之義之徒。默默乎河伯。女惡知貴賤之門小大之家。北海若曰く、「……昔者、堯・舜讓りて帝たるも、之・噲讓りて絶つ。湯・武争いて王たるも、白公争いて滅ぶ。此れに由りて之を觀れば、争讓の禮、堯・桀の行いは、貴賤に時有りて、未だ以て常と爲すべからざるなり。梁麗は以て城を衝くべきも、以て穴を窒ぐべからず。言うところは器を殊にするなり。騏驥驂騑は、一日にして千里を馳するも、鼠を捕うるに狸狽に如かず。言うところは技を殊にするなり。鳴は夜、蚤を撮り豪末を察するも、晝出ずれば瞋目するも丘山を見ず。言うところは性を殊にするなり。故に曰く、蓋そ是を師として非を无とし、治を師として亂を无とせざらんや。」と。是れ未だ天地の理・萬物の情を明らかにせざる者なり。是れ猶お天を師として地を无とし、陰を師として陽を无とするがごとし。其の行うべからざること明らかなり。然れども且つ語りて舍かざるは、愚に非ざれば則ち誣うるなり。帝王は禪を殊にし、三代、繼を殊にす。其の時に差い其の俗に逆う者は、之を篡夫と謂う。其の時に當り其の俗に順う者は、之を義の徒と謂う。默默たらんか河伯。女、惡そ貴賤の門・小大の家を知らんや。」と。

堯舜は「讓」つて帝となつたが、燕の之と噲は「讓」つて滅んだことをいう。それと同時に、湯・武が「争」つて王となつたが、楚の白公はそれで滅んだこともいい、支配者となるのに争・讓のどちらがよいかは、ケースバイケースだと述べている。君位を「讓」ることそれ自體は、良いとも悪いともいつているわけではない。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

〔讓王篇〕堯以天下讓許由。許由不受。又讓於子州支父。子州支父曰、以我爲天子、猶之可也。雖然、我適有幽憂之病、方且治之。未暇治天下也。夫天下至重也。而不以害其生。又況他物乎。唯无以天下爲者、可以託天下也。舜讓天下於子州支伯。子州支伯曰、予適有幽憂之病、方且治之。未暇治天下也。故天下大器也。而不以易生。此有道者之所以異乎俗者也。

舜以天下讓善卷。善卷曰、余立於宇宙之中、冬日衣皮毛、夏日衣葛絺。春耕種、形足以勞動、秋收斂、身足以休食。日出而作、日入而息、逍遙於天地之間、而心意自得。吾何以天下爲哉。悲夫、子之不知余也。遂不受。於是去而入深山、莫知其處。

舜以天下讓其友石戸之農。石戸之農曰、捲捲乎、后之爲人。葆力之士也。以舜之德爲未至也。於是夫負妻戴、攜子以入於海、終身不反也。

堯、天下を以て許由に讓る。許由受けず。又子州支父に讓る。子州支父曰く、「我を以て天子と爲すは、猶お之可なり。然りと雖も、我適たま幽憂の病有り、方且に之を治めんとす。未だ天下を治むるに暇あらざるなり。」と。夫れ天下は至重なり。而して以て其の生を害わず。又況んや他物をや。唯だ天下を以て爲す无き者のみ、以て天下を託すべきなり。

舜、天下を子州支伯に讓る。子州支伯曰く、「予適たま幽憂の病有り、方且に之を治めんとす。未だ天下を治むるに暇あらざるなり。」と。故に天下は大器なり。而して以て生に易えず。此れ有道者の俗に異なる所以の者なり。

舜、天下を以て善卷に讓る。善卷曰く、「余、宇宙の中に立ち、冬日は皮毛を衣、夏日は葛絺を衣る。春は耕種

し、形は以て勞動するに足り、秋は收斂し、身は以て休食するに足る。日出でて作し、日入りて息い、天地の間に逍遙して、心意自得す。吾何ぞ天下を以て爲さんや。悲しいかな、子の余を知らざるや。」と。遂に受けず。是に於いて去りて深山に入り、其の處を知る莫し。

舜、天下を以て其の友石戸之農に讓る。石戸之農曰く、「捲捲たるか、后の人と爲り。葆力の士なり。」と。舜の徳を以て未だ至らずと爲すなり。是に於て夫は負い妻は戴き、子を攜えて以て海に入り、終身反らざるなり。

讓王篇は、篇名自體に「讓」字がついており、「讓」との關わりが深い篇である。しかし雜篇に屬し、内容が『呂氏春秋』などと重なることから、宋代以來、僞作が疑われ續けてきた經緯がある。ここは、堯・舜がそれぞれ天下を「讓」ろうとしたが、斷わられたという説話である。子州支父は『呂氏春秋』貴生篇、石戸之農は『同』離俗篇にほぼ同文のものが見える。

〔讓王篇〕舜以天下讓其友北人无擇。北人无擇曰、異哉、后之爲人也。居於畎畝之中、而遊堯之門。不若是而已、又欲以其辱行漫我。吾羞見之。因自投清冷之淵。

湯將伐桀、因卞隨而謀。卞隨曰、非吾事也。湯曰、孰可。曰、吾不知也。湯又因務光而謀。務光曰、非吾事也。湯曰、孰可。曰、吾不知也。湯曰、伊尹何如。曰、強力忍垢。吾不知其他也。湯遂與伊尹謀、伐桀剋之、以讓卞隨。卞隨辭曰、后之伐桀也、謀乎我、必以我爲賊也。勝桀而讓我、必以我爲貪也。吾生乎亂世、而无道之人再來、漫我以其辱行。吾不忍數聞也。乃自投桐水而死。

湯又讓務光曰、知者謀之、武者遂之、仁者居之、古之道也。吾子胡不立乎。務光辭曰、廢上、非義也。殺民、非仁也。人犯其難、我享其利、非廉也。吾聞之曰、非其義者、不受其祿。无道之世、不踐其土。況尊我乎。吾不忍

久見也。乃負石而自沈於廬水。

舜、天下を以て其の友北人无擇に讓る。北人无擇曰く、「異なるかな、后の人と爲りや。畎畝の中に居りて、堯の門に遊ぶ。是の若きのみならず、又其の辱行を以て我を漫さんと欲す。吾、之を見るを羞ず。」と。因りて自ら清冷の淵に投ず。

湯、將に桀を伐たんとし、卞隨に因りて謀る。卞隨曰く、「吾が事に非ざるなり。」と。湯曰く、「孰か可なる。」と。曰く、「吾知らざるなり。」と。湯、又務光に因りて謀る。務光曰く、「吾が事に非ざるなり。」と。湯曰く、「孰か可なる。」と。曰く、「吾知らざるなり。」と。湯曰く、「伊尹は何如。」と。曰く、「強いて力めて垢を忍ぶ。吾、其の他を知らざるなり。」と。湯、遂に伊尹と謀り、桀を伐ちて之に剋ち、以て卞隨に讓る。卞隨辭して曰く、「后の桀を伐つや、我に謀る、必ず我を以て賊と爲すなり。桀に勝ちて我に讓る、必ず我を以て貪と爲すなり。吾、亂世に生まれて、无道の人再び來たり、我を漫すに其の辱行を以てす。吾、數しば聞くに忍びざるなり。」と。乃ち自ら桐水に投じて死す。

湯、又務光に讓りて曰く、「知者、之を謀り、武者、之を遂げ、仁者、之に居るは、古の道なり。吾子、胡ぞ立たざるか。」と。務光辭して曰く、「上を廢するは、義に非ざるなり。民を殺すは、仁に非ざるなり。人、其の難を犯して、我、其の利を享くるは、廉に非ざるなり。吾、之を聞くに曰く、「其の義に非ざる者は、其の禄を受けず。无道の世は、其の土を踐まず。」と。況んや我を尊ぶをや。吾、久しく見るに忍びざるなり。」と。乃ち石を負いて自ら廬水に沈む。

これも舜・湯が天下を「讓」ろうとして斷われた説話である。『呂氏春秋』離俗篇に同じ説話が見える。

(盜跖篇) 知和曰、知者之爲、故動以百姓、不違其度。是以足而不爭、無以爲故不求。不足故求之、爭四處而不自以爲貪。有餘故辭之、棄天下而不自以爲廉。廉貪之實、非以迫外也。反監之度。勢爲天子、而不以貴驕人。富有天下、而不以財戲人。計其患、慮其反、以爲害於性。故辭而不受也。非以要名譽也。堯舜爲帝而雍、非仁天下也。不以美害生也。善卷許由得帝而不受、非虛辭讓也。不以事害己。此皆就其利、辭其害、而天下稱賢焉。則可以有之、彼非以興名譽也。

知和曰く、「知者の爲すや、故より動くに百姓を以てし、其の度に違わず。是を以て足りて争わず、以て爲す无きが故に求めず。足らざるが故に之を求め、四處に争いて自ら以て貪と爲さず。餘り有るが故に之を辭し、天下を棄てて自ら以て廉と爲さず。廉貪の實は、以て外に迫るに非ざるなり。反て之を度に監す。勢は天子爲り、而して貴を以て人に驕らず。富は天下を有つ、而して財を以て人を戲らず。其の患を計り、其の反を慮り、以て性に害ありと爲す。故に辭して受けざるなり。以て名譽を要むるに非ざるなり。堯・舜は帝爲りて雍(やわら)ぐ、天下に仁たるに非ざるなり。美を以て生を害せざるなり。善卷・許由は帝を得て受けず、辭讓を虚るに非ざるなり。事を以て己を害せず。此れ皆其の利に就き、其の害を辭して、天下賢と稱す。則ち以て之を有つべし、彼、以て名譽を興すに非ざるなり。」と。

善卷・許由が帝位を受けなかったのは、辭「讓」をかざったわけではなく、帝位に伴うことどもによって自分をそこなわないためであり、天下はこれらを「賢」と稱したという。儒家とは異なり、辭「讓」と「賢」が切り離されている。この盜跖篇も宋代以來偽作が疑われてきた篇である。以上、「君位」の「讓」である。

(天運篇) 古之至人、假道於仁、託宿於義、以遊逍遙之虛、食於苟簡之田、立於不貸之圃。逍遙無爲也。苟簡易養

也、不貸無出也。古者謂是采眞之遊。以富爲是者、不能讓祿。以顯爲是者、不能讓名。親權者、不能與人柄。操之則慄、舍之則悲。而一无所鑒、以闕其所不休者、是天之戮民也。怨恨取與諫教生殺、八者正之器也。唯循大變无所湮者、爲能用之。故曰、正者正也。其心以爲不然者、天門弗開矣。

古の至人は、道を仁に假り、宿を義に託し、以て逍遙の虚に遊び、苟簡の田に食し、不貸の圃に立つ。逍遙すれば無爲なり。苟簡なれば養い易きなり、不貸なれば出す無きなり。古は是れを采眞の遊と謂う。富を以て是と爲す者、祿を讓ること能わず。顯を以て是と爲す者、名を讓ること能わず。權に親しむ者、人に柄を與うること能わず。之を操れば則ち慄え、之を舍つれば則ち悲しむ。而して一も鑒る所無く、以て其の休まざる所を闕う者、是れ天の戮民なり。怨恨取與・諫教生殺、八者は正の器なり。唯大變に循いて湮ぐ所无き者、能く之を用いると爲す。故に曰く、「正（政）とは正すなり。」と。其の心以て然らずと爲す者、天門開かず。

富を尊ぶ者は俸祿を他人に「讓」れず、立身出世を尊ぶ者は名聲を他人に「讓」れないという。そういうものを「讓」ることはよいことなのである。名聲についてもいつているが、ここは「財産」に含めておく。

（刻意篇）刻意尚行、離世異俗、高論怨誹、爲亢而已矣。此山谷之士、非世之人、枯槁赴淵者之嗜好也。語仁義忠信、恭儉推讓、爲脩而已矣。此平世之士、教誨之人、遊居學者之嗜好也。語大功、立大名、禮君臣、正上下、爲治而已矣。此朝廷之士、尊主彊國之人、致功并兼者之嗜好也。就數澤、處閒曠、釣魚閒處、爲無而已矣。<sup>(2)</sup>此江海之士、避世之人、閒暇者之嗜好也。吹响呼吸、吐故納新、熊經鳥申、爲壽而已矣。此道引之士、養形之人、彭祖壽考者之嗜好也。

意を刻し行いを高くし、世を離れ俗に異なり、高論怨誹するは、亢を爲すのみ。此れ山谷の士、世を非るの人の

枯槁して淵に赴く者の好む所なり。仁義忠信を語り、恭儉推讓するは、脩を爲すのみ。此れ平世の士、教誨の人、遊居して學ぶ者の好む所なり。大功を語り、大名を立て、君臣を禮し、上下を正すは、治を爲すのみ。此れ朝廷の士、尊主疆國の人、致功并兼する者の好む所なり。藪澤に就き、閒曠に處り、釣魚閒處するは、無を爲すのみ。此れ江海の士、世を避くるの人、閒暇なる者の好む所なり。吹呶呼吸し、吐故納新し、熊經鳥申するは、壽を爲すのみ。此れ道引の士、養形の人、彭祖壽考なる者の好む所なり。

仁義忠信を語り、恭儉推「讓」するのは、脩養しているだけであるとし、ここでいう「讓」には否定的である。いずれも『孟子』や『荀子』といった儒家にみられる概念であり、それらが否定されている。

(秋水篇) 河伯曰、世之議者皆曰、至精无形、至大不可圍。是信情乎。北海若曰、夫自細視大者不盡、自大視細者不明。夫精小之微也、埤大之殷也。故異便。此勢之有也。夫精粗者、期於有形者也。无形者、數之所不能分也。不可圍者、數之所不能窮也。可以言論者、物之粗也。可以意致者、物之精也。言之所不能論、意之所不能察致者、不期精粗焉。是故大人之行、不出乎害人、不多仁恩。動不爲利、不賤門隸。貨財弗爭、不多辭讓。事焉不借人、不多食乎力。不賤貪汙。行殊乎俗、不多辟異。爲在從衆、不賤佞諂。世之爵祿不足以爲勸、戮恥不足以爲辱。知是非之不可爲分、細大之不可爲倪。聞曰、道人不聞、至德不得、大人无己。約分之至也。

河伯曰く、「世の議する者皆曰く、「至精は形無く、至大は圍むべからず」と。是れ信の情なるか。」と。北海若曰く、「夫れ細自り大を視る者は盡くさず、大自より細を視る者は明らかならず。夫れ精は小の微なり、埤は大の殷なり。故に便を異にす。此れ勢の有なり。夫の精粗なる者は、有形に期する者なり。无形なる者は、數の分かつ能わざる所なり。圍むべからざる者は、數の窮む能わざる所なり。言を以て論ぐべき者は、物の粗なり。意



を以て致す者は、物の精なり。言の論ぐる能わざる所、意の致す能わざる所の者は、精粗を期せず。是の故に大人<sup>レ</sup>の行は、人を害するに出でざるも、仁恩を多とせず。動きて利の爲めにせざるも、門隸を賤しまず。貨財を爭わざるも、辭讓を多とせず。事は人に借りざるも、力に食するを多とせず。貪汗を賤しまず。行い俗に殊なるも、辟異を多とせず。爲すこと衆に従うに在るも、佞諂を賤しまず。世の爵禄は以て勸と爲すに足らず、戮恥は以て辱と爲すに足らず。是非の分を爲すべからず、細大の倪を爲すべからざるを知る。聞曰くならく、「道人は聞かず、至徳は得（徳）とせず、大人は己無し。」と。約分の至りなり。」と。

大人の行いは、財貨を争わないが、辭「讓」をとうとばないという。「辭讓」が儒家系文献におけるキーワードであることを考えれば、よく理解できる發想である。以上、「徳目」の「讓」である。

「儀禮」一、「君位」五、「財産」一、徳目二例である。『莊子』は、いわゆる禪「讓」の類についてよく述べるが、いずれも否定的である。仁義忠信、恭儉推「讓」、辭「讓」も否定しており、これらは『孟子』・『荀子』にもみられる重要な術語である。このように、『孟子』・『荀子』にみられる概念としての「讓」にも否定的であるが、禄・名を「讓」することは肯定する。このように、『莊子』で議論の対象となっている「讓」のあり方は、『孟子』・『荀子』のそれとある程度重なる部分がある。儒家の議論を踏まえて述べていることは明らかであり、かつその述べられている篇が、外篇の刻意篇・秋水篇といった後代性を疑われてきたものである。

ここで法家系の文献もみておこう。『商君書』は、「君位」に関するもの一個所のみである。<sup>(75)</sup>

(開塞篇) 故曰、王道有繩。夫王道一端、而臣道亦一端。所道則異、而所繩則一也。故曰、民愚則知可以王、世知則力可以王。民愚則力有餘而知不足、世知則巧有餘而力不足。民之生、不知則學、力盡而服。故神農教耕而王、天下師其知也。湯武致強而征、諸侯服其力也。夫民愚、不懷知而問。世知、無餘力而服。故以愛王天下者并刑、力征諸侯者退德。聖人不法古、不脩今。法古則後於時、脩今則塞於勢。周不法商、夏不法虞。三代異勢而皆可以王。故興王有道、而持之異理。武王逆取而貴順、爭天下而上讓。其取之以力、持之以義。今世強國事兼併、弱國務力守。上不及虞夏之時、而下不脩湯武。湯武塞、故萬乘莫不戰、千乘莫不守。此道之塞久矣、而世主莫之能廢也。故三代不四。非明主莫有能聽也。今日願啟之以效。

故に曰く、王道は繩有り。夫れ王道は一端にして、臣道も亦一端なり。道とする所は則ち異なれども、繩とする所は則ち一なり。故に曰く、「民愚かなれば則ち以て王たるべきを知り、世知あれば則ち力、以て王たるべし。民愚かなれば則ち力、餘有りて知は足らず、世知れば則ち巧餘有りて力足らず。民の生まるるや、知らざれば則ち學び、力盡くして服す。故に神農は耕を教えて王たり、天下、其の知を師とするなり。湯・武は強を致して征し、諸侯、其の力に服するなり。夫れ民の愚かなる、知に懷かずして問う。世知ありて、餘力無くして服す。故に愛を以て天下に王たる者は刑を并せ、力、諸侯を征する者は徳を退く。聖人は古に法らずして、今を脩めず。古に法れば則ち時に後れ、今を脩むれば則ち勢に塞がる。周は商に法らず、夏は虞に法らず。三代、勢を異にして而も皆以て王たるべし。故に王興るに道有りて、之を持つに理を異にす。武王は逆取して順を貴び、天下を争いて讓るを上ぶ。其れ之を取るに力を以てし、之を持つに義を以てす。今の世の強國は兼併を事とし、弱國は力守に務む。上虞・夏の時に及ばずして、下は湯・武を脩めず。湯・武塞がる、故に萬乘は戦わざる莫く、千乘は

守らざる莫し。此の道の塞がること久しくして、世主の之を能く廢（發）く莫きなり。故に三代は四あらず。明主の能く聽く有る莫ければなり。今日、之を敢くに效を以てせんと願う。

武王は、王位を奪って「順」をたつとびながら、天下を争って「讓」ることたつとんだとある。但し、これは今の世のことではなく、あくまでも過去のこととされる。『左傳』では「讓」が「順」に反するとされたが、ここでは周の武王が「讓」「順」の兩者を兼ねる存在とされている。

次に『韓非子』である。成書の上限は戰國末期であり、<sup>(76)</sup>「讓」の用例は多い。

（外儲説左下篇） 桓公問置吏於管仲。管仲曰、辯察於辭、清潔於貨、習人情、夷吾不如絃商。請立以爲大理。登降肅讓、以明禮待賓、臣不如隰朋。請立以爲大行。壘草剗邑、辟地生粟、臣不如甯武。請以爲大田。三軍既成陣、使士視死如歸、臣不如公子成父。請以爲大司馬。犯顏極諫、臣不如東郭牙。請立以爲諫臣。治齊此五子足矣。將欲霸王、夷吾在此。

桓公、吏を置くを管仲に問う。管仲曰く、「辭に辯察、貨に清潔にして、人情を習うは、夷吾、絃商に如かず。請う、立てて以て大理と爲さん。登降肅讓、以て禮を明らかにし賓を待つは、臣、隰朋に如かず。請う、立てて以て大行と爲さん。草を壘して邑を剗め、地を辟きて粟を生ずるは、臣、甯武に如かず。請う、以て大田と爲さん。三軍既に陣を成し、士をして死を視ること歸するが如くせしむるは、臣、公子成父に如かず。請う、以て大司馬と爲さん。顔を犯して極諫するは、臣、東郭牙に如かず。請う、立てて以て諫臣と爲さん。齊を治むるは此の五子にして足れり。將に霸王たらんと欲すれば、夷吾此に在り。」と。

『管子』小匡篇に類似の説話がある。ここの登降肅「讓」の「讓」は、へりくだる意味である。管仲が登降肅「讓」云々については隠朋に及ばないと述べている。「徳目」としての「讓」にも思えるが、「儀禮」の「讓」に含めておく。以上、「儀禮」の「讓」である。

(姦劫弑臣) 若夫豫讓爲智伯臣也、上不能説人主、使之明法術度數之理、以避禍難之患、下不能領御其衆、以安其國。及襄子之殺智伯也、豫讓乃自黔劊、敗其形容、以爲智伯報襄子之仇。是雖有殘形殺身、以爲人主之名、而實無益於智伯、若秋毫之末。此吾之所下也、而世主以爲忠而高之。古有伯夷叔齊者。武王讓以天下而弗受、二人餓死首陽之陵。若此臣、不畏重誅、不利重賞、不可以罰禁也、不可以賞使也。此之謂無益之臣也。吾所少而去也、而世主之所多而求也。

夫の豫讓の智伯の臣爲るが若きや、上は人主に説き、之をして法術度數の理を明らかにして、以て禍難の患を避けしむること能わず、下は其の衆を領御して、以て其の國を安んずること能わず。襄子の智伯を殺すに及びてや、豫讓乃ち自ら黔劊し、其の形容を敗り、以て智伯の爲めに襄子の仇を報ず。是れ形を殘い身を殺し、以て人主の爲めにするの名有りと雖も、而して實は智伯に益すること、秋毫の末の若きも無し。此れ吾の下とする所なり、而るに世主は以て忠にして之を高しと爲す。古に伯夷・叔齊なる者有り。武王、讓るに天下を以てするも受けず、二人、首陽の陵に餓死す。此の若きの臣は、重誅を畏れず、重賞を利とせず、罰を以て禁ずべからざるなり、賞を以て使うべからざるなり。此れを之無益の臣と謂うなり。吾が少として去る所なり、而して世主の多として求むる所なり。

周の武王が伯夷・叔齊に天下を「讓」ろうとしたが、斷われたことが述べられている。伯夷・叔齊のような臣下

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

は「無益の臣」として否定されている。

(説林上篇) 湯以伐桀。而恐天下言己爲貪也。因乃讓天下於務光。而恐務光之受之也。乃使人說務光曰、湯殺君、而欲傳惡聲于子。故讓天下於子。務光因自投於河。

湯、以(己)に桀を伐つ。而して天下の己を言いて貪と爲すを恐るるなり。因りて乃ち天下を務光に讓る。而して務光の之を受くるを恐るるなり。乃ち人をして務光に説かして曰く、「湯、君を殺し、而して惡聲を子に傳えんと欲す。故に天下を子に讓る。」と。務光因りて自ら河に投ず。

殷の湯が務光に天下を「讓」ろうとした説話である。『莊子』讓王篇・『呂氏春秋』離俗篇にも見られるが、ここでは湯が一種の政治的パフォーマンスとして「讓」ろうとしたことにされている。

(説林下篇) 堯以天下讓許由。許由逃之、舍於家人。家人藏其皮冠。夫棄天下、而家人藏其皮冠、是不知許由者也。堯、天下を以て許由に讓る。許由、之を逃れ、家人に舍る。家人、其の皮冠を藏す。夫れ天下を棄て、而して家人、其の皮冠を藏するは、是れ許由を知らざる者なればなり。

堯が許由に天下を「讓」ろうとしたことに關連する説話である。但し、その主題は、高潔な許由が、彼のことを知らない民間人から盗みを警戒されたところにある。

(外儲説右下篇) 潘壽謂燕王曰、王不如以國讓子之。人所以謂堯賢者、以其讓天下於許由。許由必不受也。則是堯有讓許由之名、而實不失天下也。今王以國讓子之、子之必不受也。則是王有讓子之之名、而與堯同行也。於是燕王因舉國而屬子之、<sup>(76)</sup>子之太重。

潘壽、燕王に謂いて曰く、「王、國を以て子之に讓るに如かず。人の堯を賢と謂う所以の者は、其の天下を許由

に讓るを以てなり。許由、必ず受けざるなり。則ち是れ堯に許由に讓るの名有りて、實は天下を失わざるなり。今、王、國を以て子之に讓らば、子之必ず受けざるなり。則ち是れ王に子之に讓るの名有りて、堯と行いを同じくするなり。」と。是に於て燕王、因りて國を擧げて子之に屬し、子之大いに重し。

經で「人主は上に鑒み、而して居者適わざらば顯われず。故に潘壽は禹の情を言う。」とあるのに對應する説の部分である。ここは燕王が潘壽にあざむかれて、子之に王位を「讓」った説話である。そこでは故事として堯から許由への「讓」も述べられている。

(五蠹篇) 堯之王天下也、茅茨不翦、采椽不斲、糲糲之食、藜藿之羹、冬日麤裘、夏日葛衣、雖監門之服養、不虧於此矣。禹之王天下也、身執耒耜、以爲民先、股無胈、脛不生毛、雖臣虜之勞、不苦於此矣。以是言之、夫古之讓天子者、是去監門之養、而離臣虜之勞也。古傳天下而不足多也。今之縣令、一日身死、子孫累世絜駕。故人重之。是以人之於讓也、輕辭古之天子、難去今之縣令者、薄厚之實異也。

堯の天下に王たるや、茅茨翦らず、采椽斲らず、糲糲の食、藜藿の羹、冬日は麤裘、夏日は葛衣、監門の服養と雖も、此れより虧けず。禹の天下に王たるや、身ら耒耜を執り、以て民の先と爲り、股に胈無く、脛に毛を生ぜず、臣虜の勞と雖も、此れより苦しまず。是を以て之を言えば、夫の古の天子を讓る者は、是れ監門の養を去りて、臣虜の勞を離るるなり。古(故)に天下を傳うれども多とするに足らざるなり。今の縣令は、一日身死すと、子孫累世駕を絜ぬ。故に人之を重んず。是を以て人の讓に於けるや、古の天子を辭するを輕んじて、今の縣令を去るを難(はばか)るは、薄厚の實異なればなり。

いにしへの天子のありさまは、門番や下僕のようなもので、その位を「讓」ったのは、そうした苦しみから逃れた

だけで、賞讃すべきことではないという。

(忠孝篇) 夫所謂明君者、能畜其臣者也。所謂賢臣者、能明法辟、治官職、以戴其君者也。今堯自以爲明、而不能以畜舜、舜自以爲賢、而不能以戴堯、湯武自以爲義、而弑其君長。此明君且常與、而賢臣且常取也。故至今爲人子者、有取其父之家、爲人臣者、有取其君之國者矣。父而讓子、君而讓臣、此非所以定位一教之道也。臣之所聞曰、臣事君、子事父、妻事夫。三者順則天下治、三者逆則天下亂。此天下之常道也。明王賢臣而弗易也。則人主雖不肖、臣不敢侵也。今夫上賢任智無常、逆道也、而天下常以爲治。是故田氏奪呂氏於齊、戴氏奪子氏於宋。此皆賢且智也、豈愚且不肖乎。是廢常上賢則亂、舍法任智則危。故曰、上法而不上賢。

夫れ所謂明君とは、能く其の臣を畜う者なり。所謂賢臣とは、能く法辟を明らかにし、官職を治め、以て其の君を戴く者なり。今、堯自ら以て明と爲し、而して以て舜を畜う能わず、舜自ら以て賢と爲し、而して以て堯を戴く能わず、湯・武は自ら以て義と爲す、而して其の君長を弑す。此れ明君は且に常に與えんとして、賢臣は且に常に取らんとするなり。故に今に至るまで人の子爲る者にして、其の父の家を取る有り、人臣爲る者にして、其の君の國を取る者有り。父にして子に讓り、君にして臣に讓る、此れ位を定め教えを一にする所以の道に非ざるなり。臣の聞く所に曰く、「臣は君に事え、子は父に事え、妻は夫に事う。三者順なれば則ち天下治まり、三者逆なれば則ち天下亂る。」と。此れ天下の常道なり。明王賢臣にして易えざるなり。則ち人主不肖と雖も、臣、敢えて侵さざるなり。今夫れ賢を上げ智に任せて常無きは、逆道なり、而して天下常に以て治を爲す。是の故に田氏は呂氏を齊に奪い、戴氏は子氏を宋に奪う。此れ皆賢にして且つ智なり、豈に愚にして且つ不肖ならんや。是れ常を廢し賢を上げば則ち亂れ、法を捨て智に任ずれば則ち危し。故に曰く、「法を上げて賢を上げず。」と。



堯舜禪讓や湯・武の放伐のような、父から子、君から臣への「讓」を否定し、「法」をたつとび「賢」をたつとび「賢」といふ。

(忠孝篇) 古者黔首懷密愆愚。故可以虚名取也。今民儼調智慧、欲自用不聽上。上必且勸之以賞、然後可進、又且畏之以罰、然後不敢退。而世皆曰、許由讓天下、賞不足以勸。盜跖犯刑赴難、罰不足以禁。臣曰、未有天下、而無以天下爲者、許由是也。已有天下、而無以天下爲者、堯舜是也。毀廉求財、犯刑趨利、忘身之死者、盜跖是也。此二者殆物也。治國用民之道也、不以此二者爲量。治也者、治常者也、道也者、道常者也。殆物妙言、治之害也。天下太上之士、不可以賞勸也、天下太下之士、不可以刑禁也。然爲太上士不設賞、爲太下士不設刑、則治國用民之道失矣。

古者、黔首は懷密愆愚なり。故に虚名を以て取るべきなり。今、民は儼調智慧にして、自ら用いるを欲し上を聽かず。上は必ず且つ之に勸むるに賞を以てし、然る後に進むべく、又且いは之を畏するに罰を以てし、然る後に敢えて退かず。而るに世、皆曰く、「許由は天下を讓る、賞は以て勸むるに足らず。盜跖は刑を犯し難に赴く、罰は不足以て禁するに足らず。」と。臣曰く、未だ天下を有たずして、天下を以て爲す無き者は、許由是れなり。已に天下を有ちて、天下を以て爲す無き者は、堯・舜是れなり。廉を毀り財を求め、刑を犯し利に趨り、身の死を忘るる者は、盜跖是れなり。此の二者は殆物なり。國を治め民を用いるの道なるや、此の二者を以て量と爲さず。治なる者は、常を治むる者なり、道なる者は、常を道(導)く者なり。殆物妙言は、治の害なり。天下太上の士は、賞を以て勸むべからざるなり、天下太下の士は、刑を以て禁すべからざるなり。然れども太上の士の爲めに賞を設けず、太下の士の爲めに刑を設けざれば、則ち國を治め民を用いるの道失す。

許由が天下を「讓」つたのは特別な事例であり、最上等・最下等の士を基準にして賞・刑を設けないわけにはいかないことをいう。以上、「君位」の「讓」である。

(難一篇) 或曰、桓公之所應優、非君人者之言也。……且桓公得管仲又不難。管仲不死其君而歸桓公、鮑叔輕官讓能而任之。桓公得管仲又不難明矣。

或ひと曰く、「桓公の優に應うる所は、人に君たる者の言に非ざるなり。……且つ桓公の管仲を得るは又難からず。管仲は其の君に死せずして桓公に歸し、鮑叔は官を輕んじて能に讓りて之に任ず。桓公の管仲を得ること、又難からざること明らかなり。

齊の桓公を閻主として批判する文脈で、鮑叔が「能」ある管仲に地位を「讓」つたことをいう。これは「役職」の「讓」である。

(難一篇) 歴山之農者侵畔。舜往耕焉、暮年畎畝正。河濱之漁者爭坻。舜往漁焉、暮年而讓長。東夷之陶者器苦窳。舜往陶焉、暮年而器牢。仲尼歎曰、耕漁與陶、非舜官也。而舜往爲之者、所以救敗也。舜其信仁乎。乃躬藉處苦而民從之。故曰、聖人之德化乎。

歴山の農者、畔を侵す。舜往きて耕し、暮年にして畎畝正し。河濱の漁者、坻を争う。舜往きて漁し、暮年にして長に讓る。東夷の陶者、器は苦窳なり。舜往きて陶し、暮年にして器牢なり。仲尼歎じて曰く、「耕漁と陶とは、舜の官に非ざるなり。而して舜、往きて之を爲すは、敗を救う所以なり。舜、其れ信に仁なるか。乃ち躬ら藉(ふ)みて苦に處りて民、之に従う。故に曰く、聖人の徳化なるか。」と。

矛盾の話の前提として掲げられる説話である。漁師が漁場を争っていたが、舜がやってきて漁をすると、一年で年

「長」者に「讓」るようになったとあり、孔子が感嘆するけれども、その感嘆は矛盾の話で覆されることになる。「財産」の「讓」としておく。

（難言篇）臣非非難言也。所以難言者、言順比滑澤、洋洋纒纒然、則見以爲華而不實。敦祇恭厚、鯁固愼完、則見以爲掘而不倫。多言繁稱、連類比物、則見以爲虛而無用。物微說約、徑省而不飾、則見以爲劇而不辯。激急親近、探知人情、則見以爲譖而不讓。閔大廣博、妙遠不測、則見以爲夸而無用。家計小談、以具數言、則見以爲陋。言而近世、辭不悖逆、則見以爲貪生而諛上。言而遠俗、詭躁人間、則見以爲誕。捷敏辯給、繁於文采、則見以爲史。殊釋文學、以質信言、則見以爲鄙。時稱詩書、道法往古、則見以爲誦。此臣非之所以難言而重患也。

臣非、言うを難（はばか）るに非ざるなり。言うを難る所以の者は、言の順比滑澤にして、洋洋纒纒然たれば、則ち見て以て華にして不實と爲す。敦祇恭厚にして、鯁固愼完なれば、則ち見て以て掘にして不倫と爲す。多言繁稱にして、連類比物なれば、則ち見て以て虚にして無用と爲す。物微說約にして、徑省飾らざれば、則ち見て以て劇にして不辯と爲す。激急親近にして、人情を探知すれば、則ち見て以て譖にして不讓と爲す。閔大廣博にして、妙遠測らざれば、則ち見て以て夸にして無用と爲す。家計小談して、具數を以て言えば、則ち見て以て陋と爲す。言いて世に近く、辭して悖逆せざれば、則ち見て以て生を貪りて上に諛うと爲す。言いて俗に遠く、人間に詭躁すれば、則ち見て以て誕と爲す。捷敏辯給にして、文采に繁なれば、則ち見て以て史と爲す。文學を殊釋し、質信を以て言えば、則ち見て以て鄙と爲す。時に詩書を稱し、往古に道法すれば、則ち見て以て誦と爲す。此れ臣非の言うを難りて重く患うる所以なり。

激しく迫って近づき、人の心を探ると、相手（君主）からは「讓」ならず（無遠慮）と思われるという。

(問田篇) 堂谿公謂韓子曰、臣聞、服禮辭讓、全之術也。脩行退智、遂之道也。今先生立法術、設度數。臣竊以爲危於身而殆於軀。何以效之。所聞先生術曰、楚不用呉起而削亂、秦行商君而富彊。二子之言已當矣、然而呉起支解、而商君車裂者、不逢世遇主之患也。逢遇不可必也、患禍不可斥也。夫舍乎全遂之道、而肆乎危殆之行、竊爲先生無取焉。

堂谿公、韓子に謂いて曰く、「臣聞く、服禮辭讓は、全の術なり。脩行退智は、遂の道なり。今、先生は法術を立て、度數を設く。臣竊に以爲えらく、身を危くして軀を殆くす、と。何を以て之を效(あき)らかにせんか。聞く所の先生の術に曰く、「楚は呉起を用いずして削亂し、秦は商君を行いて富彊なり。二子の言、已に當る、然れども呉起は支解せられて、商君は車裂せらるるは、世に逢い主に遇わざるの患なり。」と。逢遇は必ずべからざるなり、患禍は斥くべからざるなり。夫れ全遂の道を捨てて、危殆の行を肆にするは、竊に先生の爲めに取る無し。」と。

儒家系思想家らしき堂谿公の言葉で、辭「讓」が身を全うする術だと述べられているが、この後、韓非子によってその論理が否定されている。

(八説篇) 摺笏干戚、不適有方鐵鉞。登降周旋、不逮日中奏百。狽首射侯、不當強弩趨發。干城距衝、不若埋穴伏橐。古人亟於德、中世逐於智、當今爭於力。古者寡事而備簡、樸陋而不盡。故有珣珣而推車者。古者人寡而相親、物多而輕利易讓。故有揖讓而傳天下者。然則行揖讓、高慈惠而道仁厚、皆推政也。處多事之時、用寡事之器、非智者之備也。當大爭之世、而循揖讓之軌、非聖人之治也。故智者不乘推車、聖人不行推政也。

摺笏干戚は、有方鐵鉞に適せず。登降周旋は、日中に百を奏るに逮ばず。狽首の射侯は、強弩の趨發に當らず。

干城距衝は、堙穴伏藁に若かず。古人は徳に亟（つと）め、中世は智に逐い、當今は力に争う。古は事寡くして備え簡、樸陋にして不盡くさず。故に朧朧にして推車なる者有り。古は人寡くして相親しく、物多くして利を輕んじ讓り易し。故に揖讓して天下に傳うる者有り。然らば則ち揖讓を行い、慈惠を高くして仁厚に道るは、皆推政なり。多事の時に處りて、寡事の器を用うるは、智者の備えに非ざるなり。大争の世に當りて、揖讓の軌に循うは、聖人の治に非ざるなり。故に智者は推車に乗らず、聖人は推政を行わざるなり。

いにしえは人が少なくて互いに親しく、物が多く利を輕んじ、天下を含めて何でも「讓」りやすかったが、現代は大争の世であつて、それではうまくいかないという。「揖讓」の語が用いられているが、内容から「徳目」に含めておく。以上、「徳目」としての「讓」である。

「儀禮」一、「君位」七、「役職」一、「財産」一、「徳目」三例である。『韓非子』は、儒家系文献のいう「辭讓」の類の「讓」には否定的である。また、「法」をたつとんで「賢」をたつとばすといい、「禪讓」も否定する。「讓」一般に厳しい態度をとつていゝといえる。ただ、臣下が「能」に、民が「長」に「讓」る場合は認めている。このあたりは、次の『管子』と共通する傾向である。いずれにせよ、『左傳』や『荀子』にみられるような「讓」のあり方が議論の前提になつていゝと考えられる。

これからとりあげる『管子』は、『漢書』藝文志では道家、『隋書』經籍志以降は法家とされ、その他の學派の思想要素もみられる、雜家的な要素をもつ文献である。その成書を金谷治は、戰國中期から前漢にかけてと推測するが、

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

現時點ではこれが射ていると思われる。『管子』では「讓」の用例は多い。

(小匡篇) 初桓公郊迎管子而問焉。管仲辭讓、然後對以參國伍鄙、立五鄉以崇化、建五屬以厲武、寄兵於政、因罰備器械、加兵無道諸侯、以事周室。桓公大說、於是齋戒十日、將相管仲。

初め、桓公管子を郊迎して問う。管仲辭讓し、然る後に對するに參國伍鄙、五鄉を立てて以て化を崇び、五屬を建てて以て武を厲まし、兵を政に寄せ、罰に因りて器械を備え、兵を無道の諸侯に加え、以て周室に事するを以てす。桓公大いに説び、是に於いて齋戒すること十日、將に管仲を相とせんとす。

こゝは、儀禮上へりくだる意味での辭「讓」である。

(小匡篇) 管仲曰、升降揖讓、進退閑習、辨辭之剛柔、臣不如隰朋。請立爲大行。墾草入邑、辟土聚粟、多衆盡地之利、臣不如寧戚。請立爲大司田。平原廣牧、車不結轍、士不旋踵、鼓之而三軍之士視死如歸、臣不如王子城父。請立爲大司馬。決獄折中、不殺不辜、不誣無罪、臣不如賓胥無。請立爲大司理。犯君顏色、進諫必忠、不辟死亡、不撓富貴、臣不如東郭牙。請立以爲大諫之官。此五子者、夷吾一不如。然而以易夷吾、夷吾不爲也。君若欲治國彊兵、則五子者存矣。若欲霸王、夷吾在此。桓公曰、善。

管仲曰く、「升降揖讓、進退閑習、辨辭の剛柔なるは、臣、隰朋に如かず。請う、立てて大行と爲さん。草を墾して邑に入れ、土を辟きて粟を聚め、衆を多くして地の利を盡くすは、臣、寧戚に如かず。請う、立てて大司田と爲さん。平原廣牧、車は轍を結ばず、士は踵を旋さず、之を鼓して三軍の士、死を視ること歸るが如くするは、臣、王子城父に如かず。請う、立てて大司馬と爲さん。獄を決め中进行(さだ)め、不辜を殺さず、無罪を誣いざるは、臣、賓胥無に如かず。請う、立てて大司理と爲さん。君の顔色を犯し、進諫必忠、死亡を辟けず、

富貴を撓まざるは、臣、東郭牙に如かず。請う、立てて以て大諫の官と爲さん。此の五子者は、夷吾一も如かず。然り而して以て夷吾に易うることは、夷吾爲さざるなり。君若し治國彊兵を欲すれば、則ち五子者存す。若し霸王たらんと欲すれば、夷吾此に在り。」と。桓公曰く、「善し。」と。

『韓非子』外儲説左下篇に類似の説話がある。管仲が、儀禮的な「揖讓」等については、隰朋に及ばないと述べている。五人の重臣の徳目の一つとして用いられているようにもとれるが、「儀禮」の「讓」に含めておく。

（心術上篇）人皆欲智、而莫索其所以智乎。智乎智乎、投之海外無自奪、求之者不得處之者。夫正人無求之也。故能虚無。虚無無形謂之道。化育萬物謂之徳。君臣父子人間之事謂之義。登降揖讓、貴賤有等、親疏之體謂之禮。簡物小未一道、殺僂禁誅謂之法。大道可安而不可説、直人之言、不義不顧。不出於口、不見於色、四海之人、又孰知其則。

人皆智を欲す、而して其の智なる所以を索むること莫きや。智や智や、之を海外に投じて自ら奪わること無し、之を求むる者は之に處ることを得ざる者なり。夫の正人は之を求むること無きなり。故に能く虚無なり。虚無は形無し、之を道と謂う。萬物を化育す、之を徳と謂う。君臣父子人間之事、之を義と謂う。登降揖讓、貴賤に等有り、親疏の體、之を禮と謂う。物の小しく未だ道に一ならざるを簡（えら）び、殺僂禁誅す、之を法と謂う。大道安んずるべくして説くべからず、直（眞）人の言、義ならず顧みず。口より出でず、色に見さず、四海の人、又孰か其の則を知らん。

先の例と同様、儀禮的な「揖讓」であるが、「禮」と關連づけられており、徳目としても分類され得る。「儀禮」の「讓」である。

(弟子職篇) 凡言與行、思中以爲紀。古之將興者、必由此始。後至就席、狹坐則起。若有賓客、弟子駿作、對客無讓、應且遂行、趨進受命。所求雖不在、必以反命。反坐復業、若有所疑、捧手問之。師出皆起。

凡そ言と行とは、中以て紀と爲すを思ふ。古の將に興らんとする者は、必ず此れ由り始む。後れて至るには席に就くも、狹坐なれば則ち起つ。若し賓客有れば、弟子駿く作ち、客に對して讓る無く、應じて且つ遂に行き、趨り進みて命を受く。求むる所在らずと雖も、必ず以て反命す。坐に反し業に復し、若し疑う所有らば、手を捧げて之を問う。師出づれば皆起つ。

禮儀作法上のことについて、客に對して「讓」らない場合があることが述べられている。以上、儀禮上の「讓」である。

(霸言篇) 夫王者之心方而不最、列不讓賢、賢不齒弟擇衆、是貪大物也。是以王之形大也。

夫れ王者の心は方にして最ならず、列は賢に讓らず、賢は弟を齒せずして衆を擇ぶは、是れ大物を貪るなり。是を以て王の形大なり。

王者は位階を「賢」に「讓」らないという。「君位」の「讓」である。

(立政篇) 君之所慎者四。一曰大德不至仁、不可以授國柄。二曰見賢不能讓、不可與尊位。三曰罰避親貴、不可使主兵。四曰不好本事、不務地利而輕賦斂、不可與都邑。此四務者、安危之本也。故曰、卿相不得衆、國之危也。大臣不和同、國之危也。兵主不足畏、國之危也。民不懷其產、國之危也。故大德至仁、則操國得衆。見賢能讓、則大臣和同。罰不避親貴、則威行於鄰敵。好本事、務地利、重賦斂、則民懷其產。

君の慎む所の者四あり。一に曰く、大德も至仁ならざれば、以て國柄を授くべからず。二に曰く、賢を見て讓る



能わざれば、尊位を與うべからず。三に曰く、罰、親貴を避くれば、兵を主らしむべからず。四に曰く、本事を好まざれば、地利を務めずして賦斂を輕んずれば、都邑を與うべからず。此の四務者は、安危の本なり。故に曰く、卿相、衆を得ざるは、國の危なり。大臣和同せざるは、國の危なり。兵主畏るるに足らざるは、國の危なり。民、其の産を懷わざるは、國の危なり、と。故に大德至仁なれば、則ち國を操り衆を得。賢を見て能く讓れば、則ち大臣和同す。罰、親貴避けざれば、則ち威、鄰敵に行わる。本事を好み、地利を務め、賦斂を重（はばか）れば、則ち民、其の産を懷う。

「賢」を見て「讓」ることができない者には、高い位を與えてはならず、それができれば大臣が和同するといふ。「役職」の「讓」に含めておく。

（君臣下篇）夫水波而上、盡其搖而復下、其勢固然者也。故德之以懷也、威之以畏也、則天下歸之矣。有道之國、發號出令、而夫婦盡歸親於上矣。布法出憲、而賢人列士盡功能於上矣。千里之内、東布之罰、一畝之賦、盡可知也。治斧鉞者不敢讓刑、治軒冕者不敢讓賞、墳然若一父之子、若一家之實、義禮明也。

夫れ水は波たちて上り、其の搖を盡くして復た下るは、其の勢固より然る者なり。故に之を德して以て懷け、之を威して以て畏れしめば、則ち天下之に歸す。有道の國、號を發し令を出して、夫婦盡く上に歸親す。法を布き憲を出して、賢人列士、功能を上に盡す。千里の内、東布の罰、一畝の賦、盡く知るべきなり。斧鉞を治むる者は敢えて刑を讓らず、軒冕を治むる者は敢えて賞を讓らず、墳然として一父の子の若く、一家の實の若きは、義禮明らかなればなり。

刑・賞をつかさどる者は、それらを「讓」らないことをいう。「その他」の「讓」である。

(侈靡篇) 事立而壞何也。兵遠而畏何也。<sup>(80)</sup> 民已聚而散何也。輟安而危何也。功成而不信者殆。兵強而無義者殘。不謹於附近而欲來遠者兵不信。略近臣合於其遠者立。亡國之起、毀國之族、則兵遠而不畏。國小而脩大、仁而不利、猶有爭名者。累哉是也。樂聚之力、以兼人之強、以待其害、雖聚必散。大王不恃衆而自恃、百姓自聚、供而後利之、成而無害。疏戚而好外企、以仁而謀泄、賤寡而好大、此所以危。衆而約。實取而言讓。行陰而言陽。利人之有禍、言人之無患。吾欲獨有是若何。是故之時、陳財之道、可以行今也。利散而民察、必放之身然後行。事立(な)りて壞(やぶ)るは、何ぞや。兵遠くして畏るるは何ぞや。民已に聚りて散ずるは何ぞや。安を輟(や)めて危きは何ぞや。功成りて信ぜられざる者は殆し。兵強くして義無き者は殘(そこな)わる。附近を謹まずして遠者を來さんと欲すれば兵信(の)びず。近臣を略して其の遠に合する者は立つ。國の起を亡い、國の族を毀(やぶ)れば、則ち兵遠くして畏れず。國小にして大を脩むるに、仁にして利あらざれば、猶お名を争う者有るがごとし。累なるかな是れなり。聚の力を樂しみ、以て人の強を兼ね、以て其の害を待たば、聚と雖も必ず散ず。大王は衆を恃まずして自ら恃み、百姓自ら聚り、供して而る後に之を利し、成りて害無し。戚を疏んじて外の企みを好み、仁を以て謀泄れ、賤寡くして大を好むは、此れ危き所以なり。衆にして約。實は取りて言は讓る。行いは陰にして言は陽。人の禍有るを利として、人の患無きを言う。吾、獨り是を有たんと欲するに若何せん。是れ故(古)の時、財を陳するの道にして、以て今に行うべきなり。利散じて民察すれば、必ず之を身に放(お)きて然る後に行わる。

實を取って言を「讓」という。「その他」の「讓」である。

(大臣篇) 齊僖公生公子諸兒公子糾公子小白、使鮑叔傅小白。鮑叔辭、稱疾不出。管仲與召忽往見之曰、何故不出。

鮑叔曰、先人有言曰、知子莫若父、知臣莫若君。今君知臣不肖也。是以使賤臣傳小白也。賤臣知棄矣。召忽曰、子固辭無出、吾權任子以死亡、必免子。鮑叔曰、子如是、何不免之有乎。管仲曰、不可。持社稷宗廟者、不讓事、不廣聞。將有國者、未可知也。子其出乎。召忽曰、不可。吾三人者之於齊國也、譬之猶鼎之有足也、去一焉則必不立矣。吾觀小白、必不爲後矣。

齊の僖公、公子諸兒・公子糾・公子小白を生み、鮑叔をして小白に傳たらしむ。鮑叔辭し、疾と稱して出でず。管仲と召忽と往きて之を見て曰く、「何の故に出でざる。」と。鮑叔曰く、「先人言有りて曰く、子を知るは父に若くは莫く、臣を知るは君に若くは莫し、と。今、君、臣の不肖を知るなり。是を以て賤臣をして小白に傳たらしむるなり。賤臣棄てらるるを知る。」と。召忽曰く、「子固く辭して出づる無れ、吾權（かり）に子に任ずるに死亡を以てすれば、必ず子を免ぜん。」と。鮑叔曰く、「子、是の如くあらば、何の免ぜられざるること之有らんや。」と。管仲曰く、「不可なり。社稷宗廟を持する者は、事を讓らず、聞を廣（むな）しくせず。將に國を有たんとする者は、未だ知るべからざるなり。子其れ出でんや。」と。召忽曰く、「不可なり。吾三人なる者の齊國に於けるや、之を譬うるに猶お鼎の足有るがごときなり、一を去らば則ち必ず立たず。吾、小白を觀るに、必ず後と爲らず。」と。

管仲の言葉で、社稷宗廟をたもつ者は、事を「讓」らないとある。條件付きで「讓」を否定する事例である。「その他」に含めておく。

（君臣上篇）是故有道之君、上有五官以牧其民、則衆不敢踰軌而行矣。下有五橫以揆其官、則有司不敢離法而使矣。朝有定度衡儀以尊主位、衣服禮綽盡有法度、則君體法而立矣。君據法而出令、有司奉命而行事、百姓順上而成

俗、著久而爲常。犯俗離教者、衆共姦之、則爲上者佚矣。天子出令於天下、諸侯受令於天子、大夫受令於君、子受令於父母、下聽其上、弟聽其兄。此至順矣。衡石一稱、斗斛一量、丈尺一綽制、弋兵一度、書同名、車同軌。此至正也。從順獨逆、從正獨辟、此猶夜有求而得火也。姦僞之人、無所伏矣。此先王之所以一民心也。是故天子有善、讓德於天。諸侯有善、慶之於天子。大夫有善、納之於君。民有善、本於父、慶之於長老。此道法之所從來、是治本也。

是の故に有道の君は、上に五官有りて以て其の民を牧すれば、則ち衆、敢て軌を踰えて行かず。下に五横有りて以て其の官を揆（はか）れば、則ち有司敢て法を離れて使わず。朝に定度衡儀有りて以て主位を尊くし、衣服禪統盡く法度有れば、則ち君、法を體して立つ。君は法に據りて令を出し、有司は命を奉じて事を行い、百姓は上に順いて俗を成し、著久にして常を爲す。俗を犯し教を離るる者は、衆共に之を姦とすれば、則ち上爲る者佚す。天子は令を天下に出し、諸侯は令を天子に受け、大夫は令を君に受け、子は令を父母に受け、下は其の上に聽き、弟は其の兄に聽く。此れ至順なり。衡石一稱、斗斛一量、丈尺一綽制、弋兵一度、書は名を同じくし、車は軌を同じくす。此れ至正なり。順に従うも獨り逆い、正に従うも獨り辟（よこしま）なれば、此れ猶お夜求有りて火を得るがごときなり。姦僞の人、伏する所無し。此れ先王の民心を一にする所以なり。是の故に天子善有らば、徳を天に讓る。諸侯善有らば、之を天子に慶す。大夫善有らば、之を君に納る。民に善有らば、父に本づき、之を長老に慶す。此れ道法の從來する所にして、是れ治の本なり。

天子以下の身分階層秩序を述べながら、天子に「善」があれば、「徳」を天に「讓」る、つまり「徳」を天に歸すという。以上、「その他」の「讓」である。

(五輔篇) 夫人必知禮然後恭敬。恭敬然後尊讓。尊讓然後少長貴賤不相踰越。少長貴賤不相踰越、故亂不生而患不作。故曰、禮不可不謹也。

夫れ人必ず禮を知りて然る後に恭敬たり。恭敬にして然る後に尊讓たり。尊讓にして然る後に少長貴賤、相踰越せず。少長貴賤、相踰越せず、故に亂生せずして患作らず。故に曰く、禮は謹まざるべからざるなり、と。

人は「禮」を知つてそれで恭敬であり、それで尊「讓」であり、それで長幼貴賤がたがいに規範を越えず、亂や患がおこらないという。

(小稱篇) 管子曰、脩恭遜敬愛辭讓、除怨無爭、以相逆也、則不失於人矣。嘗試多怨爭利、相爲不遜、則不得其身。大哉、恭遜敬愛之道。吉事可以入祭(祭<sup>81</sup>)、凶事可以居喪、大以理天下而不益也、小以治一人而不損也。嘗試往之中國諸夏蠻夷之國、以及禽獸昆蟲、皆待此而爲治亂。澤之身則榮、去之身則辱。審行之身而毋怠、雖夷貉之民、可化而使之愛。審去之身、雖兄弟父母、可化而使之惡。故之身者使之愛惡、名者使之榮辱。此其變名物也、如天如地。故先王曰道。

管子曰く、「恭遜・敬愛・辭讓を脩め、怨を除き争無く、以て相逆うれば、則ち人を失わず。嘗試(こころみ)に怨を多くし利を争い、相不遜を爲せば、則ち其の身を得ず。大なるかな、恭遜敬愛の道。吉事は以て祭(祭)に入るべく、凶事は以て喪に居るべく、大は以て天下を理めて益さざるなり、小は以て一人を治めて損わざるなり。嘗試に之を中國諸夏蠻夷の國に往かしめ、以て禽獸昆蟲に及び、皆此れを待ちて治亂を爲す。之を身に澤(お)けば則ち榮え、之を身より去れば則ち辱しめらる。審に之を身に行いて怠る毋ければ、夷貉の民と雖も、化して之をして愛せしむべし。審に之を身より去れば、兄弟父母と雖も、化して之をして惡ましむべし。故に之

の身は之をして愛惡せしめ、名は之をして榮辱せしむ。此れ其の名物を變ずるや、天の如く地の如し。故に先王道と曰う。

恭遜・敬愛・辭「讓」を脩めて、怨みや争いをなくして人を迎えれば、大きくは天下を統治でき、小さくは一個人の身をおさめることができるという。

(小問篇) 桓公問治民於管子。管子對曰、凡牧民者、必知其疾、而憂之以德。勿懼以罪、勿止以力。慎此四者、足以治民也。桓公曰、寡人睹其善也、何以爲寡也。<sup>(80)</sup>管仲對曰、夫寡非有國者之患也。昔者天子中立、地方千里、四言者該焉。何爲其寡也。夫牧民不知其疾、則民疾。不憂以德、則民多怨。懼之以罪、則民多詐。止之以力、則往者不反、來者驚距。故聖王之牧民也、不在其多也。桓公曰、善。勿已、如是又何以行之。管仲對曰、質信極忠、嚴以有禮。慎此四者、所以行之也。桓公曰、請問其說。管仲對曰、信也者民信之。忠也者民懷之。嚴也者民畏之。禮也者民美之。語曰澤命不渝信也。非其所欲勿施於人仁也。堅中外正嚴也。質信以讓禮也。桓公曰、善哉。牧民何先。

桓公、民を治むるを管子に問う。管子對えて曰く、「凡そ民を牧する者は、必ず其の疾を知りて、之を憂うるに徳を以てす。懼(おど)すに罪を以てする勿く、止むるに力を以てする勿し。此の四者を慎めば、以て民を治むるに足るなり。」と。桓公曰く、「寡人、其の善を睹るや、何を以て寡しと爲すや。」と。管仲對えて曰く、「夫れ寡は國を有つ者の患に非ざるなり。昔者、天子中立、地方千里なるも、四言者にして該(か)ぬ。何爲れぞ其れ寡からんや。夫れ民を牧するに其の疾を知らざれば、則ち民疾(にく)む。憂うるに徳を以てせざれば、則ち民、怨多し。之を懼(おど)すに罪を以てすれば、則ち民、詐多し。之を止むるに力を以てすれば、則ち往者反

らず、來者驚距す。故に聖王の民を牧するや、其の多に在らざるなり。」と。桓公曰く、「善し。已む勿くんば是の如く又何を以て之を行わん。」と。管仲對えて曰く、「信を質にし忠を極め、嚴にして以て禮有り。此の四者を慎むは、之に行う所以なり。」と。桓公曰く、「請う其の説を聞かん。」と。管仲對えて曰く、「信なれば、民、之を信ず。忠なれば、民、之に懐く。嚴なれば、民、之を畏る。禮なれば、民、之を美とす。語に、命を澤（おきて渝（かわ）らず、と曰うは信なり。其の欲する所に非ずして人に施す勿きは仁なり。堅中外正は嚴なり。信を質にし以て讓るは禮なり。」と。桓公曰く、「善きかな。民を牧するには何をか先にせん。」と。

信によって「讓」るのは「禮」という。

（揆度篇）桓公問於管子曰、輕重之數惡終。管子對曰、若四時之更舉、無所終。國有患憂、輕重五穀以調用、積餘臧羨以備賞。天下賓服、有海内、以富誠信仁義之士。故民高辭讓、無爲奇怪者。彼輕重者、諸侯不服以出戰、諸侯賓服以行仁義。

桓公、管子に問いて曰く、「輕重の數、惡にか終わる。」と。管子對えて曰く、「四時の更ごも舉ぐるが若くして、終わる所無し。國に患憂有れば、五穀を輕重して以て用を調べ、餘を積み羨を臧して以て賞に備う。天下賓服し、海内を有ちて、以て誠信仁義の士を富ます。故に民、辭讓を高（とうと）びて、奇怪を爲す者無し。彼の輕重とは、諸侯服せざれば以て出戰し、諸侯賓服すれば以て仁義を行う。」と。

物價の高低について、それが適切に調整されれば、天下が服従し、誠信仁義の士が富んで、民が辭「讓」をとうとんで、おかしなことをする者がなくなるといふ。以上、「徳目」としての「讓」である。



「儀禮」四、「君位」・「役職」各一、「その他」四、「徳目」四例である。臣下が地位を「賢」に「讓」ることや、恭敬・恭遜・敬愛・「辭讓」といったことを重視するところは、『荀子』に近い。「禮」から恭敬、そこから「尊讓」に繋がると思われるところもそうであろう。しかし、君位にある者は「讓」しないとするとところは、『韓非子』に近い。

『晏子春秋』は、『漢書』藝文志では儒家とされ、以後の目録でもだいたい儒家に入れられているが、その内容は儒家とはいきれないものがあるし、その成書についても諸説ある。<sup>(83)</sup>ここでも「讓」の用例がいくつかみられる。

(内篇雜上) 景公予魯君地。山陰數百社、使晏子致之。魯使子叔昭伯受地、不盡受也。晏子曰、寡君獻地、忠廉也。

曷爲不盡受。子叔昭伯曰、臣受命于君曰、諸侯相見、交讓、爭處其卑、禮之文也。交委多、爭受少、行之實也。禮成文于前、行成章于後、交之所以長久也。且吾聞君子不盡人之歡、不竭人之忠。吾是以不盡受也。

景公、魯君に地を予う。山陰數百社、晏子をして之を致さしむ。魯、子叔昭伯をして地を受けしめ、盡くは受けざるなり。晏子曰く、「寡君地を獻するは、忠廉なり。曷爲れぞ盡くは受けざる。」と。子叔昭伯曰く、「臣、命を君に受けて曰く、「諸侯相見え、交ごも讓り、争いて其の卑きに處るは、禮の文なり。交ごも多きを委て、争いて少なきを受くるは、行の實なり。禮は文を前に成し、行いは章を後に成す、交の長久たる所以なり。」と。且つ吾聞く、「君子は人の歡を盡くさず、人の忠を竭くさず。」と。吾、是を以て盡くは受けざるなり。」と。

諸侯が會見して、たがいに「讓」りあい、へりくだるのは、「禮」の「文」という。『國語』周語下に「讓、文之材也。」とあるのに通ずる思想である。

(内篇雜下第六) 晏子朝、乘弊車、駕驚馬。景公見之曰、嘻。夫子之祿寡耶。何乘不佞之甚也。晏子對曰、頼君之



賜、得以壽三族、及國遊士皆得生焉。臣得煖衣飽食、弊車駑馬以奉其身、于臣足矣。晏子出。公使梁丘據遺之輅車乘馬、三返不受。公不說、趣召晏子。晏子至、公曰、夫子不受、寡人亦不乘。晏子對曰、君使臣臨百官之吏、臣節其衣服飲食之養、以先國之民。然猶恐其侈靡而不顧其行也。今輅車乘馬、君乘之上、而臣亦乘之下、民之無義、侈其衣服飲食而不顧其行者、臣無以禁之。遂讓不受。

晏子朝し、弊車に乗り、駑馬を駕す。景公、之を見て曰く、「嘻。夫子の祿寡きや。何ぞ乗の不佞の甚しきや。」と。晏子對えて曰く、「君の賜に頼りて、以て三族を壽（保）つを得て、及び國の遊士皆生くるを得たり。臣、煖衣飽食し、弊車駑馬以て其の身を奉ずるを得れば、臣に于いて足れり。」と。晏子出ず。公、梁丘據をして之に輅車乘馬を遣らしめ、三たび返して受けず。公説はず、趣に晏子を召す。晏子至り、公曰く、「夫子受けざれば、寡人も亦乗らず。」と。晏子對えて曰く、「君、臣をして百官の吏に臨ましむれば、臣、其の衣服飲食の養を節し、以て國の民に先んず。然れども猶お其の侈靡にして其の行を顧ざるを恐るるなり。今、輅車乘馬は、君、之が上に乗りて、而も臣も亦之が下に乘らば、民の義無く、其の衣服飲食を侈りて其の行を顧ざる者、臣以て之を禁ずる無し。」と。遂に讓りて受けず。

ここの「讓」は、辭退する意味である。晏子が齊の景公から立派な馬車を贈られたが、執政者として奢侈を戒めて辭退したことをいう。「儀禮」の「讓」に含めておく。

（外篇）景公飲酒樂數日而樂。……晏子曰、左右何罪。君若無禮、則好禮者去、無禮者至。君若好禮、則有禮者至、無禮者去。公曰、善。請易衣革冠、更受命。晏子避走、立乎門外。公令人糞灑改席、召晏子衣冠以迎。晏子入門、三讓升階、用三獻焉。曠酒嘗膳、再拜告饜而出。公下拜送之門、反命撤酒去樂曰、吾以彰晏子之教也。

景公、飲酒すること數日にして樂しむ。……晏子曰く、「左右何ぞ罪せん。君若し禮無ければ、則ち禮を好む者は去り、禮無き者は至らん。君若し禮を好めば、則ち禮有る者は至り、禮無き者は去らん。」と。公曰く、「善し。請う、衣を易え冠を革めて、更に命を受けん。」と。晏子避走し、門外に立つ。公、人をして糞灑して席を改めしめ、晏子を召し衣冠し以て迎う。晏子門に入り、三讓して階に升り、三獻を用う。酒を嘸み膳を嘗め、再拜し饜くを告げて出ず。公、下拜し之を門に送り、反りて酒を撤し樂を去るを命じて曰く、「吾、以て晏子の教を彰すなり。」と。

晏子が三「讓」の「禮」を行つたことをいう。以上、「儀禮」の「讓」である。

(内篇諫下) 因請公、使人少餽之二桃曰、三子何不計功而食桃。公孫接仰天而嘆曰、晏子智人也。夫使公之計吾功者、不受桃、是無勇也。士衆而桃寡、何不計功而食桃矣。接一搏猶而再搏乳虎。若接之功、可以食桃而無與人同矣。援桃而起。田開疆曰、吾杖兵而卻三軍者再。若開疆之功、亦可以食桃而無與人同矣。援桃而起。古冶子曰、吾嘗從君濟于河、鼉銜左驂、以入砥柱之中流。當是時也、冶少不能游、潛行逆流百步、順流九里、得鼉而殺之、左操驂尾、右挈鼉頭、鶴躍而出。津人皆曰、河伯也。視之則大鼉之首。若冶之功、亦可以食桃而無與人同矣。二子何不反桃。抽劍而起。公孫接田開疆曰、吾勇不子若、功不子逮、取桃不讓、是貪也。然而不死、無勇也。皆反其桃、挈領而死。

因りて公に請い、人をして少しく之に二桃を餽らしめて曰く、「三子、何ぞ功を計らずして桃を食わん。」と。公孫接、天を仰ぎて嘆じて曰く、「晏子は智人なり。夫れ公をしてこれ吾が功を計らしむる者なるに、桃を受けざるは、是れ勇無きなり。士衆くして桃寡し、何ぞ功を計らずして桃を食わん。接、一たび猶を搏ちて再び乳虎を

搏つ。接の功の若きは、以て桃を食うべくして人と同じきこと無し。」と。桃を援きて起つ。田開疆曰く、「吾、兵に杖りて三軍を卻くること再びなり。開疆の功の若き、亦以て桃を食うべくして人と同じきこと無し。」と。桃を援きて起つ。古冶子曰く、「吾嘗て君に従いて河を濟り、鼃、左驂を銜み、以て砥柱の中流に入る。是の時に當りてや、冶、少しく遊ぶ能わず、潛行して流に逆うこと百歩、流に順うこと九里、鼃を得て之を殺し、左に驂尾を操り、右に鼃頭を挈(さ)げ、鶴躍して出ず。津人皆曰く、「河伯なり。」と。之を視れば則ち大鼃の首なり。冶の功の若き、亦以て桃を食うべくして人と同じきこと無きなり。二子、何ぞ桃を反さざる。」と。劍を抽きて起つ。公孫接・田開疆曰く、「吾が勇は子に若かず、功は子に逮ばざるに、桃を取りて讓らず、是れ貪なり。然り而して死せざるは、勇無きなり。」と。皆其の桃を反し、領を挈(た)ちて死す。

勇・功が及ばないのに、桃を取って「讓」らないのは「貪」だがある。財貨ということで、「財産」の「讓」に含めておく。

(内篇問下) 柏常騫去周之齊、見晏子曰、騫周室之賤吏也。不量其不肖、願事君子。敢問正道直行則不容于世、隱道危行則不忍、道亦無滅、身亦無廢者何若。晏子對曰、善哉、問事君乎。嬰聞之、執一法裾、則不取也。輕進苟合、則不信也。直易無諱、則速傷也。新始好利、則無敵也。且嬰聞養世之君子從輕不爲進、從重不爲退、省行而不伐、讓利而不夸、陳物而勿專、見象而勿彊、道不滅、身不廢矣。

柏常騫、周を去りて齊に之き、晏子に見えて曰く、「騫は周室の賤吏なり。其の不肖を量らず、君子に事えんことを願う。敢えて問う、正道直行すれば則ち世に容れられず、隱道危行すれば則ち忍びざるに、道も亦滅ぶる無く、身も亦廢せらるる無き者は何若。」と。晏子對えて曰く、「善きかな、君に事うるを問うや。嬰、之を聞け

り、一を執りて法裾すれば、則ち取らざるなり。輕進苟合すれば、則ち信ぜられざるなり。直易にして諱む無ければ、則ち速かに傷つくるなり。新たに始め利を好めば、則ち敝わるる無きなり。且つ嬰聞く、養世の君子は輕きに從いて進むを爲さず、重きに從いて退くを爲さず、行いを省て伐らず、利を讓りて夸らず、物を陳べて専らにする勿く、象を見して強いる勿ければ、道は滅びず、身は廢せず。」と。

利を「讓」つておごりたかぶらないなどすれば、道も身もほろびることはないという。以上、「財産」の「讓」である。

(内篇雜下) 欒氏高氏欲逐田氏鮑氏、田氏鮑氏先知而遂攻之。高疆曰、先得君、田鮑安往。遂攻虎門。二家召晏子、晏子無所從也。從者曰、何爲不助田鮑。晏子曰、何善焉、其助之也。何爲不助欒高。曰、庸愈于彼乎。門開、公召而入。欒高不勝而出。田桓子欲分其家、以告晏子。晏子曰、不可。君不能飭法、而群臣專制、亂之本也。今又欲分其家、利其貨、是非制也、子必致之公。且嬰聞之、廉者政之本也、讓者德之主也。欒高不讓、以至此禍、可毋慎乎。廉之謂公正、讓之謂保德。凡有血氣者、皆有爭心。怨利生孽、維義可以爲長存。且分爭者不勝其禍、辭讓者不失其福。子必勿取。桓子曰、善。盡致之公而請老于劇。

欒氏・高氏、田氏・鮑氏を逐わんと欲し、田氏・鮑氏、先ず知りて遂に之を攻む。高疆曰く、「先ず君を得ん、田・鮑安にか往かん。」と。遂に虎門を攻む。二家、晏子を召し、晏子、從う所無きなり。從者曰く、「何爲れぞ田・鮑を助けざる。」と。晏子曰く、「何をか善しとして、其れ之を助けんや。」と。「何爲れぞ欒・高を助けざる。」と。曰く、「庸ぞ彼に愈れるか。」と。門開き、公召して入る。欒・高、勝たずして出ず。田桓子、其の家を分たんと欲し、以て晏子に告ぐ。晏子曰く、「不可なり。君、法を飭す能わずして、群臣專制するは、亂の本

なり。今又其の家を分ち、其の貨を利せんと欲するは、是れ制するに非ざるなり、子、必ず之を公に致せ。且つ嬰、之を聞く、「廉とは政の本なり、讓とは徳の主なり。」と。欒・高讓らず、以て此の禍に至る、慎む母かるべけんや。廉は之を公正と謂い、讓は之を保徳と謂う。凡そ血氣有る者は、皆争心有り。利を怨（蘊）えて孽を生ず、維た義のみ以て長存爲るべし。且つ分争する者は其の禍に勝えず、辭讓する者は其の福を失わず。子必ず取る勿れ。」と。桓子曰く、「善し。」と。盡く之を公に致して劇に老せんことを請う。

齊の欒・高二氏は「讓」らなかつたので禍にあつたといひ、「讓」は「徳」の主であり、また「保徳（徳を保つ）」といふ。辭「讓」する者は「福」を失うことがないともいつている。既に掲げたように、『左傳』昭公十年に同様の説話が見られる。ここでは「讓」が「徳」の主であり、「讓」を「懿徳」といふとあるが、欒・高二氏が「讓」らなないので禍にあつたことや、辭「讓」に關することは見られない。「徳目」の「讓」である。

「儀禮」四、「財産」二、「徳目」一例である。「讓」を「禮」の文、「徳」の主とするように、『國語』・『左傳』と共通する文がある。先後關係は不明であるが、これらを戰國中期の發想としてもおかしくない。『晏子春秋』では、「讓」についてかなり高い評價が與えられているといえる。

それから雜家に分類される『呂氏春秋』である。これは成書年代が戰國末期であることがほぼ確かな文獻であり、時代を判別する基準として利用することができる。ここでは「讓」が少なからずみられる。

（審分覽勿躬篇）管子復於桓公曰、墾田大邑、辟土藝粟、盡地力之利、臣不若甯遯。請置以爲大田。登降辭讓、進

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

退閑習、臣不若隰朋。請置以爲大行。蚤入晏出、犯君顔色、進諫必忠、不辟死亡、不重貴富、臣不若東郭牙。請置以爲大諫臣。平原廣城、車不結軌、士不旋踵、鼓之、三軍之士視死如歸、臣不若王子城父。請置以爲大司馬。決獄折中、不殺不辜、不誣無罪、臣不若弦章。請置以爲大理。君若欲治國彊兵、則五子者足矣。君欲霸王、則夷吾在此。桓公曰、善。令五子皆任其事、以受令於管子。十年、九合諸侯、一匡天下、皆夷吾與五子之能也。管子人臣也。不任己之不能、而以盡五子之能。況於人主乎。

管子、桓公に復えて曰く、「田を墾き邑を大にし、土を辟き粟を藝え、地力の利を盡くすは、臣、甯邀に若かず。請う置きて以て大田と爲さん。登降辭讓にして、進退閑習、臣、隰朋に若かず。請う置きて以て大行と爲さん。蚤に入り晏く出で、君の顔色を犯し、諫を進むること必ず忠に、死亡を辟けず、貴富を重んぜざるは、臣、東郭牙に若かず。請う置きて以て大諫臣と爲さん。平原廣城、車、軌を結ばず、士、踵を旋さず、之を鼓すれば、三軍の士、死を視ること歸するが如きは、臣、王子城父に若かず。請う置きて以て大司馬と爲さん。決獄折中、不辜を殺さず、罪無きを誣いざるは、臣、弦章に若かず。請う置きて以て大理と爲さん。君、若し國を治め兵を彊くせんと欲さば、則ち五子者にして足れり。君、霸王たらんと欲さば、則ち夷吾此に在り。」と。桓公曰く、「善し。」と。五子をして皆其の事に任せしめ、以て令を管子に受けしむ。十年にして、諸侯を九合し、天下を一匡するは、皆夷吾と五子との能なり。管子は人臣なり。己の不能に任せずして、以て五子の能を盡くす。況んや人主に於いてをや。

ここの辭「讓」は、行動がつつましいさまをいう。『管子』小匡篇に類似の文章があり、「登降辭讓」が「升降揖讓」となっている。「儀禮」の「讓」としておく。

〔侍君覽侍君篇〕昔太古嘗無君矣。其民聚生羣處、知母不知父、無親戚兄弟夫妻男女之別、無上下長幼之道、無進退揖讓之禮、無衣服履帶宮室畜積之便、無器械舟車城郭險阻之備。此無君之患。故君臣之義、不可不明也。自上市以來、天下亡國多矣、而君道不廢者、天下利之也。故廢其非君、而立其行君道者。君道何如。利而物利章。

昔太古嘗て君無し。其の民聚生羣處し、母を知りて父を知らず、親戚兄弟・夫妻男女の別無く、上下長幼の道無く、進退揖讓の禮無く、衣服履帶・宮室畜積の便無く、器械舟車・城郭險阻の備無し。此れ君無きの患なり。故に君臣の義は、明らかにせざるべからざるなり。上世自り以來、天下亡國多けれども、君道廢せざる者は、天下、惟を利とすればなり。故に其の非君を廢して、其の君道を行う者を立つ。君道は何如。利して利すること物〔な〕ければ章る。

儀禮的な「揖讓」である。太古の世にはそういう禮がなかったとされる。

〔先識覽知接篇〕管仲有疾。桓公往問之曰、仲父之疾病矣、將何以教寡人。管仲曰、齊鄙人有諺曰、居者無載、行者無埋。今臣將有遠行、胡可以問。桓公曰、願仲父之無讓也。管仲對曰、願君之遠易牙豎刀常之巫衛公子啓方。……

管仲疾有り。桓公、往きて之に問いて曰く、「仲父の疾病なり、將何を以て寡人に教えん。」と。管仲曰く、「齊の鄙人に諺有りて曰く、「居る者は載する無く、行く者は埋むる無し。」と。今、臣將に遠行すること有らんとす、胡ぞ以て問うべけんや。」と。桓公曰く、「願わくは仲父の讓ること無からん。」と。管仲對えて曰く、「願わくは君の易牙・豎刀・常之巫・衛の公子啓方を遠ざけんことを。」と。……  
この「讓」は、謙遜の意味である。



(先識覽察微篇) 魯國之法、魯人爲人臣妾於諸侯、有能贖之者、取其金於府。子貢贖魯人於諸侯來而讓不取其金。孔子曰、賜失之矣。自今以往、魯人不贖人矣。取其金則無損於行、不取其金則不復贖人矣。子路拯溺者、其人拜之以牛、子路受之。孔子曰、魯人必拯溺者矣。孔子見之以細、觀化遠也。

魯國の法、魯人、人の爲めに諸侯に臣妾たり、能く之を贖う者有らば、其の金を府に取る。子貢、魯人を諸侯より贖い來たるも而も讓りて其の金を取らず。孔子曰く、「賜、之を失せり。今より以往、魯人、人を贖わざらん。其の金を取るも則ち行いに損無く、其の金を取らざれば則ち復た人を贖わず。」と。子路、溺者を拯(すく)い、其の人、之を拜するに牛を以てし、子路、之を受く。孔子曰く、「魯人、必ず溺者を拯わん。」と。孔子の之を見るに細を以てし、化を観ること遠きなり。

この「讓」は、辭退するの意味である。

(恃君覽知分篇) 白圭問於鄒公子夏后啓曰、踐繩之節、四上之志、三晉之事、此天下之豪英。以處於晉、而迭聞晉事、未嘗聞踐繩之節四上之志。願得而聞之。夏后啓曰、鄙人也、焉足以問。白圭曰、願公子之母讓也。夏后啓曰、以爲可爲、故爲之。爲之天下弗能禁矣。以爲不可爲、故釋之。釋之天下弗能使矣。白圭曰、利弗能使乎、威弗能禁乎。夏后啓曰、生不足以使之、則利曷足以使之矣。死不足以禁之、則害曷足以禁之矣。白圭無以應。夏后啓辭而出。凡使賢不肖異。使不肖以賞罰、使賢以義。故賢主之使其下也、必義、審賞罰、然後賢不肖盡爲用矣。白圭、鄒の公子夏后啓に問いて曰く、「踐繩の節、四上の志、三晉の事、此れ天下の豪英なり。晉に處るを以て、迭しば晉の事を聞くも、未だ嘗て踐繩の節・四上の志を聞かず。願わくは得て之を聞かん。」と。夏后啓曰く、「鄙人や、焉ぞ以て問うに足らん。」と。白圭曰く、「願わくは公子の讓ること母かれ。」と。夏后啓曰く、「以て



爲すべしと爲す、故に之を爲す。之を爲すは天下も禁すること能わず。以て爲すべからずと爲す、故に之を釋(す)つ。之を釋つるは天下も使しむること能わず。」と。白圭曰く、「利は使しむること能わざるか、威は禁ずること能わざるか。」と。夏后啓曰く、「生は以て之を使しむるに足らざれば、則ち利曷ぞ以て之を使しむるに足らん。死は以て之を禁ずるに足らざれば、則ち害曷ぞ以て之を禁ずるに足らん。」と。白圭、以て應うる無し。夏后啓辭して出ず。凡そ賢・不肖を使うは異なり。不肖を使うは賞罰を以てし、賢を使うは義を以てす。故に賢主の其の下を使うや、必ず義、賞罰を審にし、然る後賢・不肖盡く用を爲す。

「この「讓」は謙遜の意味である。以上、「儀禮」の「讓」である。

(仲春紀貴生篇) 堯以天下讓於子州支父。子州支父對曰、以我爲天子猶可也。雖然、我適有幽憂之病、方將治之。未暇在天下也。天下重物也、而不以害其生、又況於它物乎。惟不以天下害其生者也、可以託天下。

堯、天下を以て子州支父に讓らんとす。子州支父對えて曰く、「我を以て天子と爲すは猶お可なり。然りと雖も、我適たま幽憂の病有り、方に將に之を治めんとす。未だ天下を在(おさ)むるに暇あらざるなり。」と。天下は重物なり、而も以て其の生を害わず、又況や它物に於いてをや。惟だ天下を以て其の生を害せざる者や、以て天下を託すべし。

堯が天下を「讓」ろうとしたが、斷われたという説話である。

(審應覽不屈篇) 惠子之治魏爲本、其治不治。當惠王之時、五十戰而二十敗、所殺者不可勝數、大將愛子有禽者也。大術之愚、爲天下笑、得舉其諱。乃請令周太史更著其名。圍邯鄲三年而弗能取。士民罷踣、國家空虛、天下之兵四至、罪庶誹謗、諸侯不譽。謝於翟翳而更聽其謀、社稷乃存、名寶散出、土地四削、魏國從此衰矣。仲父大名

也。讓國大實也。説以不聽不信、聽而若此。不可謂工矣。不工而治、賊天下莫大焉。幸而獨聽於魏也。以賊天下爲實、以治之爲名。匡章之非不可乎。

惠子の治、魏は本と爲せども、其の治は治まらず。惠王の時に當たりて、五十戦して二十敗し、殺さるる所の者、數うるに勝うべからず、大將・愛子の禽となる者有るなり。大術の愚、天下の笑いと爲り、其の諱を擧ぐるを得たり。乃ち請いて周の太史をして更に其の名を著さしむ。邯鄲を圍むこと三年にして取ること能わず。士民罷路し、國家空虛し、天下の兵四至し、罪庶誹謗し、諸侯譽せず。翟翦に謝して更に其の謀を聽き、社稷乃ち存すれども、名實散出し、土地四削せられ、魏國此れ従り衰う。仲父は大名なり。讓國は大實なり。説、以て聽かれず信ぜられず、聽かるれば而ち此の若し。工と謂うべからず。工ならずして治むるは、天下を賊うこと焉より大なるは莫し。幸にして獨り魏に聽かるるなり。天下を賊うを以て實と爲し、之を治むるを以て名と爲す。匡章の非とする、亦た可ならずや。

惠子（惠施）がこきおろされている場面であるが、魏の惠王が惠子（惠施）に國を「讓」ろうとしたことに触れられている。

（離俗覽離俗篇）舜讓其友石戸之農。石戸之農曰、椹椹乎、后之爲人也、葆力之士也。以舜之德爲未至也。於是乎夫負妻戴攜子以入於海、去之終身不反。舜又讓其友北人無擇。北人無擇曰、異哉、后之爲人也、居於叻畝之中、而游入於堯之門。不若是而已、又欲以其辱行漫我、我羞之。而自投於蒼領之淵。湯將伐桀、因下隨而謀。下隨辭曰、非吾事也。湯曰、孰可。下隨曰、吾不知也。湯又因務光而謀。務光曰、非吾事也。湯曰、孰可。務光曰、吾不知也。湯曰、伊尹何如。務光曰、彊力忍詢、吾不知其他也。湯遂與伊尹謀夏伐桀、克之、以讓下隨。下隨辭

曰、后之伐桀也、謀乎我、必以我爲賊也。勝桀而讓<sub>レ</sub>我、必以我爲貪也。吾生乎亂世、而無道之人再來詢我、吾不忍數聞也。乃自投於潁水而死。湯又讓<sub>レ</sub>於務光曰、智者謀之、武者逐之、仁者居之、古之道也。吾子胡不位之、請相吾子。務光辭曰、廢上非義也。殺民非仁也。人犯其難、我享其利、非廉也。吾聞之、非其義不受其利。無道之世不踐其土。況於尊我乎。吾不忍久見也。乃負石而沈於潁水。故如石戸之農北人無擇<sub>レ</sub>下隨務光者、其視天下若六合之外、人之所不能察。其視富貴也、苟可得已、則必不之賴、高節厲行、獨樂其意、而物莫之害。不漫於利、不牽於執、而羞居濁世。惟此四士者之節。若夫舜湯、則苞裹覆容、緣不得已而動、因時而爲、以愛利爲本、以萬民爲義。譬之若釣者魚有大小、餌有宜適、羽有動靜。

舜、其の友石戸之農に讓<sub>レ</sub>る。石戸之農曰く、「椀椀たるかな、后の人と爲りや、葆力の士なり。」と。舜の徳を以て未だ至らずと爲すなり。是に於いてか夫は負い妻は戴き子を攜えて以て海に入り、之を去りて終身反らず。舜、又其の友北人無擇に讓<sub>レ</sub>る。北人無擇曰く、「異なるかな、后の人と爲りや、叻畝の中に居りて、遊びて堯の門に入る。是の若くして已まず、又其の辱行を以て我を漫さんと欲す、我之を羞ず。」と。而して自ら蒼頰の淵に投ず。湯將に桀を伐たんとし、下隨に因りて謀る。下隨辭して曰く、「吾が事に非ざるなり。」と。湯曰く、「孰か可ならん。」と。下隨曰く、「吾知らざるなり。」と。湯又務光に因りて謀る。務光曰く、「吾が事に非ざるなり。」と。湯曰く、「孰か可ならん。」と。務光曰く、「吾知らざるなり。」と。湯曰く、「伊尹は何如。」と。務光曰く、「彊力忍詢なり、吾、其の他を知らざるなり。」と。湯、遂に伊尹と夏を謀り桀を伐ち、之に克ち、以て下隨に讓<sub>レ</sub>る。下隨辭して曰く、「后の桀を伐つや、我に謀るは、必ず我を以て賊と爲すなり。桀に勝ちて我に讓<sub>レ</sub>るは、必ず我を以て貪と爲すなり。吾、亂世に生まれて、無道の人再び來りて我を詢（はずか）しむ、吾、數し

ば聞くに忍びざるなり。」と。乃ち自ら潁水に投じて死す。湯、又務光に譲りて曰く、「智者、之を謀り、武者、之を遂げ、仁者、之に居るは、古の道なり。吾子胡ぞ之に位せざる、請う吾子に相たらん。」と。務光辭して曰く、「上を廢するは義に非ざるなり。民を殺すは仁に非ざるなり。人、其の難を犯し、我、其の利を享くるは、廉に非ざるなり。吾、之を聞く、「其の義に非ざれば其の利を受けず。無道の世は其の土を踐まず。」と。況んや我を尊くするに於いてをや。吾、久しく見るに忍びざるなり。」と。乃ち石を負いて募水に沈む。故に石戸之農・北人無擇・卞隨・務光の如き者は、其の天下を視ること六合の外の若く、人の能く察せざる所なり。其の富貴を視るや、苟に已むを得べければ、則ち必ず之に頼まず、高節厲行して、獨り其の意を樂しみ、而して物、之を害する莫し。利に漫れず、執に牽かれず、而して濁世に居るを羞ず。惟れ此の四士者の節なり。夫の舜湯の若きは、則ち苞裏覆容し、已むを得ざるに縁りて動き、時に因りて爲し、愛利を以て本と爲し、萬民を以て義と爲す。之を譬うれば釣者の魚に小大有り、餌に宜適有り、羽に動靜有るが若し。

舜・湯が君位を四人の人々に「讓」ろうとしたが斷わられた説話である。斷る際、「讓」ることが「無道」であり、「讓」をうけることは「賊」・「貪」であり、また「義」・「仁」・「廉」ではないとされている。『荀子』のような儒家系文獻にみられる「讓」とは逆の評価となっている。ただ、末尾では彼ら四人と舜・湯はそれぞれ別種の「本」・「義」であると説かれている。

(恃君覽行論篇) 堯以天下讓舜。鯀爲諸侯、怒於堯曰、得天之道者爲帝、得地之道者爲三公。今我得地之道、而不以我爲三公。以堯爲失論、欲得三公。怒甚猛獸、欲以爲亂。比獸之角、能以爲城、舉其尾、能以爲旌。召之不來、仿佯於野以患帝舜。於是殛之於羽山、副之以吳刀。禹不敢怨、而反事之、官爲司空、以通水潦、顔色黎黑、

歩不相過、竅氣不通、以中帝心。

堯、天下を以て舜に讓る。鯀、諸侯と爲り、堯に怒りて曰く、「天の道を得る者を帝と爲し、地の道を得る者を三公と爲す。今、我、地の道を得て、而して我を以て三公と爲さず。堯を以て論を失すと爲し、三公を得んと欲す。甚だ猛獸を怒らせ、以て亂を爲さんと欲す。獸の角を比（なら）べ、能く以て城と爲し、其の尾を擧げ、能く以て旌と爲す。之を召すも來らず、野に仿佯し以て帝舜を患す。是に於て之を羽山に殛し、之を副（さ）くに吳刀を以てす。禹、敢えて怨みず、而して反て之に事え、官は司空と爲り、以て水潦を通じ、顔色黎黒、歩して相過ぎず、竅氣通ぜず、以て帝の心に中たる。

堯が舜に天下を「讓」ったことが記されている。以上、「君位」の「讓」である。

（孝行覽慎人篇）百里奚之未遇時也、亡虢而虜晉、飯牛於秦、傳鬻以五羊之皮。公孫枝得而説之、獻諸繆公。三日請屬事焉。繆公曰、買之五羊之皮而屬事焉、無乃天下笑乎。公孫枝對曰、信賢而任之、君之明也。讓賢而下之、臣之忠也。君爲明君、臣爲忠臣。彼信賢、境內將服、敵國且畏。夫誰暇笑哉。繆公遂用之。謀無不當、舉必有功、非加賢也。使百里奚雖賢、無得繆公、必無此名矣。今焉知世之無百里奚哉。故人主之欲求士者、不可不務博也。

百里奚の未だ時に遇わざるや、虢を亡げて晉に虜とせられ、牛を秦に飯（か）わんとし、傳鬻するに五羊の皮を以てす。公孫枝、得て之を説び、諸を繆公に獻す。三日にして事を焉に屬せんことを請う。繆公曰く、「之を五羊の皮に買いて事を焉に屬す、乃ち天下の笑となる無からんや。」と。公孫枝對えて曰く、「賢を信じて之に任ずるは、君の明なり。賢に讓りて之に下るは、臣の忠なり。君は明君爲り、臣は忠臣爲り。彼、賢を信じ、境內將

に服せんとし、敵國且に畏れんとす。夫れ誰か笑うに暇あらんや。」と。繆公遂に之を用う。謀れば當らざる無く、擧ぐれば必ず功有るは、賢を加うるに非ざるなり。百里奚をして賢なりと雖も、繆公を得ること無からしめば、必ず此の名無からん。今、焉ぞ世の百里奚無きを知らんや。故に人主の士を求めんと欲する者は、博を務めざるべからざるなり。

秦の繆公が百里奚を買い求めたことについて、「賢」に「讓」つてこれの下になるのは、臣下として「忠」という。(不苟論贊能篇) 管子束縛在魯。桓公欲相鮑叔。鮑叔曰、吾君欲霸王、則管夷吾在彼、臣弗若也。桓公曰、夷吾寡人之賊也、射我者也、不可。鮑叔曰、夷吾爲其君射人者也。君若得而臣之、則彼亦將爲君射人。桓公不聽、強相鮑叔。固辭而讓相。<sup>(85)</sup> 桓公果聽之。於是乎使人告魯曰、管夷吾寡人之讎也、願得之而親加手焉。魯君許諾、乃使吏鞞其拳、膠其目、盛之以鷓夷、置之車中。至齊境、桓公使人以朝車迎之、祓以燿火、豐以犧豨焉、生與之如國。命有司除廟、筵几而薦之曰、自孤之聞夷吾之言也、目益明、耳益聰。孤弗敢專、敢以告于先君。因顧而命管子曰、夷吾佐予。管仲還走、再拜稽首、受令而出。管子治齊國、舉事有功、桓公必先賞鮑叔曰、使齊國得管子者鮑叔也。桓公可謂知行賞矣。凡行賞欲其本也、本則過無由生矣。

管子、束縛せられて魯に在り。桓公、鮑叔を相とせんことを欲す。鮑叔曰く、「吾が君霸王たらんと欲すれば、則ち管夷吾彼に在り、臣は若かざるなり。」と。桓公曰く、「夷吾は寡人の賊なり、我を射る者なり、不可なり。」と。鮑叔曰く、「夷吾は其の君の爲めに人を射る者なり。君、若し得て之を臣とすれば、則ち彼、亦將に君の爲めに人を射ん。」と。桓公聽かず、強いて鮑叔を相とす。固辭して相を讓る。桓公果して之を聽く。是に於いてか人をして魯に告げしめて曰く、「管夷吾は寡人の讎なり、願わくは之を得て親ら手を加えん。」と。魯君許諾

し、乃ち吏をして其の拳を韜し、其の目を膠し、之を盛るに鴟夷を以てし、之を車中に置く。齊境に至り、桓公、人をして朝車を以て之を迎え、祓うに燿火をもつてし、鬻するに獿猴を以てし、生きて之と國に如かしむ。有司に命じ廟を除（はら）い、筵几して之を薦めて曰く、「孤の夷吾の言を聞きし自り、目は益ます明らか、耳は益ます聰し。孤、敢えて専らにせず、敢えて以て先君に告ぐ。」と。因りて顧て管子に命じて曰く、「夷吾、子を佐けよ。」と。管仲還り走り、再拜稽首し、令を受けて出ず。管子、齊國を治め、事を擧げて功有れば、桓公必ず先ず鮑叔を賞して曰く、「齊國をして管子を得しむる者は鮑叔なり。」と。桓公、行賞を知ると謂うべし。凡そ行賞は其の本を欲するなり、本なれば則ち過ち由りて生ずる無ければなり。

「讓」を含む文は、もとの版本では意味が通じないが、修正後の文についていえば、鮑叔が相の位を固辭して管仲に「讓」ったことになる。以上、「役職」の「讓」である。

「儀禮」四、「君位」四、「役職」二例である。『呂氏春秋』では、いわゆる禪「讓」のような君位をゆずる類の「讓」については、概して否定的に描かれ、『荀子』とは逆の意味合いに術語が用いられているところもある。他方、臣下が「賢」に「讓」ることは「忠」とされるなど、『荀子』の「讓」に通ずるようなところもある。雑家らしいといえればそれまでかもしれないが、「讓」の捉え方が儒家系文献と共通したり、逆になっていたりするところがある。「讓」に関する先行文献の理解が、『呂氏春秋』における「讓」の議論の前提として存在するとみてよいだろう。また、特に價值評價のない「ゆずり」の描寫もみられる。

『呂氏春秋』に限らず、本節で検討した文献においては、「讓」に関する先行思想の理解が、「讓」の議論の前提と



して存在したとみられる。それら文献はいずれも、戦国中期ないし後期から秦漢時代にかけて成立した可能性がわれている。その前提は、いうまでもなく『孟子』・『荀子』・『左傳』にみられる「讓」の思想である。戦国中期から後期にかけて、儒家系のみならず、廣く思想界一般に「讓」思想が擴散し、それぞれの學派において再解釋が加えられたことが考えられる。それはひきつづき秦漢時代にも行われたであろうが、思想的な發展よりは、既に現れた思想の整理・體系化に傾いていったのではないかとも思われる。「讓」の思想は、禮制と深く關わるがゆえに、漢代に體系化が完成するとみてよからうが、その體系化された形は禮書にみられる。

そこで次に、従來漢代の代表的な禮書と考えられてきた『禮記』の「讓」について検討し、傳世文獻に關する検討を終えることにしたい。

## 五、『禮記』の「讓」について

ここで禮に關する文獻である『禮記』についてもみておこう。その最終的な成書については、現段階では前漢と考えておくのが無難なところだろうが、<sup>(86)</sup>ここでは『禮記』という文獻の性格から容易に想像される通り、「讓」の語が大量にみられる。<sup>(87)</sup>

(曲禮上篇) 謀於長者、必操几杖以從之。長者問、不辭讓而對、非禮也。

長者に謀るは、必ず几杖を操りて以て之に從う。長者問うに、辭讓せずして對うるは、禮に非ざるなり。

ここの辭「讓」は、年長者に對するへりくだりの意味である。「儀禮」の「讓」である。



(曲禮上篇) 凡與客人者、每門讓於客。客至於寢門、則主人請入爲席、然後出迎客。客固辭、主人肅客而入。主人入門而右、客人門而左。主人就東階、客就西階、客若降等、則就主人之階。主人固辭、然後客復就西階。主人與客讓登、主人先登、客從之、拾級聚足、連步以上。上於東階則先右足、上於西階則先左足。

凡そ客と入る者は、門毎に客に讓る。客、寢門に至れば、則ち主人、入りて席を爲(し)き、然る後に出でて客を迎えんと請う。客固辭し、主人、客を肅して入る。主人は門を入りて右し、客は門を入りて左す。主人は東階に就き、客は西階に就き、客若し降等なれば、則ち主人の階に就く。主人固辭し、然る後に客復た西階に就く。主人と客と登るを讓り、主人先ず登り、客之に従い、級を拾(わた)り足を聚め、連歩して以て上る。東階を上れば則ち右足を先にし、西階を上れば則ち左足を先にす。

客人を招き入れる禮で、門をくぐるたびに主人が客に「讓」り、階を登る際は、主客互いに「讓」りあってから主人が先に登るとある。

(曾子問篇) 曾子問曰、將冠子、冠者至、揖讓而入、聞齊衰大功之喪、如之何。

曾子問いて曰く、「將に子を冠せんとし、冠者至り、揖讓して入るとき、齊衰・大功の喪を聞かば、之を如何せん。」と。

儀禮的な「揖讓」である。

(曾子問篇) 曾子問曰、喪有二孤、廟有二主、禮與。孔子曰、……公揖讓升自東階西鄉。客升自西階中。……

曾子問いて曰く、「喪に二孤有り、廟に二主有るは、禮か。」と。孔子曰く、「……公、揖讓して東階自り升りて西郷す。客、西階自り升りて中す。……」

喪に二主あることの起源について、孔子が述べた場面における儀禮上の「揖讓」である。

(曾子問篇) 曾子問曰、諸侯相見、揖讓入門、不得終禮、廢者幾。孔子曰、六。

曾子問いて曰く、「諸侯相見え、揖讓して門を入り、禮を終るを得ずして、廢する者幾ばくかある。」と。孔子曰く、「六あり。」と。請問之。曰、天子崩、大廟火、日食、后夫人之喪、雨霑服失容、則廢。

これも儀禮的な「揖讓」である。

(文王世子篇) 仲尼曰、昔者周公攝政、踐阼而治、抗世子法於伯禽、所以善成王也。聞之曰、爲人臣者、殺其身有益於君則爲之。況于其身以善其君乎。周公優爲之。是故知爲人子、然後可以爲人父。知爲人臣、然後可以爲人君。知事人、然後能使人。成王幼、不能莅阼、以爲世子則無爲也。是故抗世子法於伯禽、使之與成王居、欲令成王之知父子君臣長幼之義也。君之於世子也、親則父也、尊則君也。有父之親、有君之尊、然後兼天下而有之。是故養世子不可不慎也。行一物而三善皆得者、唯世子而已。其齒於學之謂也。故世子齒於學、國人觀之曰、將君我而與我齒讓何也。曰、有父在則禮然。然而衆知父子之道矣。其二曰、將君我而與我齒讓何也。曰、有君在則禮然。然而衆著於君臣之義也。其三曰、將君我而與我齒讓何也。曰、長長也。然而衆知長幼之節矣。故父在斯爲子、君在斯謂之臣。居子與臣之節、所以尊君親親也。故學之爲父子焉、學之爲君臣焉、學之爲長幼焉、父子君臣長幼之道得而國治。語曰、樂正司業、父師司成、一有元良、萬國以貞。世子之謂也。周公踐阼。仲尼曰く、「昔者周公攝政し、踐阼して治め、世子の法を伯禽に抗(あ)ぐるは、成王を善くする所以なり。之を聞くに曰く、「人臣爲る者、其の身を殺して君に益有らば則ち之を爲す。」と。況や其の身を于にして以て其の君を善くするをや。周公優に之を爲せり。是の故に人の子爲るを知りて、然る後に以て人の父爲るべし。人臣爲

るを知りて、然る後に以て人の君爲るべし。人に事うるを知りて、然る後に能く人を使う。成王幼くして、阼を莅（み）る能わず、以て世子と爲せば則ち爲す無きなり。是の故に世子の法を伯禽に抗げ、之をして成王と居らしむるは、成王をして之父子・君臣・長幼の義を知らしめんと欲すればなり。君の世子に於けるや、親は則ち父なり、尊は則ち君なり。父の親有り、君の尊有りて、然る後に天下を兼ねて之を有つ。是の故に世子を養うは慎まざるべからざるなり。一物を行いて三善皆得る者は、唯世子のみ。其れ學に齒するの謂なり。故に世子、學に齒すれば、國人、之を觀て曰く、「將に我に君たらんとし而して我と齒し讓るは何ぞや。」と。曰く、「父在す有れば則ち禮然り。」と。然り而して衆、父子の道を知る。其の二に曰く、「將に我に君たらんとし而して我と齒し讓るは何ぞや。」と。曰く、「君在す有れば則ち禮然り。」と。然り而して衆、君臣の義に著らかなり。其の三に曰く、「將に我に君たらんとし而して我と齒し讓るは何ぞや。」と。曰く、「長を長とするなり。」と。然り而して衆、長幼の節を知る。故に父在せば斯に子爲り、君在せば斯に之を臣と謂う。子と臣との節に居るは、君を尊び親を親しむ所以なり。故に之に父子爲るを學（おし）え、之に君臣爲るを學え、之に長幼爲るを學え、父子・君臣・長幼の道、得て國治まる。語に曰く、「樂正、業を司り、父師、成を司る、一、元良有れば、萬國以て貞し。」と。世子の謂なり。周公踐阼。

この「讓」は、君主の世継ぎが年齢順に上位を「讓」ることをいう。

（禮器篇）君子曰、禮之近人情者、非其至者也。郊血、大饗腥、三獻爛、一獻孰。是故君子之於禮也、非作而致其情也、此有由始也。是故七介以相見也、不然則已蹙。三辭三讓而至、不然則已蹙。故魯人將有事於上帝、必先有事於禋宮。晉人將有事於河、必先有事於惡池。齊人將有事於泰山、必先有事於配林。三月繫、七日戒、三日宿、

愼之至也。故禮有擯詔、樂有相歩、温之至也。

君子曰く、禮の人情に近き者は、其の至る者に非ざるなり。郊は血、大饗は腥、三獻は燭、一獻は孰。是の故に君子の禮に於けるや、作（な）して其の情を致すに非ざるなり、此れ由りて始まるところ有るなり。是の故に七介以て相見るなり、然らざれば則ち已（はなは）だ愨なり。三辭三讓して至る、然らざれば則ち已だ愨なり。故に魯人將に上帝に事有らんとすれば、必ず先ず頓宮に事有り。晉人將に河に事有らんとすれば、必ず先ず惡池に事有り。齊人將に泰山に事有らんとすれば、必ず先ず配林に事有り。三月繫ぎ、七日戒し、三日宿す、愼の至りなり。故に禮に擯詔有り、樂に相歩有り、温の至りなり。

三辭三「讓」の儀禮行爲について述べられている。

（郊特性篇）祭祀之相、主人自致其敬、盡其嘉、而無與讓也。

祭祀の相は、主人自ら其の敬を致し、其の嘉を盡して、與に讓る無きなり。

これも祭祀儀禮上の「讓」である。

（玉藻篇）天子搢挺。方正於天下也。諸侯荼。前詘後直、讓於天子也。大夫前詘後詘、無所不讓也。

天子、挺を搢（さしはさ）む。天下に方正にするなり。諸侯は荼す。前は詘し後は直す、天子に讓るなり。大夫は前も詘し後も詘す、讓らざる所無きなり。

笏に關する禮で、諸侯は天子に「讓」り、大夫は誰にでも「讓」とある。

（少儀篇）其未有燭而有後至者、則以在者告。道瞽亦然。凡飲酒爲獻主者、執燭抱燠、客作而辭、然後以授人。執燭不讓不辭不歌。

其れ未だ燭有らざるに後れて至る者有れば、則ち在る者を以て告ぐ。誓を道くも亦然り。凡そ酒を飲むは獻主爲る者、燭を執り燭を抱く、客作（た）ちて辭し、然る後に以て人に授く。燭を執れば讓らず辭せず歌わず。酒席において燭を執つて明かりをとる場合は、「讓」る必要はないという。

（祭義篇）壹命齒于郷里、再命齒于族、三命不齒。族有七十者弗敢先。七十者、不有大故不入朝。若有大故而入、君必與之揖讓而后及爵者。

壹命は郷里に齒し、再命は族に齒し、三命は齒せず。族に七十の者有れば敢えて先だたず。七十の者は、大故有らざれば入朝せず。若し大故有りて入れば、君必ず之と揖讓して而る后に爵者に及ぶ。

儀禮的な「揖讓」である。

（仲尼燕居篇）子曰、慎聽之。女三人者、吾語女。禮猶有九焉、大饗有四焉。苟知此矣、雖在吠畝之中、事之聖人已。兩君相見、揖讓而入門、入門而縣興、揖讓而升堂、升堂而樂闋。

子曰く、「慎みて之を聽け。女三人者、吾、女に語げん。禮は猶お九有り、大饗は四有り。苟しくも此れを知らば、吠畝の中に在りと雖も、之に事えて聖人となさん。兩君相見え、揖讓して門を入り、門を入りて縣興り、揖讓して堂に升り、堂に升りて樂闋む。……

大饗の禮に關する説明で現れる、儀禮上の「揖讓」である。

（坊記篇）子云、觴酒豆肉讓而受惡、民猶犯齒。衽席之上讓而坐下、民猶犯貴。朝廷之位讓而就賤、民猶犯君。詩云、民之無良、相怨一方。受爵不讓、至于已斯亡。

子云う、「觴酒豆肉には讓りて惡しきを受くとも、民猶お齒を犯す。衽席の上には讓りて下に坐すとも、民猶お

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

貴を犯す。朝廷の位には讓りて賤に就くとも、民猶お君を犯す。詩に云う、「民の無良なる、一方を相怨み。爵を受けて讓らず、已斯に亡ぶるに至る。」と。

小雅角弓を引用しながら、儀禮的な「讓」があつても、民は僭上の振る舞いをするものだという。

(坊記篇) 子云、賓禮每進以讓、喪禮每加以遠。浴於中霤、飯於牖下、小斂於戸内、大斂於阼、殯於客位、柩於庭、葬於墓、所以示遠也。殷人弔於壙、周人弔於家、示民不惰也。子云、死、民之卒事也、吾從周。以此坊民、諸侯猶有薨而不葬者。

子云う、「賓禮は進む毎に以て讓り、喪禮は加うる毎に以て遠ざかる。中霤に浴し、牖下に飯し、戸内に小斂し、阼に大斂し、客位に殯し、庭に柩し、墓に葬る、遠きを示す所以なり。殷人は壙に弔し、周人は家に弔す、民に惰かざるを示すなり。」と。子云う、「死は、民の卒事なり、吾は周に従わん。此を以て民を坊(ふせ)げども、諸侯猶お薨じて葬らざる者有るがごとし。」と。

賓禮は進むごとに「讓」とある。

(昏義篇) 昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也。故君子重之。是以昏禮納采問名納吉納徵請期、皆主人筵几於廟、而拜迎於門外、入揖讓而升、聽命於廟。所以敬慎重正昏禮也。

昏禮とは、將に二姓の好を合わせ、上は以て宗廟に事えて、下は以て後世に繼がんとするなり。故に君子は之を重んず。是を以て昏禮に納采・問名・納吉・納徵・請期には、皆主人、廟に筵几して、拜して門外に迎え、入りて揖讓して升り、命を廟に聽く。昏禮を敬慎重正する所以なり。

婚禮に關する「揖讓」である。

(昏義篇) 父親醮子、而命之迎、男先於女也。子承命以迎、主人筵几於廟、而拜迎于門外。壻執鴈入、揖讓升堂、再拜奠鴈、蓋親受之於父母也。……

父、親ら子に醮して、之に命じて迎えしむるは、男、女に先だつなり。子、命を承けて以て迎え、主人、廟に筵几して、拜して門外に迎う。壻、鴈を執りて入り、揖讓して堂に升り、再拜して鴈を奠く、蓋し親ら之を父母に受くるなり。……

これも婚禮に關する「揖讓」である。

(郷飲酒義篇) 郷飲酒之義。主人拜迎賓于庠門之外、入三揖而後至階、三讓而后升、所以致尊讓也。盥洗揚觶、所以致絜也。拜至拜洗拜受拜送拜既、所以致敬也。尊讓絜敬也者、君子之所以相接也。君子尊讓則不爭、絜敬則不慢、不慢不爭、則遠於鬪辨矣。不鬪辨則無暴亂之禍矣、斯君子之所以免於人禍也。故聖人制之以道。

郷飲酒の義。主人、拜して賓を庠門の外に迎え、入りて三揖して而る后に階に至り、三讓して而る后に升る、尊讓を致す所以なり。盥洗して觶を揚ぐるは、絜を致す所以なり。至るを拜し洗を拜し拜し受け拜し送り拜し既くすは、敬を致す所以なり。尊讓絜敬なる者は、君子の相接する所以なり。君子尊讓すれば則ち爭わず、絜敬なれば則ち慢ならず、慢ならず爭わざれば、則ち鬪辨に遠ざかる。鬪辨せざれば則ち暴亂の禍無し、斯れ君子の人の禍を免るる所以なり。故に聖人之を制するに道を以てす。

郷飲酒の禮について、階を升る際に三たび「讓」るのは、尊「讓」を行うことであり、それは君子が人と接するところであり、そうすれば「争」うことがないという。「徳目」の「讓」も含まれているが、「儀禮」・「徳目」兩方の「讓」をカウントしておく。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

(郷飲酒義篇) 賓主象天地也。介僎象陰陽也。三賓象三光也。讓之三也、象月之三日而成魄也。四面之坐、象四時也。

賓主は天地に象るなり。介僎は陰陽に象るなり。三賓は三光に象るなり。讓ること之三たびするは、月の三日にして魄を成すを象るなり。四面の坐は、四時に象るなり。

三回「讓」の意味を、月の盈ち虧けになぞらえて説明している。

(郷飲酒義篇) 三揖至于階、三讓以賓升。拜至、獻酬辭讓之節繁。及介省矣。至于衆賓、升受坐祭立飲、不酢而降。隆殺之義辨矣。

三揖して階に至り、三讓して賓を以て升る。至るを拜して、獻酬し辭讓の節繁し。介に及びて省く。衆賓に至りては、升りて受け坐して祭り立ちて飲み、酢せずして降る。隆殺の義辨る。

階を升る際に三「讓」し、辭「讓」の節繁しという。前者は「儀禮」、後者は「徳目」の「讓」といえる。それぞれのカテゴリの「讓」をカウントしておく。

(射義篇) 射者、仁之道也。射求正諸己。己正而后發、發而不中、則不怨勝己者、反求諸己而已矣。孔子曰、君子無所爭、必也射乎。揖讓而升下而飲、其爭也君子。

射とは、仁の道なり。射は正を諸己に求む。己正しくして而る後に發し、發して中らざれば、則ち己に勝つ者を怨まず、諸己に反求するのみ。孔子曰く、「君子は争う所無し、必ずや射か。揖讓して升下して飲む、其の争うや君子なり。」と。

射術に關する儀禮における「揖讓」である。



(聘義篇) 三讓而后傳命、三讓而后入廟門、三揖而后至階、三讓而后升。所以致尊讓也。

三讓して而る后に命を傳え、三讓して而る后に廟門に入り、三揖して而る后に階に至り、三讓して而る后に升る。尊讓を致す所以なり。

三「讓」・三揖の行爲について、尊「讓」をいたすゆえんであるとする。最後の「尊讓」は「徳目」の「讓」に含めることができる。「儀禮」・「徳目」兩方の「讓」をカウントしておく。以上、「儀禮」の「讓」である。

(曲禮上篇) 道徳仁義、非禮不成。教訓正俗、非禮不備。分争辨訟、非禮不決。君臣上下父子兄弟、非禮不定。宦學事師、非禮不親。班朝治軍、莅官行法、非禮威嚴不行。禱祠祭祀、供給鬼神、非禮不誠不莊。是以君子恭敬撝節退讓以明禮。鸚鵡能言、不離飛鳥。猩猩能言、不離禽獸。今人而無禮、雖能言、不亦禽獸之心乎。夫唯禽獸無禮、故父子聚麀。是故聖人作爲禮以教人。使人以有禮、知自別於禽獸。

道徳仁義は、禮に非ざれば成らず。教訓俗を正すは、禮に非ざれば備わらず。争を分ち訟を辨ずるは、禮に非ざれば決せず。君臣上下・父子兄弟は、禮に非ざれば定まらず。宦學師に事うるは、禮に非ざれば親しからず。朝を班け軍を治め、官に莅み法を行うは、禮に非ざれば威嚴行われず。禱祠祭祀、鬼神に供給するは、禮に非ざれば誠ならず莊ならず。是を以て君子は恭・敬・擲・節・退・讓、以て禮を明らかにす。鸚鵡は能く言うも、飛鳥を離れず。猩猩は能く言うも、禽獸を離れず。今人にして禮無ければ、能く言うと雖も、亦禽獸の心ならずや。夫れ唯禽獸は禮無し、故に父子麀を聚(とも)にす。是の故に聖人、禮を作爲し以て人に教う。人をして以て禮有りて、自ら禽獸に別つを知らしむ。

「禮」の重要性を述べているところで、君子は、恭・敬・擲・節・退・「讓」によって「禮」を明らかにするとい

う。「徳目」の「讓」である。

(曲禮上篇) 博聞強識而讓、敦善行而不怠、謂之君子。君子不盡人之歡、不竭人之忠、以全交也。

博聞強識にして讓り、善行に敦くして怠らず、之を君子と謂う。君子は人の歡を盡さず、人の忠を竭さず、以て交を全くするなり。

「博聞強識」で「讓」ることが、君子であることの重要な条件とされている。「儀禮」的と考えることもできるが、ここは君子の必要條件を述べているので、「徳目」の「讓」に含めておく。

(文王世子篇) 公族朝于内朝、内親也。雖有貴者以齒、明父子也。外朝以官、體異姓也。宗廟之中、以爵爲位、崇徳也。宗人授事以官、尊賢也。登餼受爵以上嗣、尊祖之道也。喪紀以服之輕重爲序、不奪人親也。公與族燕則以齒、而孝弟之道達矣。其族食、世降一等、親親之殺也。戰則守於公禰、孝愛之深也。正室守大廟、尊宗室、而君臣之道著矣。諸父諸兄守貴室、子弟守下室、而讓道達矣。

公族、内朝に朝するは、親を内にするなり。貴者有りと雖も齒を以てするは、父子を明らかにするなり。外朝、官を以てするは、異姓を體するなり。宗廟の中、爵を以て位を爲すは、徳を崇ぶなり。宗人、事を授くるに官を以てするは、賢を尊ぶなり。登りて餼し爵を受くるに上嗣を以てするは、祖を尊ぶの道なり。喪紀、服の輕重を以て序と爲すは、人の親を奪わざるなり。公と族と燕すれば則ち齒を以てす、而して孝弟の道達す。其の族食、世ごとに一等を降すは、親を親しむの殺なり。戦えば則ち公禰を守るは、孝愛の深きなり。正室、大廟を守るは、宗室を尊ぶなり、而して君臣の道著る。諸父諸兄、貴室を守り、子弟、下室を守りて、讓道達す。公族について、上下の身分の者がそれぞれの「室」を守れば、「讓」の道が達せられるという。

(禮運篇) 今大道既隱、天下爲家、各親其親、各子其子、貨力爲己、大人世及以爲禮、城郭溝池以爲固、禮義以爲紀。以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度、以立田里、以賢勇知、以功爲己。故謀用是作、而兵由此起。禹湯文武成王周公、由此其選也。此六君子者、未有不謹於禮者也。以著其義、以考其信、著有過、刑仁講讓、示民有常。如有不由此者、在執者去、衆以爲殃、是謂小康。

今、大道既に隱れ、天下を家と爲し、各おの其の親を親とし、各おの其の子を子とし、貨力は己の爲めにし、大人は世及して以て禮と爲し、城郭溝池は以て固と爲し、禮義は以て紀と爲す。以て君臣を正し、以て父子を篤くし、以て兄弟を睦くし、以て夫婦を和し、以て制度を設け、以て田里を立て、以て勇知を賢(とうと)び、功を以て己の爲めにす。故に謀、是を用て作りて、兵、此に由りて起る。禹・湯・文・武・成王・周公、此れを由(もち)いて其れ選(すぐ)るるなり。此の六君子とは、未だ禮を謹まざる者に有らざるなり。以て其の義を著し、以て其の信を考(な)し、有過を著らかにし、仁に刑り讓を講じ、民に常有るを示す。如し此れを由いざる者有れば、執に在る者を去り、衆以て殃と爲す、是れを小康と謂う。

禹・湯・文・武・成王・周公の「六君子」が仁にのっとり「讓」を講じたことをいう。「徳目」の「讓」に含めておく。

(禮運篇) 何謂人情。喜怒哀懼愛惡欲、七者弗學而能。何謂人義。父慈子孝兄弟夫婦聽長惠幼順君仁臣忠、十者謂之人義。講信脩睦、謂之人利。爭奪相殺、謂之人患。故聖人之所以治人七情、脩十義、講信脩睦、尚辭讓、去爭奪、舍禮何以治之。

何をか人情と謂う。喜・怒・哀・懼・愛・惡・欲なり、七者學ばずして能くす。何をか人の義と謂う。父は慈子

は孝、兄は良弟は弟、夫は義婦は聽、長は惠幼は順、君は仁臣は忠、十者、之を人の義と謂う。信を講じ睦を脩む、之を人の利と謂う。爭奪相殺す、之を人の患と謂う。故に聖人の人の七情を治め、十義を脩め、信を講じ睦を脩め、辭讓を尚び、爭奪を去る所以は、禮を舍きて何を以てか之を治めん。

聖人の行爲の一つとして、辭「讓」をたつとぶことが挙げられており、それを達成する手段は、その他の行爲とあわせて「禮」によるとされている。

(禮運篇) 夫禮必本於天、動而之地、列而之事、變而從時、協於分藝、其居人也曰養。其行之以貨力辭讓飲食冠昏喪祭射御朝聘。

夫れ禮は必ず天に本づき、動きて地に之き、列して事に之き、變じて時に従い、分藝に協(かな)い、其の人に居(あ)りてや養と曰う。其の之を行うは貨力・辭讓・飲食・冠昏・喪祭・射御・朝聘を以てす。

「禮」を行うには、辭「讓」などによるという。

(内則篇) 八年、出入門戸及即席飲食、必後長者。始教之讓。

八年にして、門戸を出入し及び席に即きて飲食するに、必ず長者に後る。始めて之に讓を教う。

子供が八歳になると、門の出入りや飲食時における、年長者に對する儀禮的な「讓」を教えるということである。

(樂記篇) 樂由中出、禮自外作。樂由中出、故靜。禮自外作、故文。大樂必易、大禮必簡。樂至則無怨、禮至則不爭。揖讓而治天下者、禮樂之謂也。暴民不作、諸侯賓服、兵革不試、五刑不用、百姓無患、天子不怒、如此則樂達矣。合父子之親、明長幼之序、以敬四海之内。天子如此、則禮行矣。

樂は中由り出で、禮は外自り作る。樂は中由り出づ、故に靜かなり。禮は外自り作る、故に文あり。大樂は必ず

易、大禮は必ず簡。樂至れば則ち怨無く、禮至れば則ち争わず。揖讓して天下を治むる者は、禮樂の謂なり。暴民作らず、諸侯賓服し、兵革試みず、五刑用いず、百姓患無く、天子怒らず、此の如くんば則ち樂達す。父子の親を合し、長幼の序を明らかにし、以て四海の内を敬す。天子此の如くなれば、則ち禮行わる。

統治者を比喩的に言い表す上での「揖讓」である。「徳目」の「讓」に含めておく。

(樂記篇) 子贛見師乙而問焉曰、賜聞聲歌各有宜也。如賜者宜何歌也。師乙曰、乙賤工也。何足以問所宜。請誦其所聞、而吾子自執焉。寬而靜、柔而正者宜歌頌。廣大而靜、疏達而信者宜歌大雅。恭儉而好禮者宜歌小雅。正直而靜、廉而謙者宜歌風。肆直而慈愛愛者宜歌商。溫良而能斷者宜歌齊。夫歌者、直己而陳徳也。動己而天地應焉、四時和焉、星辰理焉、萬物育焉。故商者五帝之遺聲也。商人識之、故謂之商。齊者三代之遺聲也。齊人識之、故謂之齊。明乎商之音者、臨事而屢斷。明乎齊之音者、見利而讓。臨事而屢斷勇也。見利而讓義也。有勇有義、非歌孰能保此。故歌者、上如抗、下如隊、曲如折、止如槩木、倨中矩、句中鉤、纍纍乎端如貫珠。故歌之爲言也、長言之也。説之、故言之。言之不足、故長言之。長言之不足、故嗟歎之。嗟歎之不足、故不知手之舞之、足之蹈之也。

子贛、師乙に見えて問いて曰く、「賜聞く、聲歌各おの宜しき有るなり、と。賜の如き者は宜しく何を歌べきか。」と。師乙曰く、「乙は賤工なり。何ぞ以て宜しき所を問うに足らん。請う其の聞く所を誦して、吾子自ら執れ。寛にして靜、柔にして正なる者は宜しく頌を歌うべし。廣大にして靜、疏達にして信なる者は宜しく大雅を歌うべし。恭儉にして禮を好む者は宜しく小雅を歌うべし。正直にして靜、廉にして謙なる者は宜しく風を歌うべし。肆直にして慈愛愛なる者は宜しく商を歌うべし。溫良にして能く斷ずる者は宜しく齊を歌うべし。夫れ歌と

は、己を直くして徳を陳ぶるなり。己を動かして天地應じ、四時和し、星辰理し、萬物育す。故に商は五帝の遺聲なり。商人之を識（しる）す、故に之を商と謂う。齊は三代之の聲なり。齊人之を識す、故に之を齊と謂う。商の音に明なる者は、事に臨みて屢しば斷ず。齊の音に明なる者は、利を見て讓る。事に臨みて屢しば斷ずるは勇なり。利を見て讓るは義なり。勇有り義有り、歌に非ずんば孰か能く此れを保たん。故に歌とは、上ること抗（あが）るが如く、下ること隊（お）つるが如く、曲がること折るが如く、止まること槩木の如く、倨（そ）ること矩に中り、句（まが）ること鉤に中り、纍纍乎として端、貫珠の如し。故に歌の言爲るや、長く之を言うなり。之を説ぶ、故に之を言う。之を言いて足らず、故に長く之を言う。長く之を言いて足らず、故に之を嗟歎す。之を嗟歎して足らず、故に手の舞、足の蹈むを知らざるなり。」と。

『詩』の齊の音に明らかな者は、利によって「讓」り、それは「義」という。

（祭義篇） 天下之禮、致反始也、致鬼神也、致和用也、致義也、致讓也。致反始、以厚其本也。致鬼神、以尊上也。致物用、以立民紀也。致義、則上下不悖逆矣。致讓、以去爭也。合此五者以治天下之禮也、雖有奇邪、而不治者則微矣。

天下の禮、始めに反るに致（いた）るなり、鬼神に致るなり、和用に致るなり、義に致るなり、讓に致るなり。始めに反るに致るは、以て其の本を厚くするなり。鬼神に致るは、以て上を尊ぶなり。物用に致るは、以て民の紀を立つるなり。義に致るは、則ち上下悖逆せざるなり。讓に致るは、以て争を去るなり。此の五者を合して以て天下の禮を治むるや、奇邪有りと雖も、而治まらざる者則ち微（すくな）し。

天下の「禮」の至るところについて、「讓」がその一つとして掲げられており、それで「争」がなくなるといふ。

(祭義篇) 天子有善、讓德於天、諸侯有善、歸諸天子、卿大夫有善、薦於諸侯、士庶人有善、本諸父母、存諸長老。祿爵慶賞、成諸宗廟。所以示順也。

天子善有れば、徳を天に讓り、諸侯善有れば、諸を天子に歸し、卿大夫善有れば、諸侯に薦め、士庶人善有れば、諸を父母に本づけ、諸を長老に存す。祿爵慶賞は、諸を宗廟に成す。順を示す所以なり。

天子・諸侯・大夫・士庶人に「善」がある場合について、天子の場合は、「徳」を「天」に「讓」という。「讓」が身分階層秩序を構成する働きとして利用されている。

(經解篇) 禮之於正國也、猶衡之於輕重也、繩墨之於曲直也、規矩之於方圓也。故衡誠縣、不可欺以輕重。繩墨誠陳、不可欺以曲直。規矩誠設、不可欺以方圓。君子審禮、不可誣以姦詐。是故隆禮由禮、謂之有方之士、不降禮不由禮、謂之無方之民。敬讓之道也。故以奉宗廟則敬、以入朝廷則貴賤有位、以處室家則父子親兄弟和、以處鄉里則長幼有序。孔子曰、安上治民、莫善於禮。此之謂也。

禮の國を正すに於けるや、猶お衡の輕重に於ける、繩墨の曲直に於ける、規矩の方圓に於けるがごときなり。故に衡誠に縣くれば、欺くに輕重を以てすべからず。繩墨誠に陳すれば、欺くに曲直を以てすべからず。規矩誠に設くれば、欺くに方圓を以てすべからず。君子、禮に審かなれば、誣うるに姦詐を以てすべからず。是の故に禮を隆(とうと)び禮に由る、之を有方の士と謂い、禮を隆はず禮に由らず、之を無方の民と謂う。敬讓の道なり。故に以て宗廟を奉ずれば則ち敬あり、以て朝廷に入れば則ち貴賤位有り、以て室家に處れば則ち父子親しみ兄弟和し、以て郷里に處れば則ち長幼序有り。孔子曰く、「上を安んじ民を治むるは、禮より善きは莫し。」と。此れの謂なり。

社會の上下秩序を保つ「禮」をたつとんでそれによることが、敬「讓」の道という。

(仲尼燕居篇) 子曰、禮者何也。即事之治也。君子有其事必有其治。治國而無禮、譬猶瞽之無相與。俛俛乎其何之。

譬如終夜有求於幽室之中、非燭何見。若無禮則手足無所錯、耳目無所加、進退揖讓無所制。……

子曰く、「禮とは何ぞや。即ち事の治なり。君子は其の事有れば必ず其の治有り。國を治めて禮無きは、譬えば猶お瞽の相無きがごときか。俛俛乎として其れ何にか之かん。譬えば終夜幽室の中に求むること有るが如し、燭に非ざれば何ぞ見ん。若し禮無ければ則ち手足の錯く所無く、耳目の加うる所無く、進退揖讓の制する所無し。……」と。

もし禮がなければ、進退「揖讓」を制御するものがないという。「徳目」の「讓」に含めておく。

(坊記篇) 子云、夫禮者、所以章疑別微、以爲民坊者也。故貴賤有等、衣服有別、朝廷有位、則民有所讓。

子云う、「夫れ禮とは、疑を章(あき)らかにし微を別ち、以て民の坊と爲す所以の者なり。故に貴賤に等有り、衣服に別有り、朝廷に位有れば、則ち民讓る所有り。」と。

「禮」によつて上下の身分秩序が保たれ、それによつて民が「讓」という。

(坊記篇) 子云、君子貴人而賤己、先人而後己、則民作讓。故稱人之君曰君、自稱其君曰寡君。

子云う、「君子、人を貴びて己を賤しくし、人を先にして己を後にすれば、則ち民、讓に作る。故に人の君を稱して君と曰い、自ら其の君を稱して寡君と曰う。」と。

君子がへりくだれば、民が「讓」をなすという。

(坊記篇) 子云、有國家者、貴人而賤祿、則民興讓。尚技而賤車、則民興藝。故君子約言、小人先言。



子云う、「國家を有つ者、人を貴びて祿を賤めば、則ち民、讓に興る。技を尚びて車を賤めば、則ち民、藝に興る。故に君子は言を約にし、小人は言を先にす。」と。

國家の統治者が、人をたつとんで祿をいやしめば、民が「讓」をなすという。尚賢論的發想が含まれている。

(坊記篇) 子云、上酌民言、則下天上施。上不酌民言、則犯也。下不天上施、則亂也。故君子信讓以涖百姓、則民之報禮重。詩云、先民有言、詢于芻蕘。

子云う、「上、民言を酌めば、則ち下、上の施(と)るを天とす。上、民言を酌まざれば、則ち犯すなり。下、上の施るを天とせざれば、則ち亂るなり。故に君子は信讓以て百姓に涖めば、則ち民の報禮重し。詩云う、「先民言えること有り、芻蕘に詢る。」と。

大雅板を引用し、君子が信「讓」すれば、民はあつく報「禮」するという。

(坊記篇) 子云、善則稱人、過則稱己、則民讓善。詩云、考卜惟王、度是鎬京。惟龜正之、武王成之。

子云う、「善なれば則ち人を稱し、過てば則ち己を稱すれば、則ち民、善に讓る。詩に云う、「卜に考うるは惟れ王、是れ鎬京を度る。惟れ龜之を正し、武王之を成す。」と。

大雅文王有聲を引用し、よいところは他人をとりあげ、過ちは自分を言えば、民が「善」に「讓」という。

(表記篇) 子曰、恭近禮、儉近仁、信近情、敬讓以行、此雖有過、其不甚矣。夫恭寡過、情可信、儉易容也。以此失之者、不亦鮮乎。詩曰、温温恭人、惟德之基。

子曰く、「恭は禮に近く、儉は仁に近く、信は情に近く、敬讓以て行わば、此れ過有りと雖も、其れ甚しからず。夫れ恭は過寡く、情は信なるべく、儉は容れ易きなり。此れを以て之を失う者は、亦鮮からずや。詩に曰く、

「温温たる恭人、惟れ徳の基。」と。

大雅抑を引用し、「恭」・「儉」・「信」を敬「讓」によつて行えば。例え過ちがあつたとしても度を超すことはないという。

(表記篇) 子曰、下之事上也、雖有庇民之大徳、不敢有君民之心、仁之厚也。是故君子恭儉以求役仁、信讓以求役禮。不自尚其事、不自尊其身、儉於位而寡於欲、讓於賢、卑己而尊人、小心而畏義、求以事君。得之自是、不得自是、以聽天命。詩云、莫莫葛藟、施于條枚。凱弟君子、求福不回。其舜禹文王周公之謂與。有君民之大徳、有事君之小心。詩云、惟此文王、小心翼翼、昭事上帝、聿懷多福、厥徳不回、以受方國。

子曰く、「下の上に事うるや、民を庇うの大徳有りと雖も、敢えて民に君たるの心有らず、仁の厚きなり。是の故に君子は恭儉以て仁を役(な)さんことを求め、信讓以て禮を役さんことを求む。自ら其の事を尚(たか)くせず、自ら其の身を尊ばず、位に儉にして欲寡く、賢に讓り、己を卑しくして人を尊び、心を小にして義を畏れ、以て君に事えんことを求む。之を得れば自らはとし、得ざるも自らはとし、以て天命を聽く。詩に云う、「莫莫たる葛藟、條枚に施う。凱弟の君子、福を求むること回ならず。」と。其れ舜・禹・文王・周公の謂いか。民に君たるの大徳有りて、君に事うるの小心有り。詩に云う、「惟れ此の文王、小心翼翼たり、昭に上帝に事え、聿に多福を懷す、厥の徳回ならず、以て方國を受く。」と。

大雅旱麓、小雅大明を引用し、君子は「恭儉」によつて「仁」、信「讓」によつて「禮」をなそうとし、位に「儉」で欲がすくなく、「賢」に「讓」ることを述べている。

(儒行篇) 儒有衣冠中、動作慎、其大讓如慢、小讓如僞、大則如威、小則如愧。其難進而易退也。粥粥若無能也。

其容貌有如此者。

儒に衣冠は中有り、動作は慎なるも、其の大讓は慢なるが如く、小讓は偽なるが如く、大は則ち威あるが如く、小は則ち愧ずるが如し。其の進むを難くして退くを易くするなり。粥粥として能無きが若きなり。其の容貌此くの如き者有り。

儀禮上の動作について、大「讓」、小「讓」に分けて述べている。「徳目」の「讓」としておく。

(儒行篇) 温良者、仁之本也。敬慎者、仁之地也。寛裕者、仁之作也。孫接者、仁之能也。禮節者、仁之貌也。言談者、仁之文也。歌樂者、仁之和也。分散者、仁之施也。儒者兼此而有之、猶且不敢言仁也。其尊讓有如此者。温良は、仁の本なり。敬慎は、仁の地なり。寛裕は、仁の作なり。孫接は、仁の能なり。禮節は、仁の貌なり。言談は、仁の文なり。歌樂は、仁の和なり。分散は、仁の施なり。儒者此れを兼ねて之を有す、猶且お敢えて仁を言わざるがごときなり。其の尊讓此くの如き者有り。

儒者は「仁」の要素を全て兼ね備えながら、あえて「仁」を言わず、それが尊「讓」だという。

(大學篇) 一家仁、一國興仁。一家讓、一國興讓。一人貪戾、一國作亂。其機如此。此謂一言僨事、一人定國。堯舜率天下以仁、而民從之。桀紂率天下以暴、而民從之。其所令反其所好、而民不從。是故君子有諸己而后求諸人、無諸己而后非諸人。所藏乎身不恕、而能喻諸人者、未之有也。故治國在齊其家。詩云、桃之夭夭、其葉蓁蓁。之子于歸、宜其家人。宜其家人、而后可以教國人。詩云、宜兄宜弟。宜兄宜弟、而后可以教國人。詩云、其儀不忒、正是四國。其爲父子兄弟足法、而后民法之也。此謂治國在齊其家。

一家仁なれば、一國仁に興る。一家讓なれば、一國讓に興る。一人貪戾なれば、一國亂を作す。其の機此の如

し。これを一言事を債（やぶ）り、一人國を定むと謂う。堯舜、天下を率いるに仁を以てして、民之に従う。桀紂、天下を率いるに暴を以てして、民之に従う。其の令する所、其の好む所に反すれば、而ち民従わず。是の故に君子は諸己に有りて後に諸人に求め、諸己に無くして而して後に諸人に非（そし）る。身に藏する所は恕ならず、而して能く諸人を諭す者は、未だ之有らざるなり。故に國を治むるは其の家を齊うるに在り。詩に云う、「桃の夭夭たる、其の葉蓁蓁たり。之の子子に歸ぐ、其の家人に宜し。」と。其の家人に宜しくして、而る后に以て國人に教うべし。詩に云う、「兄に宜しく弟に宜し。」と。兄に宜しく弟に宜しくして、而る后に以て國人に教うべし。詩に云う、「其の儀式（たが）わず、是れ四國を正す。」と。其の父子兄弟爲ること法るに足りて、而る后に民之に法るなり。此れを國を治むるは其の家を齊うるに在りと謂う。

治國が齊家に基づくことを論じた文中で、一家が「仁」「讓」ならば一國が興起し、逆に一家が「貪戾」なら一國が亂れるという。

（郷飲酒義篇）祭薦祭酒、敬禮也。嗜肺、嘗禮也。啐酒、成禮也。於席末、言是席之正、非專爲飲食也、爲行禮也、此所以貴禮而賤財也。卒觶、致實於西階上、言是席之上、非專爲飲食也、此先禮而後財之義也。先禮而後財、則民作敬讓而不爭矣。

薦を祭り酒を祭るは、禮を敬するなり。肺を嗜（くら）うは、禮を嘗むるなり。酒を啐（す）うは、禮を成すなり。席末に於いてす、言うところは是の席の正は、専ら飲食の爲めにするに非ざるなり、禮を行うが爲めなり、此れ禮を貴びて財を賤しむ所になり。觶を卒え、實を致すは西階の上に於いてす、言うところは是の席の上は、専ら飲食の爲めにするに非ざるなり、此れ禮を先にして財を後にするの義なり。禮を先にして財を後にすれば、

則ち民、敬讓に作りて争わず。

「禮」を「財」より優先させれば、民は敬「讓」をなして「争」わないという。

(郷飲酒義篇) 月者三日則成魄、三月則成時。是以禮有三讓、建國必立三卿。三賓者、政教之本、禮之大參也。

月は三日にして則ち魄を成し、三月にして則ち時を成す。是を以て禮に三讓有り、國を建つるに必ず三卿を立てつ。三賓は、政教の本、禮の大參なり。

月の盈ち虧けから、「禮」に三「讓」があり、建國の際は必ず三卿を立てるといふ。「徳目」の「讓」である。

(聘義篇) 敬讓也者、君子之所以相接也。故諸侯相接以敬讓、則不相侵陵。

敬讓なる者は、君子の相接する所以なり。故に諸侯相接するに敬讓を以てすれば、則ち相侵陵せず。

敬「讓」について、諸侯がたがいにそれによれば、侵略しあうことはないという。この「讓」は、諸侯間の秩序を構成する。

(聘義篇) 以圭璋聘、重禮也。已聘而還圭璋、此輕財而重禮之義也。諸侯相厲以輕財重禮、則民作讓矣。

圭璋を以て聘するは、禮を重んずるなり。已に聘して圭璋を還すは、此れ財を輕んじて禮を重んずるの義なり。

諸侯相厲ますに財を輕んじ禮を重んずるを以てすれば、則ち民讓に作る。

諸侯が財を輕んじ禮を重んずれば、民が「讓」におこるといふ。この「讓」は、諸侯國內の被支配者の秩序を構成する。以上、「徳目」の「讓」である。

「儀禮」二二、「徳目」三〇例(うち重複三例)である。『禮記』という書物の性格を考えれば、この數値はさほど

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

驚くべきものではないが、戦国時代に様々な展開をみせた「讓」の語の落ち着く果てという感がある。そこでは、いふまでもなく「讓」・「辭」・「讓」が高く評價されており、儀禮的な「ゆずり」の「讓」も重視されている。信「讓」により「禮」が導かれ、「善」・「賢」に「讓」することも述べられている。簡単にいえば、「讓」は聖人君子必須の徳目とされているわけである。また、「讓」は上下の身分秩序を反映するものでもあり、社會を秩序づけるものでもある。『禮記』の「讓」にみられる傾向は、『荀子』や『左傳』にもみられたものである。『禮記』における「讓」と、『左傳』・『荀子』におけるそれとの先後關係を決めるのは、『禮記』が戦国時代に遡る内容を含んでいる可能性を考えれば容易なことではない。ただ「儀禮」でくくられた「讓」の中に比較的古いものを含むことはいえそうである。

#### 六、「讓」の歴史的變遷について

『詩』にわずか一例のみとはいえ、酒席における儀禮的な「ゆずり」の意味の「讓」がみられるということは、儀禮的な「讓」がそれなりに時代を遡り得る習俗であることを示している。『左傳』の分析からは、「揖讓」のような儀禮的行爲や、「讓」の言葉を用いて描かれる行爲は、春秋時代以前に遡及し得るものである。しかし、説話の會話文・君子の評言・凡例といった小倉芳彦が成立の後代性を議論する部分にみられ、「賢」・「仁」・「徳」・「禮」と結びつけて説明されるような「讓」、また「卑讓」・「辭讓」といった思想的意味付けを與えられた「讓」を含む熟語が登場するのは、『左傳』の編纂時期、恐らくは戦国中期にまで下るものではないかと考えられる。前者の「讓」は、『詩經』のみではなく、その他の様々な文献にもみられ、通時代的性格をもつものであることが分かる。後者の「讓」は、

『左傳』以外では、『荀子』など、これも様々な文獻にみられるが、せいぜい戦國中期までしか遡れないものということになる。そこにおける「讓」は、「賢」・「仁」・「德」・「禮」と結びつけて説明されるが、墨家では儒家系文獻における説明とは異同があり、道家・法家系文獻では「賢」等が否定して利用されることになる。その後、『禮記』のような禮書において、「讓」は前者・後者のそれを統合して完成されることになる。

文獻の傳存のあり方という問題もあるから、簡単に判断することはできないが、ここで多少氣になるのは、その内容に古い要素を残すといわれる『論語』や『孟子』における「讓」と、『荀子』や『左傳』にみられる「賢」・「仁」・「德」・「禮」と結びつけて説明される「讓」との間には、共通項があるけれども、「讓」の用いられる内容や意味の廣がり openings が存在するということである。『左傳』なり『荀子』なりにみられる「讓」の思想が、段階的に形成されてきたというよりは、これらの文獻において突如大きな發展をみたとは考えられないだろうか。

こう考えてくると、『孟子』・『左傳』・『荀子』という成書順になりそうである。ただこれはあくまでも「讓」の語に絞った検討からくる結果であり、これのみで結論を速断することは控えたい。<sup>(88)</sup>

「儀禮」としてくくった「讓」については、單なるエチケツトとしてのゆずりあいの類の「讓」は、現生人類の發生初期のころまで遡ってもおかしくないかもしれない。これに對して、儀式化・儀禮化した「讓」はそれなりに社會が發展しないと現れないと考えられる。そうした「讓」がいつごろから存在したのか、直接それを證明してくれる史料はないから、はっきりしたことは分らないが、大規模な宮殿遺跡の存在が確認される二里頭文化期には、<sup>(89)</sup>儀式としての「讓」が存在したとしてもさほどおかしくはない。それが殷周時代を通じて受け繼がれ、秦漢帝國に禮書の整理を通して確立され、以後、中國を含む東アジア文化圏で、使い手の事情により多少アレンジされながら利用さ

れていくことになると考えてよさそうである。

だが「讓」は、このような中國社會を通時代的に流れる、「ゆずり」の精神や儀式・儀禮のみでは把握できない一面をもっている。それが「徳目」を中心とする本稿における分類項目にみられた、論理的・抽象的な「讓」であった。一般に、春秋時代中期から後期にかけて、中國社會の基底には大きな變動が起こったと考えられている。<sup>(90)</sup> 春秋末期から戰國初期における政治上の變動を考えれば、禪讓に關する何らかの議論が、その頃に出現し始めていたとしてもあながち不思議なことではない。ただ、これまでみてきたことから分かるように、「讓」に關する議論の本格化は『左傳』や『荀子』にみられるのであり、「禪讓」も同様ではないかという疑いは消えない。この疑いを裏書きするかのように、郭店楚簡には堯舜禪讓傳説がみられる。<sup>(91)</sup> これまでの検討からいえば、「讓」の觀念に關する大きな變化は、戰國中期を考えるのがよさそうである。これは社會の基底の變動開始時期からずれることになる。だが戰國中期は政治的な激動期といつてよく、そうした中で様々な思想集團が活動したが、それらの集團は權力のながしかの影響下<sup>(92)</sup>で、「讓」を再解釋したのではないだろうか。ここで新たに生まれた「讓」は、それ以前に存在した「儀禮」としての「讓」とは異質な思想的要素を内包しているのであるが、両者はその後の中國、更には東アジア史において、いわば車の兩輪として歩みを進めてゆくことになる。

おわりに

本稿では、先秦時代の成書が議論される傳世文獻を中心として、そこにみられる「ゆずり」の意味をもつ「讓」の



語を網羅的に検討してきた。素朴な風俗・慣習として解釋可能な「ゆずり」は、中國古代に特定されるものではなく、地域・時代をこえてみられる。これは恐らく無文字時代にまで遡及し得るものであろう。また初期國家形成期に入ると、宮廷儀禮が次第に整備され、儀禮的な「ゆずり」が出現することになった。更に時代が下ると、以上の「ゆずり」から派生して様々な意味が付與されることになった。ここで形成された「ゆずり」が、やがては中國の王朝交替形式としての「禪讓」の場で利用されるようになる。非常に政治的色合いの濃い、あるいは政治的に利用されやすい「ゆずり」である。このように「讓」の語は意味によって大きく三層に分かれることになる。

「ゆずり」といえば、通常はよき慣習・精神が想像されるものであるが、それが轉じて政治臭芬芬たるものになるのだから、語感のよい言葉というものは、まことに油斷ならないものである。ただ見方を變えれば、中國古代における社會組織・統治上の論理が、舊來の社會習俗を取り込みつつ、それだけうまい具合に高度に發展したということでもある。そうだからこそ、共同幻想を内包しているとはいえ、一人の統治者とそれを取り巻く比較的少數のスタッフが、廣大な地域に居住し、個々の地域ごとに多様な歴史的文化的背景をもつ人間集團を支配・統治する體制を比較的最近まで維持し續けてくることができたし、今日でも心なしかその影響がみられるのである。

本稿では「讓」という言葉について、傳世文獻それぞれにおける傾向を論じた上で研究の見通しを述べるにとどまり、それを史料上の諸事象と関連づけ、「讓」の言葉の變遷が歴史的にいかなる意義を有するかを深く考察するには至らなかつた。また、この種の研究では扱うべき、同時代史料としての出土文獻を検討の俎上に載せることができなかった。以上については、別に機會を得て論ずることとしたい。

(本稿は平成二十一年度科學研究費補助金(若手研究(B))「周代宗法制」の成立に關する研究」による研究成

果である。)

1 拙著『先秦家族關係史料の新研究』（東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、二〇〇八年三月）三一八頁。なお今後、國君や世族の宗主のような社會的リーダーの地位の繼承を全て君位繼承と呼ぶことにする。

2 無論、「ゆずり」意味をもつ語は「讓」だけではない。特に「禪」は郭店楚簡の堯舜禪讓説話にもみられる重要な語である。ただ「讓」以外の語も検討の対象とすれば、論點が分散してしまつて見にくくなる恐れがあるし、「讓」一語に絞つた方が議論の見通しがよいと考えられる。また、「禪」の先秦傳世文獻における用例が非常に少ないことから分かるように、傳世文獻で「ゆずり」を意味する漢字として使用される頻度が高いのはやはり「讓」と思われる。そこで、本稿では検討対象を「讓」の語に絞り込んだ次第である。

3 先秦秦漢の傳世文獻については、周知のようにそれらの成書年代について、幾つかの有力説に分かれている場合が少なからずある。こうした問題については、筆者なりの想定があるが、本稿でとりあげる文獻を選択するにあたっては、その選擇基準に筆者自身が想定する年代よりは幅をもたせた。また、成書年代に関する先行研究を丁寧で紹介しながら議論すれば、それだけで個々の文獻ごとに一篇ないし一冊の著作を超える分量となつてしまいかねないので、本稿ではその紹介を必要最小限にとどめた。

4 岡崎文夫「歴史思想の東洋的性格」（歴史教育研究會編『歴史理論の構成』、四海書房、東京、一九四一年三月）六六―六七頁。

5 顧頡剛「禪讓傳説起於墨家考」（『古史辨』七下、開明書店、上海、一九四一年六月）など。山辺進「堯舜禪讓攷―經學概念成立前史―」（『斯文』一〇一、東京、一九九二年十二月）は、堯舜禪讓説話を尚賢論と帝位繼承論の二種類に分けて論ずる。堯舜禪讓に関する學説史整理については、李承律『郭店楚簡儒教の研究―儒形三篇を中心にして―』（汲古書院、東京、

- 二〇〇七年十一月) 二五～三三頁で、郭店楚簡研究と絡めて丁寧に説明されている。
- 6 廖名春「郭店楚簡儒家著作考」(『孔子研究』一九九八―三、濟南、一九九八年九月) 七四～七五頁、同「荊門郭店楚簡與先秦儒學」(『中國哲學』二〇、遼寧教育出版社、瀋陽、二〇〇〇年一月) 四八～四九頁、丁四新「愛親與尊賢的統一——郭店簡書『唐虞之道』思想論析」(武漢大學中國文化研究院等主辦『郭店楚簡國際學術研討會論文匯編』一、武漢、一九九九年十月) (『華學』四、二〇〇八年八月) 八九頁。
- 7 中國古代の禪讓については、宮川尚志『六朝史研究—政治社會篇—』(日本學術振興會、東京、一九五六年二月) 七三頁など参照。
- 8 高木智見「春秋時代の讓について—自己抑制の政治學—」(中國中世史研究會編『中國中世史研究 續編』、京都大學學術出版會、京都、一九九五年十二月)。
- 9 もっとも新出土文獻の増大という事情もあって、近年は傳世文獻の内容を素直に史實と考えたり、それら文獻の成書年代を遡及させる傾向が國の内外を問わず廣くみられる。浅野裕一「諸子百家と新出土資料」(浅野裕一・湯淺邦弘編『諸子百家』再發見▽掘り起こされる古代中國思想)、岩波書店、東京、二〇〇四年八月) は、日本國內におけるその傾向をよく表している。他方その傾向に反對する動きもあり、池田知久「道家思想の新研究—『莊子』を中心として—」(汲古書院、東京、二〇〇九年二月) 九〇～九一頁注(19) は、恐らくこういう研究の現状を前提として、「思想史に關する學術研究を進めるためには、多くの資料の中から確實なかつ信頼することのできる資料を求めて、嚴密な態度で資料批判を行わなければならない。そのような資料批判の検討に合格した、確實なかつ信頼できる資料を根據にして始めて、正確な分析や意味のある論述が可能となるのである。」と述べている。
- 10 一つの場面に複数の「讓」の語がみられることもあるわけである。説明的な部分は「徳目」として處理されやすくなると予想されるが、「徳目」カテゴリーの幅があまりに廣くなってしまうので、そこに含めずにするものは、なるべく含めないよう

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

- にする。いずれにせよ、カテゴリー境界線上の用例が存在し得ることを考えれば、分析に多少の誤差が出ることは避けられず、その点を念頭に置きながら検討を進めていくことになる。それから當然ながら、「譴責する」といった「ゆずり」の意味とは無関係な「讓」はカウントしない。「讓」で検討の対象から除外したものとして、「せめる」の意や、別字の假借字として用いられているものがある。例えば「左傳」で省いた用例は次の通りである。桓公八年「使遼章讓黃」、同九年「楚子使遼章讓於鄧」、僖公五年「公使讓之」、同二十四年「公使讓之」、同二十六年「楚人讓之」、文公七年「且讓之」、宣公十一年「王使讓之」、成公十二年「若讓之以一矢」、襄公二十四年「使沈尹壽與師祁犁讓之」、襄公二十六年「使讓大叔文子曰」、襄公二十八年「既而齊人來讓」、襄公三十一年「士文伯讓之」、昭公十八年「晉之邊吏讓鄭曰」、昭公二十五年「簡子問揖讓周旋之禮焉。」、同「平子怒、益宮於邱氏、且讓之」、定公九年「東郭書讓登、黎彌從之曰、子讓而左、我讓而右。」
- 11 池田知久前掲注(9)書九一頁は、そういった文獻に基づいてはじめて思想史の分析や論述が可能となるとする。筆者とは基準として利用可能と考える文獻が異なるところもあるが、基本的には首肯できる考えである。
- 12 これも常識のほうであるが、やはり最近ではその常識を顧慮しない研究が少なからずある。本稿では、その常識を念頭に置きながら分析を進めることになる。
- 13 本来なら以上に加えて、特に年代に關わる問題を詰めるため、出土文獻にも目配りする必要があるが、いずれ稿を改めて論ずることとし、本稿では検討対象を傳世文獻に絞ることとした。また、表中の『禮記』は「儀禮」「徳目」の重複を三例含む。
- 14 以後、訓讀文は全て現代假名遣いによる。
- 15 毛傳は、「爵」を爵祿のこととする。だが、「民」に爵祿が與えられるようになるのは戰國時代以降のことであるし、春秋時代以前の爵祿を「民」が受けることが一般的な現象とは考えられない。ここは何楷撰『詩經世本古義』二八卷の説に従う。
- 16 小雅の成立について、孫作雲『詩經與周代社會研究』(中華書局、北京、一九六六年四月)「論二雅」説『大小雅』同爲西周

晩期詩、説「大小雅」中之「頌」同爲宣王朝詩——四〇〇頁は全て西周後期の厲王・宣王・幽王期の成立とし、目加田誠『詩經研究』（目加田誠著作集第一卷、竜溪書社、東京、一九八五年十一月）四三頁は、小雅を西周期の成立とする。松本雅明『詩經諸篇の成立に関する研究』（東洋文庫論叢第四十一、東洋文庫、東京、一九五八年一月）六三四―六三七頁は大雅・周頌の一部を西周後期、それ以外の雅頌を東周期の成立とする。白川静『詩經研究―通論篇―』（朋友書店、京都、一九八一年十月）六二〇、六三九頁は、小雅を西周中期から西周末のものとし、角弓を小雅の教訓詩の中で最も後次的なものとする。

17 『尚書』の成書に關する問題については、松本雅明『春秋戰國における尚書の展開』（風間書房、東京、一九六六年二月）、池田末利『尚書』（全釋漢文大系一一、集英社、東京、一九七六年四月）「解説」、屈萬里『尚書釋義』（中華文化出版事業委員會、臺北、一九五六年八月）、陳夢家『尚書通論』（商務印書館、上海、一九五七年七月）、劉起釪『尚書源流及傳本』（遼寧大學出版社、瀋陽、一九九七年三月）、同『尚書學史』（訂補本、中華書局、北京、一九九六年八月）など参照。中でも池田末利の解説が簡にして要を得ており、多少出版年が古いけれども、今日でも十分參考になる。なお最近、清華大學が取得した竹簡に、『尚書』の逸篇と推測されたり、古文尚書と關連づけて考えられるものがあるといわれている。その初期に一般に公開された情報については、李學勤『解讀周文王遺言』（『光明日報』二〇〇九年四月十三日）、趙平安『保訓』的性質和結構（同）、『清華簡』的整理及重要發現（『中國文物報』二〇〇九年四月二十九日）参照。この竹簡は、竹の炭素一四年代が前三〇五±三〇年のものという結果が出ているが、出土地が不明な史料であるだけに、姜廣輝『保訓』十疑（『光明日報』二〇〇九年五月四日）、同『清華簡』鑑定可能要經歷一個長期過程―再談對『保訓』篇的疑問―（『光明日報』二〇〇九年六月八日）のように、偽作の可能性を考慮すべきという考えも出されている。現在、清華大學出土文獻研究與保護中心「清華大學藏戰國竹簡『保訓』釋文」（『文物』二〇〇九年一六、北京、二〇〇九年六月）、李學勤『論清華簡『保訓』的幾個問題』（同）という最初の本格的な報告が公表されたところである。それによると、書かれている文字は楚文字の特徴を備えており、郭店楚簡などに近いという。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

- 18 曾運乾『尚書正讀』六卷（中華書局、北京、一九六四年五月）。
- 19 例えば陳夢家前掲注（17）書第一部第六章は、西周初期の成立と推測する。
- 20 『論語』に關する主要な研究は次の通りである。魏の何晏『論語集解』は、孔壁より出た古文の古論二十一篇、それに今文の魯論二十篇・齊論二十二篇があり、後漢末の鄭玄が魯論を本に他の二論を併せて、今日通行する形になったとし、これが古くからの通説であった。これに對し、武内義雄『論語之研究』（岩波書店、東京、一九三九年十二月）は、河間七篇本（雍也・公冶長・爲政・八佾・里仁・述而・泰伯篇）を魯人曾子を中心とした論語で、曾子・孟子の學派の傳えた孔子語録、おそらく論語の最も古い形であろうとし、齊論語七篇（先進・顔淵・子路・憲問・衛靈公・子張・堯曰篇）を子貢を中心とした論語で、おそらく齊人の傳えた孔子語録であろうとし、齊魯二篇本（學而篇・鄉党篇）を齊魯の儒學すなわち子貢派と曾子派とを折中した學派の集成に出たものらしく、おそらくは孟子が齊に遊んだ後に作られたものであり、季氏・陽貨・微子・子張問（獨立）・子罕篇を後人が種々な材料より孔子の語を拾いあつめて孔子語録の補遺にあてたもので、最も新しい部分は戰國末にまで下るのであるとする。つださうきち（津田左右吉）『論語と孔子の思想』（岩波書店、東京、一九四六年十二月）は、主として戰國時代の他文獻との比較により、戰國時代より遡る語句が存在することを認めながらも、戰國時代のものが相當多いことを指摘し、戰國時代の末に近い頃に成立したことを想定する。宮崎市定『論語の新研究』（岩波書店、東京、一九七四年六月）は、武内以前の通説を再評價する。最近では澤田多喜男『『論語』考索』（同『論語』考索）、知泉書館、東京、二〇〇九年一月）が、武内説・津田説をとりいれながら、上論・下論が別々に編纂され、戰國時代の内容を多く含むことを述べている。
- 21 『孟子』について、金谷治『孟子』の研究―その思想の生い立ち―（『東北大學文學部研究年報』一、仙臺、一九五一年三月）、金谷治『中國思想論集』中卷、平河出版社、東京、一九九七年七月）は、公孫丑・萬章篇が弟子たちの個別の記録が比較的純粹にそのまま傳つたものであり、梁惠王篇がそうした記録を含む多くの資料中から一つの意圖を以て抜粋編纂されたもの

ので、諡號からいつて前二九六年より後の成立であり、盡心篇はそれより遅れて最も新しく成立したとし、孟子の死後それほど遠い時代に下るものではないとする。

22 このことと関連して、『孟子』のいわゆる「性善説」について、宇野哲人『支那哲學概論』（中文館書店、東京、一九二九年四月）一一四―一一七頁は、性善の思想は古來あつたが、孟子は演繹的方法（人性は善）と帰納的方法（惻隱の心）によつてこれを説き、『荀子』と同様に萬人同性を主張したと述べ、また、「性」「善」の定義は『荀子』に至るまで行われなかつたことを指摘している。重澤俊郎『周漢思想研究』（弘文堂書房、東京、一九四三年八月）「荀況研究」一二四頁は、戴震らの『孟子』・『荀子』の性説を本質的に同様とする説が、『荀子』思想の實質に對する誤解に基づくことを述べながら、『荀子』の性説では、偽によつて善を行う能力が萬人に共有されることを指摘する。いずれも『孟子』の性善説・『荀子』の性惡説に關する通俗的な理解が誤りであることを述べている。なお近年、郭店楚簡『性自命出』・上海博楚簡『性情論』などの出土史料により、「性」に關する議論の存在は戰國中期頃まで遡りそうだといわれている。

23 『荀子』について、内野熊一郎『秦代における經書經説の研究』（東方文化學院、東京、一九三九年三月）一〇―一一頁は、勸學篇から成相篇を秦始皇天下統一以前の成立とし、大略篇から堯問篇を始皇天下統一から秦末までの成立とし、それ以外の各篇はだいたい前者の時期の成立とする。重澤俊郎前掲注（22）書五六頁は、大略篇以下堯問篇までの六篇は、形式的内容的に資料的價値乏しきものとする。武内義雄『中國經學史』（武内義雄全集）八、角川書店、東京、一九七八年十一月）三八一―三八二頁は、『荀子』を勸學篇から成相篇、儒效篇から禮論篇、宥坐篇から賦篇の少なくとも三部分からなるとし、最後の第三の部分は、荀子後學の附加が含まれるとしている。金谷治『荀子』の文學學的研究』（日本學士院紀要）九一―、東京、一九五一年三月）はどこに入れるか迷う篇もあるが、勸學篇から成相篇、儒效篇から強國篇、天論篇から禮論篇、宥坐篇から賦篇、という四種のグループに分け、第一類は個人的な脩養に關するものであり、第二類は國家的な政治施策が主流となつており、第三類は觀念的論理的で道家思想との交渉がみられ、第四類は概ね古事についての傳記と短文の雜輯とする。そして第

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について



一・二・三類の順の進展をみてとり、性悪篇の『荀子』における異質性を認め、法家的な傾向の後學によって假託されたものとしている。

24 王先謙『荀子集解』二十卷（一八九一年）などは「忘」を衍字とし、「謙」を「嫌」と讀むが、ここは諸本に従い、そのまま讀んでおく。

25 久保愛『荀子増注』二十卷（一八二〇年）に従い、「故」の下の「曰」を衍字とする。

26 李承律前掲注（5）書七三頁は、『荀子』正論篇・成相篇の堯舜禪讓説話で、王朝交替論としての天子の禪讓が決して認められていないこと、天子權力の世襲制の上で尚賢政治が實現されることを最も理想とされていることを述べている。

27 劉師培『荀子斟補』四卷（劉申叔先生遺書）所收、一九三四年）に従い、「禹勞心力堯有德」を「堯有德勞心力」に作る。

28 俞樾『荀子平議』四卷により、「任」の上の「理」を衍字とする。

29 王念孫『讀書雜誌』八「校荀子」八卷に従い、「職」の下の「業」を衍字とする。

30 久保愛前掲注（25）書に従い、「葬」の下の「田」を衍字とする。

31 盧文弨の校訂に従い、「則」の上の「足」を衍字とする。

32 王先謙前掲注（24）書に従い、「資財」の上の「兄弟」を衍字とする。

33 俞樾前掲注（28）書により、「脩」の下の「脩之」を衍字とする。

34 ここは文脈により、「則」を「在」とする楊倞注に従う。

35 王念孫前掲注（29）書に従い、「忘」の上の「出」を衍字とする。

36 王念孫前掲注（29）書は「遵遁」に作る。ここは元のまま讀んでおく。

37 荻生徂徠『讀荀子』四卷に従い、「傳」を「便」に作る。

38 俞樾前掲注（28）書に従い、「吐」を「咄」に作る。



39 王先謙前掲注(24)書に従い、「好聲色」の上の「有」を衍字とする。

40 盧文弨の校訂に従い、「撫」を「撫」に作る。

41 その一つの理由として、家井眞「詩經」に於ける雅・頌の發生と成立」(『松學舎大學論集』三〇、東京、一九八六年三月)がいうように、韻文形式の金文は西周後期程度までしか遡及しないということがある。

42 とはいえ、後天的な學習の強調は「荀子」にのみ見られるわけではない。板野長八「中國古代における人間觀の展開」(岩波書店、東京、一九七二年七月)八九頁は、「孟子」は性を善としたものの、性の放任を説くものではなく、後天的な修養の必要性を主張したことを述べる。

43 「左傳」前漢末偽作説については、劉逢祿「左氏春秋考證」二卷(『皇清經解』一千二百九十四〜五卷)、康有爲「新學僞經考」(萬木草堂、一八八八年)、飯嶋忠夫「支那曆法起源考」(岡書院、東京、一九三〇年一月)、津田左右吉「左傳の思想史的研究」(東洋文庫論叢二二、東京、一九三五年九月)などがある。これに對し、劉光漢「讀左簡記」(『國粹學報』一・三・四・八・一一・一三・一八・二〇・二二、上海、一九〇五年二月〜〇六年九月)、章炳麟「春秋左氏讀敍錄」一卷(『章氏叢書』浙江圖書館、一九一七年〜一九年)は、左丘明の作とし、淺野裕一「春秋」の成立時期―平勢説の再檢討―(『中國研究集刊』二九、大阪、二〇〇一年十二月)らは戰國前期の成書とし、鎌田正「左傳の成立とその展開」(大修館書店、東京、一九六三年三月)らは戰國中期の成書とする。多數派すなわち正しいとは意味しないが、現在、歴史學の分野を中心として戰國中期成書説を支持する研究者が多いようにみえる。「公羊傳」については、武内義雄「孟子と春秋」(『支那學』四二二、東京、一九二七年三月)四二頁が、公羊春秋は孟子の學が齊に傳えられ齊の地方的色彩を加味せられて發達したものであろうとし、山田琢「春秋學の研究」(明德出版社、東京、一九八七年二月)六「公羊傳の成立について」、日原利國「春秋公羊傳の研究」(創文社、東京、一九七六年三月)一、二「公羊傳の成立と傳文の特異性」は、基幹部分と附加部分の二つの層からなるとし、佐川修「春秋學論考」(東方書店、東京、一九八三年一〇月)(Ⅱ)第一章(三)「齊學と『公羊傳』」は、齊の鄒衍一派

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

- によって伝えられた孟子の春秋學を『鄒氏春秋』とし、鄒衍一派の思想に影響されて別に伝えられた孟子の春秋學を『公羊傳』の源流とし、野間文史『春秋學—公羊傳と穀梁傳—』（研文選書八三、研文出版、東京、二〇〇一年一月）一七五頁は、傳義の發生自體は戰國時代末期にまで遡るとし、平勢隆郎『中國古代紀年の研究—天文と曆の検討から—』（東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、一九九六年三月）一七六—一八〇頁は、曆法などから『左傳』に先行する田齊威王期とした。
- 『穀梁傳』については、陳健『東塾讀書記』卷十が公羊傳の後とし、崔適『春秋復始』（北京大學出版社、一九一八年）、張西堂『穀梁眞僞攷』（和記印書館、一九三一年八月）、錢玄同『重論經今古文學問題』（『古史辨』第五冊、樸社、北平、一九三五年一月）などは漢代の僞作とし、武内義雄前掲論文四六頁は、公羊の學を治めた人が荀子の影響を受けて改作したものとし、重澤俊郎『穀梁傳の思想と漢の社會』（『支那學』一〇—二、東京、一九四〇年一月）は、今文學の系統に屬すとし、前漢昭帝・宣帝期に、武帝期への反動として、法家的な色彩の強い公羊學派に對抗し、儒家的立場からその非儒家的政治に原理を提示しようとしたとし、山口義男『春秋穀梁傳の成立』（『廣嶋大學文學部紀要』二、廣島、一九五二年三月）は、『穀梁傳』が文字の異同については、意外に『左傳』と共通するものが多いことから、公羊家に寄生する形で發生したが、『公羊傳』の路線を修正しようとして『左傳』に接近し、それを取り入れたとし、山田琢前掲書九『穀梁傳の成立について』は、成書を前漢の『公羊傳』成立後、景帝・武帝以後とし、野間文史は、『公羊傳』に對抗する意圖をもつと考えられる傳文が多数見いだされることなどから、成書時期を『公羊傳』成立後とし、平勢隆郎『左傳の史料批判的研究』（東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、一九九八年二月）一七一—一七三、一八八、一九二頁は、『穀梁傳』を早くとも韓の稱王以後の中山國、かつ『左傳』より後の成書とした。
- 44 拙著前掲注（一）書五〇七頁。
- 45 小倉芳彦譯『春秋左氏傳』（岩波文庫、岩波書店、東京、一九八八年一月—一九八九年五月）。
- 46 阮刻本は「弑」に作るが、校勘記・楊伯峻編著『春秋左傳注（修訂本）』（中華書局、北京、一九九〇年五月）に従い、「殺」

- に作る。
- 47 楊伯峻前掲注(46) 書に従い、「讓之」を補う。
- 48 『國語』周語中、周襄王の會話文に、「戎狄、……貪而不讓」とある。また、別に(左傳定公五—D)のように呉人が「讓」らない説話もある。
- 49 小倉芳彦『中國古代政治思想研究—左傳研究ノート—』(青木書店、東京、一九七〇年三月) 七三—七六頁。
- 50 小倉芳彦「ぼくの左傳研究とアジア・フォード問題」(『歴史評論』一五三、東京、一九六三年五月、同『中國古代政治思想研究—左傳研究ノート—』、青木書店、東京、一九七〇年三月所收) 二四—二五頁、平勢隆郎『左傳の史料批判的研究』(東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、一九九八年二月) 一六一、一八九頁。
- 51 私はそれを戰國中期と想定している。拙著前掲注(1) 書五〇七頁参照。
- 52 ここでも檢索の便宜上、小倉芳彦の『春秋』經文に對する番號を適用しておく。
- 53 『左傳』は「寶」を「俘」に作る。
- 54 『國語』の成書年代については、康有爲『新學僞經考』(萬木草堂、一八八八年)が、現本『國語』を原本『國語』の殘餘とし、孫海波『國語眞僞考』(『燕京學報』一六、北平、一九三四年十二月)が、齊語は漢初の『管子』小匡篇を材料にしているとし、衛聚賢『古史研究』第一集(商務印書館、上海、一九三二年十一月)一六四、一八二—一八三頁が、前四三一年から前三一四年以降にかけて、左丘明の子孫達によって成書したとし、平勢隆郎『中國古代紀年の研究—天文と曆の檢討から—』(東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、一九九六年三月)二三八頁が、元からの史傳・戰國中期以後の整理・漢代文帝頃の挿入があるとする。また、除外した用例は、周語上「讓不貢、……有威讓之令」、吳語「訊讓日至」で、いずれも譴責の意である。
- 55 『左傳』成公十三年三月の条で孔穎達疏は「不賞善」に作る。

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

56 『戰國策』は扱いの難しい文獻であつて、宋代以降の改變が疑われるなど、その史料の信頼性を低くみるものが多かったが、馬王堆帛書『戰國縱橫家書』の出土により、少なくともその一部が一次史料として利用できるという考えが有力になりつつある。藤田勝久『史記戰國史料の研究』（東京大學出版會、東京、一九九七年十一月）一七四～一七九、二一六～二一七頁参照。  
なお、以下の篇名は姚本による。

57 鮑本は「市井者」を「市井屠者」に作る。

58 鮑本は「徒幸而養」を「幸以養」に作る。

59 鮑本は「老母在」を「老母在前」に作る。

60 鮑本は「日日造問」を「日造門下」に作る。

61 鮑本は「謂范雎曰」を「范雎曰」に作る。

62 『孟子』ではなく『荀子』ではないかという疑問がでてくるかもしれないが、大半の研究者が戰國中期ごろと想定する出土文獻に、少なからず荀子的發想がみられることからすれば、『荀子』にみられる思想要素の大半は、戰國後期ではなく、その中期にまでは遡り得るのではないかと考えられる。

63 『墨子』の成書については、渡邊卓『古代中國思想の研究—孔子傳の形成—と儒墨集團の思想と行動—』（創文社、東京、一九七三年三月）五一—四頁は、開祖の歿後（前五世紀末頃）から終末（前三世紀末頃）にかけて形成してきた文獻群としている。近年では上海博楚簡『三德』・『鬼神之道』のような出土文獻にみられる思想内容から、『墨子』の成書に迫ろうとする研究もあるが、渡邊の述べる年代幅は今も有効性を保っていると考える。

64 顧頡剛『禪讓傳說起於墨家考』（『古史辨』第七冊下編、開明書店、上海、一九四一年六月）など。

65 孫詒讓『墨子閒詁』十五卷（一八九四年）に従い、この一文をここに移しておく。

66 王念孫『墨子雜志』六卷（一八三一年）に従い、「出」の上の「曰」、「於」の上の「而」を衍字とする。

- 67 俞樾『墨子平議』三卷（一八七〇年）に従い、「政」を「故」に作る。
- 68 張純一註述『墨子集解』十五卷（排印本、上海、一九三二年）に従い、「謹」の上の「家厚」を衍字とする。
- 69 渡邊卓前掲注（63）書五三四、五三八〜五三九、五四五頁。
- 70 『莊子』の成書については、唐の韓愈、宋の蘇軾・蘇轍にはじまり、明末の朱得之・李贄・焦竑に及ぶまで、その外篇・雜篇が莊子の自著でないことが論ぜられ、以後定説化していった。しかし、武内義雄「老子と莊子」（『武内義雄全集』六、角川書店、東京、一九七八年九月）一四頁は、通行本における内・外・雜篇は、その區別が亂されており、内篇が莊周の手筆で他は後學の附益とは限らないことを述べている。津田左右吉『道家の思想とその展開』（改版、岩波書店、東京、一九三九年十一月）全集版五六頁は、通行本『莊子』は戰國末から漢初にかけて幾人かの逸名の作者の手になった多くの著作とする。池田知久前掲注（9）書四三頁は、この定説に疑問を呈し、一部分は戰國中期から前漢武帝期に、思想家集團としての「莊子」によって書かれたと考えている。
- 71 諸本「雍」に作るが、金谷治『莊子』（岩波文庫、岩波書店、東京、一九七一年十月〜一九八三年二月）は孫詒讓に従い、「雍」を「推」に作る。ここは諸本に従っておく。
- 72 奚侗『莊子補注』四卷（一九一七年）に従い、「無爲」を「爲無」に作る。
- 73 馬敘倫『莊子義證』三十三卷（商務印書館、上海、一九三〇年）に従い、「論」を「論」に作る。
- 74 金谷治『莊子』第二册（岩波書店、東京、一九七五年五月）二五一頁に従い、「致」の上の「察」を衍字とする。
- 75 『商君書』の成書については、好並隆司『商君書』（溪水社、廣島、一九九二年二月）二三五〜二五四頁、張林祥『商君書』的成書與思想研究』（人民出版社、北京、二〇〇八年八月）一四〜一六頁など参照。その全部もしくは一部を、商鞅の自撰によるものではないとするのが一般的であり、この開塞篇を商鞅の作とするかも研究者によって分かれる。
- 76 『韓非子』の成書については、木村英一『法家思想の研究』（弘文堂、東京、一九四四年三月）附録「韓非子考證」参照。通

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

行本『韓非子』五十五編は、孤憤・說難・姦劫弑臣・五蠹・顯學篇が韓非の自著に近く、和氏篇はそれに準じるとし、以下、韓非の學說言行の後人によって輯められたもの、多種多様の韓非後學の著作、韓非學派の人々の學說言行を後人が輯めたもの、韓非よりその後學に至るまでたえず集積された學派の共有財産である所の説話や思想、韓非學派以外の人々の韓非に関する記述、韓非もしくはその學派の言と誤認された他家言からなるとする。

77 顧廣圻の識誤に従い、「說主、使人」を「說人主、使」に作る。

78 顧廣圻に従い、「屬」の下に「子」を補う。

79 金谷治『管子の研究』（岩波書店、東京、一九八七年七月）三六一頁は、戰國中期の初めから漢の武帝・昭帝期のころまで、ほとんど三百年にわたって書き繼がれてきたものとする。『管子』成書に関する學說史については、同書一〇九頁を参照。

80 後で現れる同形の文にあわせて、「兵遠而不畏」と、「不」を補うべきとする説もあるが、黎翔鳳撰『管子校注』（中華書局、北京、二〇〇四年六月）の説に従い、「不」を補わないでおく。

81 王念孫『管子雜誌』十二卷は「祭」を「祭」とすべきとする。

82 趙本は「何以爲寡也」を「何爲其寡也」に作る。

83 『晏子春秋』の成書については、谷中信一『晏子春秋』（上）（明治書院、東京、二〇〇〇年四月）一〇〇～一二頁参照。大きく分類して、晏嬰自著（春秋時代）・戰國時代・秦漢時代・六朝僞作説に分かれるが、銀雀山漢簡『晏子』の發見により、戰國時代成書説が現在有力である。またその思想については、唐の柳宗元以來、墨家説が絶えず、近年では董治安「説『晏子春秋』」（『山東大學學報』（語言文學版）一九五九―四、濟南、一九五九年）のように、一種の文學作品とする説も有力となっている。

84 『史記』太史公自序・呂不韋傳などによれば、秦始皇八（前二三九）年の成書となる。内野熊一郎前掲注（23）書五〇頁は、始皇初年よりはじまり、天下統一後數年に至る間の二、三十年間の作成と推定する。また、陳奇猷『呂氏春秋校釋』（學林出

版社、上海、一九八四年四月）一八八五～一八八九頁が、八覽・六論を呂不韋が蜀に遷されて死んだ直後、蜀に流されたその一派が作ったとするような見解もある。

85 畢沅『呂氏春秋新校正』二六卷附考一卷（二七八九年）には、「固辭讓而相」とある。文意が通じないので、楠山春樹『呂氏春秋』（下）（新編漢文選三、明治書院、東京、一九九八年十一月）八八八～八九〇頁の説に従い、引用文のように改めた。

86 『禮記』の成書年代については、曹魏の張揖以來、前漢と考えるのが常識だった。武内義雄『禮記の研究』（武内義雄全集）三、角川書店、東京、一九七九年一月）二二八～二三七頁も、篇によっては古い禮經の残存があることを認めながらも、成立を漢代とみている。しかし近年では、彭林『郭店楚簡與『禮記』的年代』（『中國哲學』二二、遼寧教育出版社、瀋陽、二〇〇〇年一月）のように、出土文獻を根據に戰國時代に引き上げる説が出ており、支持する研究者が多い。他方、歐陽楨人『郭店簡『緇衣』與『禮記』緇衣的思想異同』（丁四新主編『楚地簡帛思想研究』二、湖北教育出版社、武漢、二〇〇五年四月）のように、出土文獻と傳世文獻の差異を非常に大きなものとする考えもある。史料相互の表面的類似性からする安易な成書年代の遡上は慎むべきで、澤田多喜男『郭店楚簡『緇衣』考索』（池田知久編『郭店楚簡儒教研究』、汲古書院、東京、二〇〇三年二月）三三七～三三八頁が、郭店楚簡『緇衣』篇の考察から、『禮記』諸篇がかなり古い資料を残して保存している可能性を述べているあたりが、現時点では當を得た理解であろう。

87 『禮記』曲禮上篇「先生書策琴瑟在前、坐而遷之、戒勿越。……燭不見跋。尊客之前不叱狗。讓食不唾。」の「讓」は、食事をすすめるの意味であるから除外した。

88 既に『荀子』の検討個所で述べたように、近年の出土文獻から『荀子』の思想は、少なくともその一部が戰國中期末まで遡及しそうだという研究状況がある。また、『孟子』の思想と『荀子』の思想の違いは、過去の常識には反するけれども、年代と

89 岡村秀典『中國文明 農業と禮制の考古學』（京都大學學術出版會、京都、二〇〇八年六月）九一頁は、二里頭文化期に宮

先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について

廷儀禮が整うなかで瑞玉という玉器が生み出されたとする。

- 90 例えば楊寛『戰國史』（上海人民出版社、上海、一九五五年九月）第二・三・四章では、農業・商工業・社會制度の各側面からそのことが詳細に解説されている。

91 郭店楚簡の年代は、前三〇〇年前後とするのが主流である。郭店楚簡の堯舜禪讓傳説を詳細に検討したものに、李承律前掲注（5）書がある。

- 92 勿論、権力による直接的・積極的な働きかけに應じるような影響だけではなく、間接的な影響やそうした働きかけに反発するような影響も含む。



# 先秦秦漢傳世文獻所見的“讓”

——以先秦儒家系統的文獻為中心——

小 寺 敦

普通的“讓”往往使人想到這是一種美好的人性，在整個人類社會的任何一個時代都能看到。在中國古代傳世文獻中，可以找到代表普通的“讓”之意義的“讓”這個字。但傳世文獻所見“讓”，還有着普通的“讓”以外的意思。筆者曾經推測，《左傳》所見超出普通的“讓”之意義以外的“讓”，帶有濃厚的戰國時代的思想。本文以此推測為出發點，將《詩》、《書》、《春秋》三傳等先秦秦漢時代傳世文獻所見“讓”字，按照幾個範疇加以分類，在此基礎上作出全面的討論，從其內容和意義中試圖找出時代性特徵來。結果，我發現“讓”這個字按其內容和意義顯然可以大致分為三層含意，這同時也能夠反映出時代的層面來。第一層含意起源最早，是可以作為普通風俗、習慣來解釋的“讓”。這並非為中國古代所特有，它超越了地域和時代，恐怕可以上溯到沒有文字的時代吧。第二層含意是儀禮的“讓”。我認為是早期國家形成以後，在宮廷儀禮的完善過程中出現的範疇。第三層含意政治色彩非常濃厚，或者說是極易被政治所利用的“讓”。它是在更晚的時代，從上述兩個“讓”中派生出來，被賦與了各種意義的範疇。按上述順序形成的“讓”後來被“禪讓”這種中國古代王朝交替形式所利用。這三層含意反映出中國古代統治的理論依據，既包容了傳統的社會習俗，又取得了高度的發展。正因為如此，就可以解釋，為什麼在中國雖然擁有共同的幻想（即不屬於暴力工具的、共同的元素），但一個統治者與他周圍相對較少的官員，卻可以統治在廣大的地域上居住，因地域不同歷史文化背景也多種多樣的人類羣體，而且這種統治體制可以維持到比較晚近時代的原因。